

| 第11回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会 | |
|----------------------------|--|
| 開催日時 | 令和7年8月8日(金) 午前10時00分 |
| 出席議員 | 委員長:武道修司 副委員長:宗裕 委員:工藤久司 委員:田原宗憲 委員:池亀豊 委員:吉元健人 |
| 事務局職員 | 局長:桑野智 係長:瀬戸美里 |
| 証人 | 産業課長補佐:下田大吾郎 シダックス職員:尾崎伸介 元産業課長:古市照雄 株式会社エス・ティ・産業代表取締役:繁永千榮子 株式会社エス・ティ・産業:繁永哲也 |

午前10時00分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第11回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の会議は、証人喚問です。皆様、今日は一般の方もおられますんで、発言には十分注意をして発言をお願いをいたします。

早速、協議事項に入ります。

本日の会議は秘密会といたします。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は秘密会といたします。秘密会の解除につきましては、会議終了後、皆さんにまた再度お詫びしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

本日は、証人を5人お願いしております。1人30分程度を目安に、1時間以内で質問を行いたいと思います。

初めに、私から質問をいたします。不明な点がありましたら、各委員さんからお願いをいたします。私のほうからは以上です。

それでは早速、証人を喚問……。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、会議が始まる前に私から提案を（聴取不能）ございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今まで撮影しているそこのビデオなんですが、公開を前提では、少なくとも公開することもありますということで、つまり証人とか説明員の方に撮影はしていなかったと思うんですよ。私、昨日から今日の事態の推移を見て、あのビデオも場合によっては本会議と同じようにユーチューブ等で公開、私はすべきだと思っているんです。それは今日の委員会終了後に、みんなで話し合いたいと思っているんですけど、それをするんだったら、あのビデオは議会の判断で場合によっては公開しますというのを、説明員や証人の方に事前に伝えるべきだと思っているんです。だから、今日からはそういう意見もあるので、その可能性もありますというのを委員長から伝えていただけますか。仮に公開ということになった場合は、今までのやつはね、公開してもいいですかって承認を取らないと勝手には公開できないと思うんですけど、それを取っておれば、我々委員会の判断で公開できるでしょう。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） だから、それを一言申し添えることをお願いしたんですけどいかがでしょうか。いや、それをしたからといって公開するわけじゃありません。

○委員長（武道 修司君） 基本的に公開の原則なんで、公開はできます。各皆さんに確認を取っ

てする必要はないんですけど、議会の中での承認で公開できるんですけど、親切というか、丁寧に言ってしていきたいと思います。

○副委員長（宗 裕君） よろしくお願ひします。

○委員長（武道 修司君） 本日会議終了後、町の執行部のほうとその点も踏まえてお話をていきたいと思いますんでよろしくお願ひをいたします。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） それでは証人喚問に入ります。証人の方に御入場よろしくお願ひいたします。

おはようございます。それでは、ただいまより証人喚問を行いたいと思います。

大変お忙しい中、証人の方におかれましては御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。証人の方に御確認をいたします。宣誓した証人が虚偽の供述、陳述をした場合は、虚偽の証言は偽証罪の対象となり、3か月以上5年以下の拘禁刑となります。宣誓拒否、証言拒否ができる場合がありますが、それ以外で証言拒否をした場合、虚偽証言を行った場合には罰則がありますので御注意をください。

それでは宣誓をお願いをいたします。委員と証人の方は御起立ください。証人の方は手元にある宣誓をお読みください。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 宣誓書、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年8月8日。産業課長補佐、下田大吾郎。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。皆さん、御着席ください。証人の方は署名、捺印をお願いをいたします。

それでは、証人の方にお尋ねをいたします。まず最初に氏名、住所、現在の職業をお願いをいたします。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 下田大吾郎、昭和46年4月15日生まれの54歳でございます。そして、現在の職務、肩書は築上町役場産業課課長補佐でございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） すみません。住所もお願いいたします。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） [証人、住所を述べる]

○委員長（武道 修司君） マイクの音量はいいかね。いい。現在の職業が産業課課長補佐ということで、簡単な経歴をお願いをいたします。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課課長補佐、下田でございます。私は、旧椎田町役場に平成10年の4月から採用になっておりまして、現在まで奉職しております。その間、住民生活課または環境課に1年ほど在職しておりまして、それ以外は全て産業課でございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございました。まず最初に、私から代表して6項目ほど質問をさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

先日、説明員で来られたときにお聞きしたことが主なことになりますんで、先日と同じ内容ですでのお答えができるんではないかなというふうに思います。先日の質問の中で、修理の伺いを上司に行う前に工事を完了していたことがあるような発言がありましたが、そのようなことはありましたか。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 今の質問についてでございますが、緊急を要する場合は上司に確認をとって、そしてそれで実施はしております。ただし、緊急を要して書類等が間に合わない場合、その後に書類手続を、書類を作ることをしたことは実際ございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 口頭での伺いをしていたということでよろしいですね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。ありがとうございます。随意契約の設計書、仕様書の作成はどの業者に依頼をしていましたか。先日は、口頭で九電工とかそういうのにも聞いたということでしたけど、現実的に、実際はその設計書、仕様書の作成はどの業者に依頼をしていましたか。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 下田でございます。その業者自体は、修繕によっていろいろな業者に頼んでおります。その都度、業者が違う場合もございました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） そしたら、修理をする業者に見積り依頼をしたということで、仕様書の設計をお願いしたということでよろしいですか。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 下田です。見積りを依頼した業者が修繕していない場合も多々ございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ということは、設計書を依頼したところが見積書の提出したところもあるということでいいんですね。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 下田です。見積りを依頼して、見積りをいただいて、その後に複数者の見積りをいただいて、そして当然金額によって業者が決まるという手続と、あと緊急を要する場合で1者で決裁、または口頭での、上司での許可をいただいて、そちらから見積りをいただいて、そちらと契約をしたことのございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） すみません。私の質問の仕方が悪かったです。随意契約の設計書、仕様書を作成はどの業者でしますかというふうに聞いたらいいろいろあるということやったんで、その設計書を作られたところが見積書、1者で、1者の見積りを依頼したりとか、2者の見積りを依頼するところの業者と同一ですかということなんですが、説明の意味よく分かりませんか。もう一回言いましょうか。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。お願ひします。

○委員長（武道 修司君） 随意契約の設計、仕様書を作るのに、先日は自分たちではなかなかできない。だから業者の方に依頼をしている。業者の方に設計書とか仕様書を作つてもらつている。その業者が、その後の見積り入札するときの業者と同一ことがありますかということです。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。あります。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。先日お聞きした九電工の関係です。九電工というか、先日、下田さんの方から九電工に口頭で依頼をかけたというふうに言われていました。設計書、仕様書とか金額面とかで照会をかけたというふうに言われていましたが、当時の担当者の名前をということで、この前お聞きしたら覚えていないということやつたんで、後日お聞きしますのでということでお話していたと思いますが、九電工の担当者の名前は分かりますか。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 当時、依頼した九電工の方は、恐らくこの方ではないかなとは、うろ覚えでございますが、正確には覚えておりませんが、白川さんか、恐らく白川さんだと思います。

○委員長（武道 修司君） か、誰ですか。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 草場さん。

○委員長（武道 修司君） 草場さん。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） は多分違うと思いますが、その後だったと思います。後の担当者だっただと思います。

○委員長（武道 修司君） 白川さんか草場さんですね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） じゃないかと思います。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。それと、クローラー圧力ポンプ、オーバーホールの事務処理があります。修理があります。令和4年の11月、12月です。はつきりと記憶に今あるのかないのかはちょっと分かりませんが、事務処理は適正に行われているかどうかの御回答をお願いいたします。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 下田でございます。事務処理は適正にできていると思います。

通常の手続を行つて、要は支払いまで行つておりますので、できていると思います。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。多分、資料請求をさせていただきましたんで、その資料に関してはどのような資料かというのは多分分かっているだろうなということがありましたんで、前もって資料の確認をしていただかないでもいいかなということで質問をさせてもらいました。適正に処理をされているということありがとうございます。

それともう一つ、その中もありますけど、工事の施工、今の件もそうですし、ほかの件もそうですけど、工事の施工の工事写真を業者に代わって写真を写したことがありますか。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 業者に代わって写真はないです。業者が作業している写真を記録として、何枚かあったほうがいいかもしれないと思って撮ったことはありますが、それは残していません。業者から正式に写真が出てきました。それは残しておりません。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。局長、この写真をちょっと持つていってください。証人に。先日、これ下田さんのはうから出していただいた資料です。今、先ほどお聞きしたクローラーの圧力ポンプの関係です。写真を仮に撮っていないということですが、先日、ある方々に証人喚問、本日と同じように証人喚問したところ、その工事現場ではほかにエス・ティ・産業の方がいなかつたと。その写真を撮っていたのは下田さんだという証言がありましたが、間違いないですか。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 下田でございます。私はこの場に立ち会った記憶はございます。ただし、この写真を撮ったという、こういう写真を撮ったという覚えはございません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 撮ってないという記憶もあるということですね。撮ってないということですよね。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 記憶が、その部分に関してははっきり間違いないとは言えません。ちょっとよく覚えておりませんが、この場にいて、これ用の写真を撮ったりはしてないです。以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。先日の証人喚問で、下田さんが現場で写真を撮っていたということが言われた証言がありましたんで、確認をさせてもらいました。

それと、この日にちが令和4年の11月の、起案が9日でしたかね。今、向こうに行つとんか。になって、修理の日にちがですね。起案は十何日だったと思うんですけど、修理の一番最初が9日か何かだったと思います。実際の修理は、10月の11日だったと思うんですけど、記憶はありますか。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 詳細の日にちの記憶まではございません。

○委員長（武道 修司君） 先ほど、この処理は全て正確に行われているというように言われましたよね。でも実際のこの修理は、10月の11日という証言があったんですけど、それは間違い、

その証言が間違いですか。10月の11日に故障をして、その場で散布をされる人たちが修理していたところの写真を撮られて、されたということなんですか。間違いないですか。それとも記憶がないですか。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） そこまでの細かい記憶はございません。

○委員長（武道 修司君） ということは、この書類の11月にこの修理をしたという記憶も曖昧ということですか。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 私は、書類上のとおりと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ここにエス・ティ・産業の社員さんが写っているのと同時に、ほかの方も写っているんです。そのほかの方に確認をしたら、これは本人の手帳で日にちを正確に覚えていただいておって、10月の11日だということになっているんで、この書類自体が正確な書類ではないんではないかということでお聞きしているというところです。記憶がないですか。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） そこまでの詳細の記憶が今、今というか、ございません。

○委員長（武道 修司君） はい、分かりました。次に、時間の関係がありますんで、ちょっともう少し早めに行きます。随意契約の事務書類で、起案者が竹本さんで起案をされているのが多いんですが、竹本さんの起案を下田課長補佐が代わりに作成したということはありますか。下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 竹本さんの名前で私が内容を作って、竹本さんに確認をさせていただいて、そしてそれから私の決裁をしていくということは実際ございました。

○委員長（武道 修司君） 印鑑を代わりに押したということはありますか。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） ありません。

○委員長（武道 修司君） 先日、竹本さんに証人喚問で来ていただいて、確認をさせていただきました。これだけの量の印鑑を押した覚えがない。この印鑑は下田さんに預けている印鑑だと、自分が持っている印鑑とは違うというふうに言われていましたが、間違いないですか。竹本証人の発言が間違いですか。それともそれは間違いじゃないかを教えてください。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 私は竹本さんから印鑑は預かっておりません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 預かっていない。産業課に預けているものもありますか。産業課に預けている印鑑はありますか。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 当時、私と竹本は液肥センターに常駐しておりました。そして、印鑑を竹本のほうは役場のほうにも置いてございました。そして、決裁をするとき、こういう起

案をする場合は液肥センターで書類の中の確認をしてもらって、竹本さんに印鑑をもらって作るという手順でやることが実際にございました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ちょっとここは食い違いますんで、どちらかが偽証ということになるかと思います。これは我々の調査の範囲じゃありませんので、それはまた後日相談をさせていただきたいというふうに思います。

それと、開封作業で令和4年、5年で竹本さんが一緒に開封されたというものがかなり多くあります、一緒に見積書の開封はされましたか。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 下田でございます。私と竹本は当時、席を並べて横に座っておりました。そして、そこで開封してお互いに確認しております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） これも先日、竹本証人からお聞きしたら、ほとんど開封作業と一緒にした覚えがないという証言がありました。これも今、意見が違いますんで、これもどちらかが偽証をしているというふうな内容になると思いますんで、その点も後ほどというか後日、調査をさせていただきたいというふうに思います。

最後に、私の質問の最後になります。令和5年1月から有機液肥製造施設第1設備の運転委託業務をエス・ティ・産業に委託するような話を、エス・ティ・産業の繁永さんと話したことはありますか。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 私が話したことがあるとすれば、それは見積りの金額が幾らになるだろうかのような話はしたことがあるかと思いますが、それがその時期であるかどうかは記憶が定かではございません。

○委員長（武道 修司君） 見積り金額が幾らになるかをその時期ぐらいに聞いたということですか。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） ではないかと思います。

○委員長（武道 修司君） 3月にしてますよね、入札は。1月頃にそれを1回聞いたということですね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 元が幾らになるかということで。

○委員長（武道 修司君） 元が幾らになるかということで。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 概算でですね。

○委員長（武道 修司君） 概算でね。ある状況でいくと、九電工と同じように設計書、仕様書の内容で金額を聞いたというふうなことですね。1月頃に。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） だと思います。

○委員長（武道 修司君） はい、ありがとうございます。私の質問は以上です。

皆さんのほうから何か質問ありますか。

○副委員長（宗 裕君） 最初に質問させてください。

○委員長（武道 修司君） はい、宗委員。

○副委員長（宗 裕君） お尋ねします。今日の発言で、緊急工事に関しては先に工事を完了させて、後から書類は作ったことがありますという明確な答弁がございました。

それで、前回の説明員で来ていただいたときの下田証人の発言は、ほぼ全ての工事が緊急であるという発言がございました。また、我々が提出していただいている大半、少なくとも半分以上の契約は特定業者との1者見積りです。1者見積りの理由が全て緊急ではないんですけど、そこの業者しかできないとかいう理由もありましたけど、その多くは緊急性を訴えている。緊急だから1者見積りするという書類になっているんです。それを前提にお尋ねします。

提出していただいた書類からは、緊急だから既に工事は完了しているけど、書類を後から作ったというふうに読み取れるものは一切ないんです。まだ、緊急だけどまだ工事はしていない。だからこれから業者を指名というか指定して、見積り書をもらって工事をするという契約書面はそれしかないんです。適正な事務を行っているというふうにおっしゃいましたが、本当に緊急で先に工事をすることは私はあり得るんだと思いますが、それが書類上はなぜ見えなくしたんですか。

また、そういうことは書類上、これは緊急で先に工事がやっているというのは、分かるのはどこを見たら分かるんですか。

○委員長（武道 修司君） 証人、分かりますか。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、じゃあもっと分かりやすい質問します。答えてください。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） それを、事前にやったどうこうというような文面の書類はございません。証明書を出した、証明で書類を出した分以外はございません。

○副委員長（宗 裕君） 書類を出した分というのは何でしょうか。ああ、我々が持っている書類で、緊急で先にやったって分かる書類はないという意味ですか。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。はい、もう一つ。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） あなたの直属の上司は産業課長です。そういう緊急で工事をやって、書類を後から作ったというのは当然、先ほどの証言によると課長には説明してて了解をもらってやったという証言と私は聞いたんで、それで間違いないですよね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございました。私からは以上です。

○委員長（武道 修司君） ほかに。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 今の内容の補足というか、詳しく聞きたかった部分がありますので、前回、下田課長補佐のほうからの発言で、大体の起案等は今の宗委員の、副委員長的回答にもありました。課長はほぼ知り得ているという内容を前回も答えられていました。それに付け加えるならば、大きい起案に関しては、副町長まで自分が説明しに行っているという発言もありましたが、その辺は間違いないですか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 下田です。私が直接行く場合、また課長と一緒に行く場合がございました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ということは、最低でも起案書に押されている判こに町長の印鑑があれば町長も把握しているし、副町長までの金額であれば副長は理解しているということでおろしいですよね。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい、そうです。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） じゃあ、ちょっと違う質問を一つさせてください。先ほど、調査が必要になるというところの竹本信力氏が全て起案を把握しているという内容を先ほど述べられていましたし、開封は隣同士なので全て一緒に行っていたという相違がある点についての質問です。

先ほど見ていただいた資料、いろいろな資料の中の、先ほど課長補佐が見ていただいた資料を今さつき目通してもらったので、これももちろん竹本さんの起案になっています。今の話に基づいて話すのならば、もちろん課長までの印鑑なので古市課長まではこの内容は御存じだと思います。記憶の中で通常どおりの行いで起案を上げてやったという日の日付も調査、要は相違があるので調べなきやいけないという今の点の中での詳細で質問したいことがありましたので質問させていただきます。

基本的に、基本的にというか代書する、要は作成することは認めていますよね。代わりに起案を上げてやるというのは認めていると思うんです。ただ、竹本さんが知った上での代書、要は代わりに書いてやるというのは、全然僕も業務上ありかなとは思うんですけども、本人自体がこれを知らないという証言が今上がっている中で、どちらかが偽証に疑われるという資料に今なっ

ているというのは、何となく今さっきの質問で理解したとは思うんですけども、3年前の記憶になります。下田さんの。

写真を撮った記憶もなければ、竹本さんに絶対に伝えているという記憶もあり、開封も一緒に開封したということは、通常どおりやつていれば絶対に知り得ることなので、そこは断言できるということでいいんですよね。全てそのとおりにやっていますという、今の返答でいいということですよね。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 先ほども説明いたしましたが、開封作業時、あるいは起案をするとき、私が起案のもとを作つて決裁を回すときには事前に必ず竹本の名前であれば、竹本の名前じゃなくて私が起案者であつても竹本の印が付いている場合は、竹本に確認してもらってそれでその後の手続をしております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） では、年間に竹本さんのこういう、通常は竹本さんが書かなければいけないと思います、起案は。どのくらい下田さんがやられていたんですか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 下田です。かなりの量をしていたと思います。何件というまで覚えておりませんが、かなりの量はしていたと思います。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） それはなぜでしょう。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） ほかの業務もしているというのもございますが、チェックを何度もしたりするのと、先ほど今、今言いましたことですけど、時間があまりない。業務時間内に当然処理をしなきゃいけないんで、そして液肥センターから役場のほうに書類を持ってきて、決裁の手続等をしなければいけないので、時間がやはり少ないので、こちら私が打つ、そして竹本さんに確認してもらうという手順が、そこでは通常のやり方になっていきました。

○委員長（武道 修司君） 起案者じゃないよね、それじゃ。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） じゃあ、なぜ竹本さんの起案じゃないといけないんですか。下田さんでよくないですか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 以前、私だけの起案でていたら、職員がいるのにそちらの決裁の印鑑がないのはどうなのかという指摘がございまして、それで竹本さんスタートというか、

私より下の部下がいる場合はそちらからのスタートの決裁にしてきました。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。それは誰からの指示なんですか。

多分、上司は当時課長か副町長か町長の3人しかいないと思うんですけど、別の部署の方ですか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 誰という記憶はございませんが、指摘があったのでしました。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。今証人で来ていることを踏まえてちゃんと答えてください。というのが、今の内容を、明確に今答えられているんですよ、下田さん。そのしゃべっている人の顔が見えないで、その内容だけを覚えているというのは通常ないです。誰から言わされたからしたんでしょう。言われた人が誰か分からないというのはちょっと理解できないんですけど、そこは訂正しなくて大丈夫でしょうか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 訂正はしません。訂正できません。実際顔が浮かびませんので、それで訂正できません。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） じゃあ、役場の体制として聞きます。よその担当の課から、そういうふうに指示とかいうことが役場の中ではあるんですか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） あります。

○委員（13番 吉元 健人君） あるんですね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） きっぱり今あると答えていただいたので、多分下田さんが経験したとは思うんですけども、どういう方に言われたんでしょう。前の証言が曖昧だったので、すみません、関連として返答を求めたいです。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） この内容ではないことで、以前ほかの部署、合議あるいは契約、支出命令の関係で、下の係長以下の印をしてくださいという指摘が過去にございました。それで、その記憶がございます。

○委員長（武道 修司君） それはどこの部署からですか。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） そのときは財政部署でした。

○副委員長（宗 裕君） 吉元さん、令和4年度に関しては何で係長の判こがないのか、聞いて。

○委員（13番 吉元 健人君） 兼任しているということなんですかね。

○副委員長（宗 裕君） そのときは兼任じゃないよ、係長は。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。聞いてくれたんで答えてもらっていいですか。

○委員長（武道 修司君） すみません。マイク入ってないんで、もう一回吉元委員、聞いてください。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） じゃあ、令和4年のときの検印、係長が斜線になっているんですけども、係長に起案の印鑑がないのはなぜでしょうか。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、ちょっと追加で補足の質問をさせてください。

○委員長（武道 修司君） はい、宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 下田さん、役場の組織図を見る限りは、資源循環係というのが新設されたのは令和5年からで、令和4年は2つの係しかなくて、農地何とか係のほうの下に下田さんいたはずなのに、令和4年度の起案文書には係長の判こが全てないんで、これは課長、副町長、町長から係長の判こが要らないという特命があったんだろうなと私は思っていたんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） すみません。ちょっと記憶にございません。

○副委員長（宗 裕君） 資源循環係が5年からというのは、私の記憶間違いだったらごめんなさい。吉元さん、ちょっと質問続けさせてもらっていいですか。

○委員（13番 吉元 健人君） 全然いいです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ちょっと質問が個別具体的なことになっているんで、それ以前に私、大枠を聞きたいんです。今日の書類の流れ、大枠で、必ず決裁権者には詳細を説明した上で了解を取っているという一貫した説明だったんで、課長決裁であれば、その契約の具体的な内容、なぜ緊急の必要性があるのかということは当然課長にも説明して了解してもらっているし、課長決裁だけじゃなくて、金額が大きくなれば副町長決裁、町長決裁もあるんですが、そこも課長と同席して説明したことがあるという具体的な証言がありましたから、それぞれ最終決裁権者、課長だったり副町長だったり町長だったりしますけど、その契約の必要性、なぜ必要なのか、またこれがなぜ緊急なのか、また具体的な細かいところまでは別として、具体的な契約内容とか、そういうのは全て説明して理解、了解してもらって、最終決裁権者の決裁印をもらっているという今日説明だったんで、それで間違いないですね。大事なところなんで再確認させてください。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい、そのとおりでございます。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 全て適正に書類の事務手続を行っているという、まるで私の一般質問の町長答弁みたいなことが出てきたんで、あえてお尋ねするんですが、緊急で先に工事がやっているということが読み取れない事務文書、決裁手続を私はとても適正とは思えないんですが、そのことを今聞くと長くなるんで別のことを見きます。

では、そういう特殊な事務処理をやったやつは、これがそういう先に緊急の工事をやったというのは、どこかに記録、記録がないなら下田証人の明確な記憶はございますか。つまり、我々がどれが先にやった緊急工事なのか確かめたいときに、それは分かるんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） それは私の記憶だけなので、これを見たら分かるというのはないと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 覚えてないと言われると仕方がないんで、ほかの液肥関連だったら液肥の管理記録だとか、液肥の散布記録とかと付き合わせていくとある程度は見えてくるんじゃないかなと思っているんですが、それも時間がかかるんで今日はやりません。

そうすると、緊急の工事で先にやってるけど、後から書類を作るというこういう特殊な処理です。これは当然、決裁権者の、あなたには決裁権ないですから、決裁権者の課長、副町長、町長には報告了解の下にやってるということに、今日、今、本日の答弁になるとそういうことなんで、それでよろしいですね。だから、もしかすると、課長や副町長も町長も担当者ではないんですけど、言われてみれば記憶があった。これは先にやってる工事だったねということになるんですよね。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 修繕等を行うときは、必ず上司に説明、一番最初は当然課長でございますが、それからしていることにしておりますので、宗委員が言ったとおりになると思います。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） 大丈夫かな。

○副委員長（宗 裕君） （聴取不能） そう言うんだからしようがない。

○委員長（武道 修司君） ほかに。田原委員。

○副委員長（宗 裕君） もういいです。僕が言ってもらちゃんと答えてくれない。

○委員（4番 田原 宗憲君） 吉元委員のした中の、下田さんの返答の中で起案書は下田さんが作って竹本さんに印鑑をついてもらったっていうふうに、多分言ったと思います。その中で、何で竹本さんがその起案者なのに書類の作成をしなかったか。そして、パソコンが今のそのパソコンがまだ庁舎内にまだ残ってるんですか。4年度やからパソコンのデータというのは多分復元できると思うんやけど。

だから、何で竹本さんが起案書を作らなかっただけ、ちょっと不思議に思ったので返答いただけますか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 竹本さんが作ったのも当然ございます。そして、竹本にも当然作業をいろいろお願いしております。そして、その作業も当然重要でございまして、そちらをやってもらっている間に時間短縮も兼ねて私が作って確認してもらうというやり方をしておりましたので、そういうふうになっております。

○副委員長（宗 裕君） それを知らない人から言われたということですか。そうした方法がいいよという指示があったということですか。自分の上司じゃないって言われてましたね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） それまでは私の印鑑で……。

○委員長（武道 修司君） 挙手で、マイクで質問するようにお願いいたします。

○副委員長（宗 裕君） すみません。もう聞かないです。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 私の起案で前はほとんどしていたというふうな記録、書類を見たら分かると思いますが、そうなっておりましたが、そういう話があったので、それから竹本さんの起案スタート（聴取不能）なっているのが増えていると思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 基本的に他の業務というか、他の課からこうしなさいとかいうことはまずないと思うんで、今の下田さんの記憶でいくと当然上司、副町長が直接言われるかどうか分かりませんけど、ほかの課の方から言われるということはまずないと思いますんで、基本的に直属の課長から言われたということになるのかなというふうに思いますですが、今の証言はそういうことですか。課長が知らなくて、ほかのところの部署の人が課長にも言わなくていうということはまずないと思うんですよね。言われてる意味分かります。下田さんに言わなくて、竹本さんだけに、課長が竹本さんだけに言うということはないですよね。当然、課長補佐に言ってになりますよね。

だから、他の部署の人がこれはこういうようなやり方おかしいよと、係の印鑑を押すようにしてくれよっていうのは、例えば企画財政課が直接下田さんに言うんじゃなくて、通常は課長を通じて下田さんに話が来る。直接話をしたとしても、課長が知らないということはないですよね。

証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 下田です。それはそうだと思います。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。田原委員、すみません、途中で割り込みました。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） ほかの質問になりますが、先ほど写真を見せたと思うんですが。

○委員長（武道 修司君） まだそこに書類は置いてます。

○委員（4番 田原 宗憲君） あります。この写真を見たときに、下田さんはこの場にいたというふうに回答したと思うんですが、その中に写っている方が何名写っているかと、名前が分かればどこどこの会社の、例えば名前を答えるのか、どこどこの方ですよとかいう会社名をいうのかは任せますので、何名の方が写っているかをちょっと確認して教えていただけませんか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 私がこれで見る限り、足の数とかで見れば3名かなと思いますが、直接この機械等を扱っている方はエス・ティさんに修繕を頼んだときに、エス・ティと来ている方ですね。会社の名前は知りません。会社なのかどうかも分かりませんけど。そして一人は、白い服を着ている方はエス・ティ・産業さんのエモトさんだと思います。この上から顔をのぞいているのがちょっと誰か記憶に……。

○委員（13番 吉元 健人君） 帽子かぶっている人ですか。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。ここがちょっと記憶が。

○委員（13番 吉元 健人君） 分解のところに写真ないですか。一番下の。その方多分次のページのクローラー取り付けのところを、赤い手袋している方だと思います。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 私が今見ていたところ、クローラー取り付け機械の写真だったので。

○委員（13番 吉元 健人君） クローラー取り付け。

○副委員長（宗 裕君） ああ、ここにも写っているよ。その1枚ははぐった一番下に写っている帽子がかぶった。

○委員（13番 吉元 健人君） （聴取不能） 3人やろう。この方は誰ですか。エス・ティ・産業の方。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 一応、下田さん、この多分写真のときに自分がいたというふうに記憶は多分しっかりと覚えているんでしょうが、自分が見た感じ4名、少なくとも4名の方々が写っているような気がします。白の方がエス・ティ・産業のエモトさん。ヘルメットも何もかぶっていない紺色やったかね、黒っぽい方、その方はちょっと詳しく誰と誰というのは多分、下田

さんそこにおつちよつたから状況的に起案書も作ってしてるんでしょうから、記憶ちょっとたどって答えていただけませんか。

○委員長（武道 修司君） 証人、分かりますか。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 下田です。すみません。帽子をかぶっている方の顔が正面か何か。

○委員（4番 田原 宗憲君） 起案書を見たら分かるよね、自分（聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） ちょっと、私からも記憶が戻るかもしれないんで質問させてもらつていいですか。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私たちは、この帽子をかぶっている方に証人で来ていただいて、自分が主に主体的にその場にいて、修理作業を主体的に自分がほぼ8割、9割作業になったという証言をいただいているので、この方が実質修理をしたと私は判断しているんですが、証人は記憶がございませんか。

○委員（4番 田原 宗憲君） 委員長。

○委員長（武道 修司君） 田原委員、ちょっと時間の関係がありますんで、よろしくお願ひいたします。

○委員（4番 田原 宗憲君） 下田さんね、この液肥製造施設の中に入りできる方は限られているはずなんですよ。施設の中に誰でも、私たちも簡単に正直行ったらいけないんだろうなと思って行かないんですが、その中で起案書を下田さんが作って、というのは下田さんが作っているはずだよ。先ほどからも竹本さんに印鑑についてもらったということ、ついていないっていうふうに自分たち聞いているんですが、ただ全部この記憶はあって、この状況を多分思い出したら誰と誰がいてというのは多分報告できるし、同じそれ多分、現場の仲間と思うんですよね。仲間。

だからそこをはっきり答えてもらわないと、先ほどから始めからずっと委員長の質問にも自分聞いているんですが、正直もうどれをこう、分からぬ。はっきり答えてくれんですけど、誰がここに行けるか行けないかをたどったら多分分かるじゃないですか。記憶たどって答えてください。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 下田です。分かりました。思い出しました。写真の向きと変えて、このとき液肥、このときはちょっと会社の名前がシダックスだったか、共立メンテナンスだったか、どちらかちょっと自信がございませんが、液肥の散布業務をされていた吉元一也さんがこの写真に写っている方ですね、恐らく。

○委員長（武道 修司君） ですよね。

○委員（4番 田原 宗憲君） （聴取不能）で二人写っとうよ。4人、オレはおると思つとるんよ。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これは聞かなきやいけないんで私に聞かせてください。下田証人、我々は吉元一也さんから申し出があつて、証人としてここに来ていただいて証言をいただきました。

吉元一也さんは、散布の現場の責任的な方で、この日、10月11日だったと思います。流し込み作業から液肥散布車への液肥散布作業の切替え日で、コマツのクローラーをそのシーズン初めて動かしたら、圧力ポンプが故障して散布ができなかつた。当然、下田さんに報告が行つて、エス・ティ・産業の方が緊急対応でいらっしゃつたんだと思いますが、エス・ティ・産業の方はせいぜい点検したぐらいでほとんど何もできなかつたと。

それで仕方がないんで、当然、吉元一也さんが下田さんの許可を取つたんだと私は思つていますが、倉庫にしまつてある予備の圧力ポンプと交換していいかということになつたら、交換してよろしいということだったので液肥散布の現場の作業員がポンプの交換作業をしたと、確かにエス・ティの人も呼ばれてきてたけど、結局何もできなくて実質の作業はほとんど何もしてないという明確な証言を受けているので、この契約業務は受注したエス・ティ・産業はほぼ点検程度で、ほぼ何も17万円分の仕事はしてない可能性が高いと私は判断しているんですが、私の判断は誤りでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 下田でございます。ちょっと意見を求められるような質問は答えられませんが。

○委員長（武道 修司君） 意見じゃなくて。

○副委員長（宗 裕君） 事実を判断してるって、事実を聞いてます。

○委員長（武道 修司君） それが事実かどうかという確認です。その修理をされた方が言われてゐるんです。証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） まず一つは、私は吉元一也さんにしてくれというのは頼んでおりません。まずそれが一つでございます。そして、ここのポンプは一応予備があるということで、それと変えられないかという話は、たしかこのときしたんじやなかつたかと思います。（「誰に」と呼ぶ者あり）業者のほうにですね。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、思い出してもらう間にちょっと質問させてください。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 指示をしてなかつたっていうのは分からないこともないんですが、

そういう申し出があったんではないですか。予備品のポンプと交換すれば直るというふうに、この現場にいた方から申し出があったんではないですか。それと今の証言から分かることは、これは起案書のように事前に起案を作つて、設計見積りを出して、それから契約して工事をしたものではなくて、緊急なんで書類を作る前にその場で工事をした案件ですよね。ですから緊急だから、もう液肥がその日に散布できなきや困るという緊急ですから、まずは点検して、その場の判断でこれは予備品のポンプと交換するしかなくなつたという、そういう流れですよね。ですから、ここに書いてある起案書も、この作業日以降ということで間違いないですよね。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） すみません。記憶が明確ではございません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 別の角度の質問をします。私も液肥散布を依頼したことのある地元農家ですからよく分かるんですが、このシーズンは稻刈り終了直後の麦まきまでの限られた期間の間に、大量の農家からの依頼をさばかなきやいけない時期なんで、2台しかないクローラーが1台でも止まってたら大事になるんですけど記憶はないですか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 当然、故障して対応した記憶はございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 書類を見ると、12月までクローラー故障で止まってたってことになるんですけど、12月になつたらもう麦まき終わってるから1台でしかまけないじゃないですか。ちょっと言葉がきつくなつて悪いんですけど、このシーズン1台しか散布車が麦まき前に動いてないつてあり得ないんですけど、その辺の明確な記憶はありませんか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 期間の明確な記憶はございません。いつからいつまで1台で動いていた、いつからいつまで2台で動いたというのはちょっと今記憶にございません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 書類の最初を見てください。これは全て課長権限ですから、当時の課長の完了検査確認があるでしょう。課長が判を押してるやつ。それ12月5日に工事の完了を確認したってなつてるんで、私は12月5日までは故障で動いてなかつたと思ってたんですけど。6日ですかね、12月に入るまでは故障で動いてなかつたというふうに書類から読み取ったんですけど、それで間違いないということですね。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 書類上はそうなっております。私の記憶では、記憶には日付の

記憶はございませんので、この書類だと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。すみません。時間が1時間となりました。まだまだお聞きしたいことが多々あるというか、分からぬ部分もあつたり、証言が食い違うところがありましたんで、また後日、証人として出席をお願いすることがあるかと思いますんで、そのときはまた証人、お忙しいと思いますがよろしくお願ひをいたします。

それでは証人喚問を、下田課長補佐の証人喚問は以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、ビデオ撮影のことは。

○委員長（武道 修司君） すみません。失礼しました。それと、町長からの申し出で、今日は、本日は秘密会で公開をしないというふうにしてるんですが、基本的にですね。秘密会が終わった後は、この委員会で決議をとって公開をするというふうにしてます。町長のほうからも公開をしつかりするようにということで申し出がありましたんで、そのような形で本日の会議は場合によってはユーチューブなり、言葉の録音がありますんで、その辺も踏まえて公開をする場合があるということで御理解をください。よろしくお願ひをいたします。どうもありがとうございました。（「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり）お疲れさまでした。

それでは、ここで一旦休憩といたします。次の証人の方に待っていただいておりますんで、5分程度、トイレ休憩のみで対応していきたいと思いますんでよろしくお願ひをいたします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時10分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、次の方の証人喚問を行います。証人の方は入場をお願いいたします。

それでは、ただいまから証人喚問を行いたいと思います。

証人の方は大変業務のお忙しい中に、特定業者との随意契約に関する調査特別委員会に御出席をしていただきまして、誠にありがとうございます。

証人の方に御確認をいたします。宣誓した証人が虚偽の供述・陳述をした場合は、虚偽の証言は偽証罪の対象となりますので、3か月以上5年以下の拘禁刑となるということを御理解ください。宣誓拒否、証言拒否ができる場合がありますが、それ以外は証言拒否ができません。証言拒否をした場合は、虚偽証言を行った場合と同じように罰則がありますので御注意をください。

それでは、宣誓を……（「委員長、ビデオの件をふれて下さい」と呼ぶ者あり）あ、もう先に言いましょうか。

それと先日、町長のほうから、本日、秘密会にしています。その秘密会にしている理由は、個人情報の関係、個人の名前が出たりとか、プライバシーの問題とか、いろいろとありますので、その点を踏まえて秘密会にしています。本日の会議が終了後、秘密会を解除いたしますので、その場合は公開になります。そのときに個人情報の問題、個人の名前とかプライバシーのところを削除をして公開をするというふうな流れになりますので、よろしくお願ひをいたします。場合によっては、ユーチューブでの配信等がありますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、宣誓をお願いをいたします。委員と証人の方は御起立ください。宣誓書が手元にあるかと思いますので、宣誓書をお読みください。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

○委員長（武道 修司君） 日付とお名前を。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 令和7年8月8日、尾崎伸介。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございました。御着席ください。証人の方は署名捺印をお願いをいたします。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ちょっと、始める前にいいですか。

○委員長（武道 修司君） はい、どうぞ。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 俺、ここに来る、昨日、おとといぐらいに、これ、秘密、あれ、届いたよったやないですか。

○委員長（武道 修司君） 案内。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 案内……

○委員長（武道 修司君） はい、はい。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） あれって、ここにおる人以外で知っている人とかいるんすか。今日、自分がここに来ることを。

○委員長（武道 修司君） 基本的には知らないはずです。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、俺、その、8日の日に、ちょっと、ある人に「8月8日、百条委員会、行くんやろう」って言われたんですよ。そのときは、ああ、まあ、うーんっち思いよったけど、ふと思ったら、何で知っちょんかなあと思って、俺、全然言ってない人やつたんで。（「それは証人として呼ばれる同じ人」と呼ぶ者あり）はい。（発言する者あり）多分、呼ばれちょっとした方だと思います。（「でも呼ばれちょっとことは共有してないよね」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） してない。誰にも、秘密で。

○副委員長（宗 裕君） 個別に案内してる……

○委員長（武道 修司君） うん。

○副委員長（宗 裕君） 証人同士が連絡取るのは原則ないでしょう。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） やけ、もう全然、まあ、知っちょん人は知っちょん人なんですが、一緒に働いたりとかもしてないので、何で知っちょっとんかなと思って、ちょっと、ふと思ったんですけど。

○委員長（武道 修司君） 基本、秘密にしています。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、なるほど。分かりました。

○委員長（武道 修司君） 議会のほうは、直接、総務課を通じて文書出すのかね。

○副委員長（宗 裕君） 証人同士が連絡取り合うというのはあり得るんですけど……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。

○副委員長（宗 裕君） 尾崎さんが言っていないのに……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） その人には絶対言った覚えも全くないし。

○副委員長（宗 裕君） 不思議でなりません。

○委員長（武道 修司君） だから、証人が今日、何人かおられますけどね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。

○委員長（武道 修司君） その証人の方と証人の方は誰に来ているかというのは基本的には分からぬようにはしている……（「当人しか分から……」と呼ぶ者あり）当人しか分らない。と……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、職場の呼ばれた人とは、まあまあしゃべったんですけど、それとは全く違う仕事やったんで、えっ、何で知っちょんかなと思って、ふと聞いてみようかな……。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） ちょっと、これ、やっぱり秘密会というか、百条委員会の……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 書いちょっとんですね。

○委員長（武道 修司君） 趣旨の関係で、ちょっと大切なことなんで、申し訳ないですけど、お名前、今、これ、秘密会にしていますので、もし名前が出ても、そこは削除しますので、名前を教えていただいてもよろしいですか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） あ、今、言ってもいいんですか。

○委員長（武道 修司君） はい。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） あっこの、ごみ処理場というか、その内山さんに、清掃センターですね。（「職員よね」と呼ぶ者あり）そうです、そうです。ちょうど自分が……

○委員長（武道 修司君） 内山。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ごみを捨てに行ったんですよ、仕事場の。そのときにちょっとそういう話があったんで。（発言する者あり）はい。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。ありがとうございました。

それでは、早速、証人喚問を進めていきたいと思います。時間が、本日 11 時を予定していましたが、前の方の証人喚問が長引いたので、ちょっと時間が押してしまって大変申し訳ございません。ちょっと 12 時にかかるかと思いますが、御協力のほどよろしくお願ひをいたします。

それでは、まず最初に、証人の方の氏名、住所、現在の職業をお願いをいたします。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 名前は、尾崎伸介です。〔証人、住所を述べる〕今の仕事はシダックス、大新東、あ、ヒューマンサービスで、役場の液肥センターで働いています。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

今までの簡単な経歴で構いません。もう簡単に、経歴、お願ひいたします。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ここに来る前は共立にて、その前は J A にいました。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

私のほうから代表して、皆さんの代表として質問をさせていただきます。7 項目ほどありますので、時間の関係もありますが、簡単にお答えいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

まず最初に、2024 年 1 月 25 日に、米谷氏、米谷さん、分かりますね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） あつ、分かります。はい、はい。

○委員長（武道 修司君） が、八野副町長に対し、内部告発、公益通報を行ったということは御存じですか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） その、何月何日っちゅうのは覚えていないんですけど、何かそういう話はしたっちゅうのはよく聞いていました。その、1 回やなくて。

○委員長（武道 修司君） また、それ以前に、古市前産業課長にも内部告発を行ったという、公益通報を行ったということは聞いたことがありますか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、あります、あります。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 米谷さん御本人からということですよね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、そうです、そうです。御本人から聞きました。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

八野副町長が、次の質問です。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。

○委員長（武道 修司君） 八野副町長が米谷氏に対し、今までの上司がいいふうに言っていない。今までの上司全員に文書を書かせるというふうな発言をし、その後、下田課長補佐に文書を書くようにという連絡をしたというふうに聞いているんですが、御存じですか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） えっ、米谷氏のことですか。

○委員長（武道 修司君） はい。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、その、米谷氏というあればちょっと分からないんですけど、でも、何か下田補佐が何か書いているのは、自分は一緒に同じ部屋にそのときいたんで、何か書きよったのは何となく覚えてます。

それと、まあ、もう前やけど、丸山さんという方も働きよったときに、もう何かこう下田さんは書いて、八野副町長に提出したのは言っていました。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

それと、令和4年の11月から12月の頭にクローラーの修理を書類上やっています。現場の方々にお聞きしたら、10月の11日にクローラーの修理をしたというふうに言っているんです。修理の日にちがちょっとずれているんですけどね。10月19日から12月2日までの約1か月以上の期間、散布ができなかった、令和4年、コマツの機械が1か月以上動かなかったということはありますか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、それはないと思います。多分、自分もそのときもう一つの機械に乗っていたんで1日で終わらせてもらって、次の日からはたしか動いちゃう。あれになっていますね。

○副委員長（宗 裕君） 1日で終わらせたというのは、修繕を1日で（聴取不能）。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、修繕を。それも自分たちの仕事場の人が、もう知ったのも覚えちよんんですけどね。（発言する者あり）あ、修繕を。

○委員長（武道 修司君） 修繕をですね。

○副委員長（宗 裕君） そこの散布チームの作業員が修繕がしたという……。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） あ、そうです。名前は言ってもいいんですけど……

○委員長（武道 修司君） いいです。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 吉元さんと中内さんが、そのポンプが壊れるのって結構壊れていたんですよ。前は、その、前、働いていた人が修理した、修理つちゅうか、載せ替えたよつちゅうたら、吉元さんたちが、じゃあ、できるんやねえかみたいな感じで、してもらったのを覚えちよう。で、もう終わったんかなっち思って、自分はちょっと第2施設にいたんで、見に行つたらもう終わっていました。だけ、ああ、もう終わったんやと思って、吉元さんが散布せんといけん圃場に、その日のうちに乗っていったのも覚えちよう。で、その次の日からもう散布はしています。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、ちょっと大事な発言が出たんで、確認させてください。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） その令和4年の11月に、吉元一也さんたちが散布初日に圧力ポンプが壊れたけど……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。

○副委員長（宗 裕君） もう、その日、その場で直しちゃったという証言が出たんですが、その証言に関連して、それ以前も、もう現場の作業員が直していたという発言されたように……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） あつ、直していたというか、その前、その日とかやなくて、何年か……

○副委員長（宗 裕君） 何年か前に……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 前に、そのポンプを予備で買っちょんすよ、自分たち。それを積み替えたりもしていたんすよ。

○副委員長（宗 裕君） 令和4年より以前のポンプの積み替えは誰がやっていたか知っていますか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） は、ニシカワさんという、もう働いて……

○副委員長（宗 裕君） それも現場の……

○委員長（武道 修司君） 現場の人か。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、現場の作業員。

○副委員長（宗 裕君） ああ、ありがとうございます。それを確認したかったんです。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、現場の作業員です。

○委員長（武道 修司君） 今、11月と言って、まあ、書類上は11月になっているんですけど、実際的には10月の11日に現場で修理をしたというふうに、今、証言を、今言われた、吉元さんたちから聞いているんで、確かにそちらのほうが正確なのかなというふうに思うんですが、書類上は、先ほど言ったように、10月の19日から12月の2日の間が、機械が確実に止まっていたというふうな書類になっているようです。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 尾崎君にちょっと聞きたいんですが、そのときに、下田課長補佐だったと思うんです。課長補佐だったと思うんですが、下田さんはそれを、修理しているのを見ていますよね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 見ています。たしか、来て、おったというのは聞いていました。吉元さんたちも言いよったみたいですが、写真を撮って……

○副委員長（宗 裕君） 誰が写真撮った、誰が……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 下田さんが写真を撮っていたって言っていたんで。自分はそのときちょうど散布のほうに出ていたんで行けなかつたんですよね、その場には。やけど、そうやって電話で吉元さんとかに、前はこうこうこうして積み替えたよって言ったら、吉元さんたち

は、じゃあ、自分たちでするっちゃなって、積み替えたって感じですね。

○委員長（武道 修司君） 田原委員、いいですか。

○委員（4番 田原 宗憲君） ああ、はい。

○委員長（武道 修司君） 次に、そのクローラーだけの問題じゃなくて、現場でいろんな工事、修理があつてあると思います。尾崎さんの知つてある範囲で構いません。工事施工業者、業者ですね、業者の方が現場の写真をやっぱり当然、その修理をする場合に、最初に撮つて、途中の修理工程撮つて、最後に完了のつていうので、写真も何枚か撮らないと大体いけないわけですね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。

○委員長（武道 修司君） その写真をですね、代わりの方、その業者じゃない方が撮られたということを見たことはありますか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 業者の方が撮りよつた。

○委員長（武道 修司君） 業者以外の方。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） あつ、以外の方。だけ……

○委員長（武道 修司君） 例えば、下田さんが業者の代わりに写真を撮つていたとか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、それは結構撮りよつたと思うんすよ。（笑声）

○委員長（武道 修司君） ということですね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、すみません、笑つてしましました。

○委員長（武道 修司君） はい。その写真を工事の写真に使つていたという可能性が高いといつ。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 高いと思います、多分。

○委員長（武道 修司君） ありがとう……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 自分がおるときはですけど。だけ、ここで言つていいかあれやけど、何か工事のその見積りとかあるやないですか。見積りとかを、あれつて役場が書くやないですか。それやなくて、何かこうエス・ティの人とかと、何かどうやって書いたらいいんかねえみたいな感じでこう話をしながら見積りしようつたのも俺は覚えちうですけどね。（「作つてやりよつたつちいうこと」と呼ぶ者あり）作つてやるつちゅうか、どう書いたらいいかみたいなのを、エス・ティの人がこうこうこう書いたらいいんやないかとか言って。

○委員長（武道 修司君） それ、エス・ティの方つちゅうのは繁永さんですか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、そうです。

○委員長（武道 修司君） 繁永哲也さんですね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

次の質問でそれを聞こうと思っていたんですけど。すみません、ありがとうございます。

下田課長補佐とエス・ティ・産業の繁永氏、それと太新工業の秋吉氏が液肥センターの事務所内で話をしていたところを見たことがありますか。それとも、どちらかだけでも構いません。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、もう修繕があるときはほぼほぼいました。

○委員長（武道 修司君） 3人が。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 3人の、だけ、3人でするときは3人でおつちよったし、もし太新が取って、エス・ティさんが下におつちよったときはエス・ティさんが来て、話をしよったのはもう、だけ、修理のときはほぼほぼいたっすね。

○副委員長（宗 裕君） ちょっと、委員長、関連……

○委員長（武道 修司君） 事務所の中で話をしていたということですね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、事務所。ちょっとよく分からんですけど、電話とかのときは下田さんが外に出ていきよったのもありますね。それは何、話したか、ちょっと自分たちも聞くあれはなかったんで。

○委員長（武道 修司君） それと、ちょっと、もう一つだけ。

○副委員長（宗 裕君） ああ、はい、はい。

○委員長（武道 修司君） 先ほど、今、仕様書のところだろうと思うんですよね、一緒に作りよったという。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。

○委員長（武道 修司君） その見積入札するときに、太新さんとエス・ティさんが一緒に見積りをされることが案外と多いんですけどね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。

○委員長（武道 修司君） エス・ティ・産業の繁永さんないし太新の秋吉さんが、その2通、各会社の見積りを、2通をどちらかがまとめて持ってくるとかいうことを見たことがありますか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、まとめてとかはちょっとよく分からないんですけど。

○委員長（武道 修司君） 分からんね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） そこまでは。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 次の質問に行く前に（聴取不能）。明確な記憶に基づく、歯切れのいい、気持ちのいい答弁をありがとうございます。感謝いたします。

今、現場の修理作業について、尾崎証人が立ち会ったときの具体的な証言があったんで、確認

させていただきたいんですけど、我々もこの委員会で、いろんな方からの証言で、エス・ティ・産業が受注した、あるいは太新工業が受注した現場の機械とか設備の修理作業のときは、電気関係になると専門の電気業者が来るけど、機械や設備の修理・整備のときは、ほぼエス・ティの繁永さん及びエス・ティの社員さんが来ていて、太新工業に関しては、アキナガさん以外の社員は見たことがないという発言がほとんど、証言がほとんどだったんですけど、尾崎さんも……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 見たことないです。

○副委員長（宗 裕君） 太新の……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 太新の秋吉さん。

○副委員長（宗 裕君） すみません、秋吉さん以外の社員は……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 以外は見たことないです。

○副委員長（宗 裕君） 見たことがありますか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いやいや、見たことないです。だけですね、多分、土曜日とか日曜日に修繕をしていたと思うんですよ。自分、それ多分、もう共立メンテナンスに自分がおっちようときからとは思うんですけど、土日、たまたま自分が門を開けたりするので出ていたんですよ、第1、第3とか。そのときにたまたま修理をしていたときも、太新工業さんは秋吉さんだけで、あとはエス・ティの人、職員さん、何かごみ処理場で働いている職員さんたちがしていたんです。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） それは土日にしていましたということですね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 土曜日曜、平日はあんまり、あれが稼働しているんで、機械が。だけ、そこまではないんですけど、来ていたのは来ていた……。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今、また、私は重要な発言が出たと思うんですけど、平日は清掃センターも稼働しているのに、清掃センターで働いていた人も平日に……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 平日、たまに来ていました。

○副委員長（宗 裕君） 清掃センターの現場を離れて、たまにですけど、液肥センターで作業していたということですよね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

次の質問です。エス・ティ・産業の繁永氏から、液肥センターの運転業務の仕事を今後するのでエス・ティ・産業に来ないか、いい給料を出すからと言われたことはありますか。

- シダックス職員（尾崎 伸介君） あります。
- 委員長（武道 修司君） これは、いつぐらい、いつ頃の時期ですか。
- シダックス職員（尾崎 伸介君） ええっ。いつぐらいか。
- 副委員長（宗 裕君） 季節とかでもいいんですよ、お正月前とか。
- シダックス職員（尾崎 伸介君） ええっ。
- 委員（4番 田原 宗憲君） （聴取不能）、言われたことはある（聴取不能）。
- シダックス職員（尾崎 伸介君） 言われたことはあるんですけど、その、いつちゅう言われたら、ちょっとあれですけど、今よりいい給料にはなるとは思うよみたいな感じのことは言われたっすけど、俺はあんまり、こき使われるのが嫌なんで、嫌ですと言いました。
- 副委員長（宗 裕君） すごく具体的ですね。
- 委員長（武道 修司君） こちらの状況からいくと、今、聞いた、以前証人から聞いた話からいくと、2023年（令和5年）の1月頃の話ではないかなというふうに思いますが、記憶にないですか。
- シダックス職員（尾崎 伸介君） まあ、でも、結構会ったとき、話したときにそういう話が出ていたんで、いついつとかは覚えていないんですけど、何回かはあります。（発言する者あり）はい、そうです。
- 委員長（武道 修司君） お給料……
- シダックス職員（尾崎 伸介君） あっちも冗談でかもしれないんですけど、本気かは分からんすけど、そうやって、何か結構、何回かは言われました。
- 委員長（武道 修司君） 受ける直前、業務をする直前とかじゃなくて、そのかなり前にということですよね。
- シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、そうです。
- 委員長（武道 修司君） ありがとうございます。
- それと、先ほど言ったように、2023年（令和5年）の4月からエス・ティ・産業が有機液肥施設の第1の設備運転委託業務をやっています。その年の1月、正月明けですね、正月明けにエス・ティ・産業に任せるように下田氏と繁永氏が話し合っているところを見たなり聞いたことがありますか。
- シダックス職員（尾崎 伸介君） 第2施設も任せるってことですか。
- 委員長（武道 修司君） いや、第1、一番最初。
- 副委員長（宗 裕君） （聴取不能）、あ、一番最初の話。
- 委員長（武道 修司君） 一番最初の話。
- シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、第1施設はっちゅうのは、繁永さんと下田さんが話し

するっていうより、何か下田さんが何か電話とかで、何か電話つちゅうか、何ちゅうたらいいんやろう、第1はほかの業者に頼むしか、もうちょっとしきらんみたいな感じなことを言いよったときに、えっ、誰がおるんとかいう話をしようしたら、繁永さんところは結構見てくれようし、修理も、その前からずうっと、ほぼエス・ティさんとかが修理していたんで、それ、よく分かっちゃうけえ、してもらいたいみたいなことはしゃっちゅう言っていました。

○委員長（武道 修司君） 下田さんがそういうふうに言われよったということですね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、はい、はい。

○委員長（武道 修司君） もう、あの……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） それと、何か副町長とかにも、もうできんけ、してほしい、してほしいっちゅうか、業者に任せたいみたいなことはしゃっちゅう言っていました。

○委員長（武道 修司君） 第1を繁永さんところに任せたいという話を下田さんが副町長にも話していたという。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。みたいなことは言っていました。

○委員長（武道 修司君） （聴取不能）。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 自分が、副町長と話しているのを見たことはないんですけど、そうやって、いつも職場では……

○委員長（武道 修司君） 下田さんが言っていたということですね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

それと、第2の施設が、やっぱりエス・ティ・産業になっているんですけど、第2のほうも、そういうような話の中から……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、第2のときは、自分たちが聞いたのが3月31日やったかな、いきなりやったんすよ。来年からこっちもエス・ティさんが入るんでみたいな。

○委員長（武道 修司君） 4月1日からね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 4月1日から。（「前日です」と呼ぶ者あり）前日です、ほぼ前日です。で、ええっちゅうことになって、じゃあ、どうなるんですか、自分はそこにおったんですよ、その第2施設に。ほかの作業員の人はちょっと前にほかの休憩所にいたんですけど、自分は役場とそっちの連絡役になるんで、ずっとそこにいたんですけど、そのちょっと前から何か個人情報のパソコンが入ってくるけっちゅうて、もうその場からは、追い出されたやないんですけど、そういうことがありよって、いきなり前日ぐらいに、第2はエス・ティ・産業に変わるつちゅうのは言われました。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

私のほうからの質問は以上で終わります。皆さんのはうから質問があれば、お願ひをいたします。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の委員長の最後の質問。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 今年の4月1日からだと私たちも書類で確認しているんですけど……

○委員長（武道 修司君） 昨年やろ。

○副委員長（宗 裕君） うんつ、今年、今年の4月1日からでしょう。

○委員長（武道 修司君） 昨年よ。

○副委員長（宗 裕君） 昨年ですか。

○委員長（武道 修司君） 令和6年からやろ。

○副委員長（宗 裕君） 昨年ですか。（「昨年」と呼ぶ者あり） そしたら、頂いた資料、違っているね。まあ、いいや。昨年の4月1日から第2施設もエス・ティが管理を受けるようになったということは分かるんですけど、第1施設のほうが先に管理を受けていますよね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 第1施設には、エス・ティの誰かが常駐するようになっているでしょう。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。

○副委員長（宗 裕君） 第1施設だけの管理のとき。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。

○副委員長（宗 裕君） そのときは何名常駐していましたか、運転管理員が。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 常駐は1人やないですか、たしか。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

第1施設が1人常駐していて、ある年の4月1日から第2施設もエス・ティ・産業が受注したときに人は増えましたか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ごみ処理とか何かで働いていた若い子は増えました。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そのごみ処理で働いていた若い子が、第2施設に常駐するようになったということですか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、第1ですね。第2に、ずっと第1におつちよった人が動いて、その若い子は第1に来ちよったんですよ。ある、その、今度こういう、何か議員さんた

ちが話しするので、何か二重取りやないんかみたいな話になったときに、その委員会みたいなのが終わって、あ、議会、議会が終わって、次の日から全然知らん人が来て、その若い子はどうかに行ってしまった。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 大事な証言なんで、私が聞き間違えてはいけないで確認させてください。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。

○副委員長（宗 裕君） エス・ティが第1施設だけを請け負っていたときは、日頃いた方はエス・ティの社員1名。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 第2施設を請け負うようになってからは、清掃センターの人が1人、第1施設に行って……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、そうです、そうです。

○副委員長（宗 裕君） 従来から第1施設にいた人は第2施設に移って。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、そうです、そうです。

○副委員長（宗 裕君） その2人体制でやっていたのが、この間の6月議会での一般質問の以降に、なぜか清掃センターの人はいなくなつて、代わりの人が来た……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、そうです。

○副委員長（宗 裕君） ということで間違いないですね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、間違ないです。

○副委員長（宗 裕君） 私も地元なんで、最近、前を通るんですけど、第2施設のほうは軽自動車が1台止まっているんで、その軽自動車に乗ってきている方がエス・ティの社員だらうと、中津ナンバーだったような気がします。第1施設のほうは、たしか普通車のフィットで北九州ナンバーだったような気がするので……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 中津の人って言っていたような……

○副委員長（宗 裕君） ああ、ごめんなさい。とにかくフィットに乗っている人が新しく来るようになった人ですかね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、そうです、そうです。もう全然しやべったことは、ほとんどないんですけど、その、仕事場の、自分の職場の人が話したときに、たしか中津の人とか言いよつたけえ、初めての人だなと思つては……

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

一人一人の体制で足りないときは、応援、エス・ティの、その、運転管理業務のほうですよね。

- シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。
- 副委員長（宗 裕君） 散布とか修理じゃなくて。
- シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。
- 副委員長（宗 裕君） 運転管理業務のときで、人が足りないような緊急事態のときはエス・ティから応援が来たりするんですか、1人で、仕事が足りないときは。
- シダックス職員（尾崎 伸介君） それは、何か来ていますね。若い子がおるやないですか、第1にもともと。その子が来たりとか、清掃センターで見ている人とかが来ているのは見ていています。
- 委員長（武道 修司君） 宗委員。
- 副委員長（宗 裕君） 第1施設に1人、第2施設が1人なんで、担当施設以外でも、例えば、第1で大ごとなことがあつたら第2施設に常駐している方が第1に応援に来る、十分あり得ると思うんですけど……
- シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。
- 副委員長（宗 裕君） それ以外にも、清掃センターで見たような人が、つまり、日頃、液肥施設にいないエス・ティの社員が応援に来るということ……
- シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい、そうです。それとか第1の方が、今、いる方が休んでいるときも、エス・ティの子が来て1日おつたりとかもしています。それはいいかどうか分からぬんですけど、たまに最近は見ていてます。
- 副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。
- 委員長（武道 修司君） いいですか。
- 副委員長（宗 裕君） はい、十分です。
- 委員長（武道 修司君） ほかに。池亀委員。
- 委員（14番 池亀 豊君） 先ほど3月31日、前日に言われて、ちらっと、何か、俺はどうなるんやろうかみたいなことをおっしゃっていたような……
- シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。
- 委員（14番 池亀 豊君） どうなったんですか。
- シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、それは、みんなのところに移され、（発言する者あり）自分は、だけ、そこにおつちよったんですけど、職場の、その、自分の仕事を一緒にしよう人のところに移動させられたみたいな感じでは、なりました。（発言する者あり）
- 委員長（武道 修司君） いいですか。
- 委員（14番 池亀 豊君） はい。
- 委員長（武道 修司君） ほかに。田原委員。
- 委員（4番 田原 宗憲君） 先ほどのエス・ティの方からうちに来ないかというふうに言われ

たと思うんですが……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。

○委員（4番 田原 宗憲君） そのときに具体的な、どこどこに来いとか、もし、そういう発言が、どこに来いよとかいうのがあったかが一つと……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。

○委員（4番 田原 宗憲君） それと、液肥の運搬業務を来年度からエス・ティが行うというのを、もう頻繁にこう自分たちも聞くんですけど、そういう、尾崎君、聞いたことあるかないかをちょっとといいですか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） じゃあ、一番最初に言われた質問が、何……、（発言する者あり）いや、もう何か、もう液肥の、今の管理におつちよってくれらあいいわ、みたいな感じでは言われました。でも、ほかの仕事は嫌よっちゅうって言ったのも覚えちよう。だけ、その、エス・ティさんっち、いろいろしようやないですか。草刈りしたりとか何か下水道のとか、いろんなところに行きようイメージがあったけえ、それは嫌だというのは思いました。

もう一つ、今、次の質問で、エス・ティがっちゅうのは聞いたんですよ。その聞いたときぐらいから、第2におつちようオオキさんという人が、自分たちの管理みたいなことをし出したんですよね。シダックスの自分たちの散布業務のほうの管理みたいなことを、何か、し出したんですよ。おかしいな思いよったんです。だけ、その、ちょっと自分たち、大体4時半ぐらいまで仕事はするんすけど、ちょっと用事があつて打合せとか、シダックスの所長とかが来るとき、ちょっと3時半とかに上がってもらうことがあるんですね。そのときに、上がっちよつたら役場からいきなり電話がかかってきて、今日、今、どうされているんです、何で仕事やめているんですかっち聞いて、いや、こうこうこういう理由やけど、何でそんなこと言うんですかっち聞いたら、オオキさんのほうから、何でこんな早くやめちょんか、もっと何で行かんのかみたいな感じのことを言われたっち言いよったけ、いやいや、それはおかしいやろうと、俺らはこうこうこういう理由で言うちょうのに、何で違う会社の人がそうやって俺らのことを言うんかとか、あと、忙しくて、今、散布業務やないです、自分たち。散布と流し込みが一番主なんすけど、草刈りっちゅうのは、その、空いたときにちょっととするみたいな感じなんすけど、忙しいときに、役場にオオキさんのほうから、何で草を刈らんのか、俺らがしたやねえから、いやいや、それもその、俺らがしたやないから、自分たちは予定を立てて草刈りもするのに、何でそうやって言われるのかなと思って。だけ、エス・ティが何か来年から液肥散布業務をするぞっち、何かそれを聞いてから、何かやけにそうやって、ということはよく聞かれ出しました。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 分かりました。誰が言ったか覚えてるんであれば答えていただ

きたいのと、それ、ちょっと覚えといてね。

で、一応、特定業者ということでちょっと聞きますけど、特定の業者の方が職員と、例えば、どこどこに行ったとか、食事をしたとかいうのをもし聞いたことあれば教えてもらえないですか。そういう、何かこう、あればです。

○シダックス職員（尾崎 伸介君）　いや、職員と食事とか、そういうのはちょっと分からぬですけど。あと、もう一つ、何やったつけ。（発言する者あり）　はい、はい。ああ、は、まず最初に聞いたのが、何か豊州さん、公益社さんの誰とは、名前はちょっと知らないんですけど、が言いよったぞ、みたいな感じなことを聞いて、ええっ、あと何年もあるのに、何でそんなこと言いよんかなと思いよったら、流し込みに行ったときに、その、お客様っちゅうか、タナカノウさんの田中さんって人も、だから、（発言する者あり）　はい。来年からエス・ティになるんやろうがみたいな……、いやいや、俺ら知らんし、みたいな感じでは言われました。

○委員長（武道 修司君）　田原委員、いいね。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君）　簡単に、先ほどの尾崎さんからの証言の中で、土日の、たまたま門を開けに行ったりすることもあったよ、そのときに太新さんのその担当の方1人だったり、エス・ティの作業員を見たことはありますよという証言の中で、基本的に、液肥センターの修理・修繕、8割、下手すると9割ぐらいは1者見積りでやっている。その内容は、尾崎さん知らないとは思うんですけども、緊急を伴う作業なわけですよ。緊急を伴うのに、土日にわざわざ修理ができるとかいうのを、ちょっと今、考えると、エス・ティさんもしくは太新さん等がやっている工事って、常に緊急を要するようなものだったのかなというのが、分かる範囲で。

○シダックス職員（尾崎 伸介君）　いや、自分が思うに、そこまで緊急やないんやないかなと思うんですけど。（笑声）　いやいや、ここが壊れましたっちゅうたら、ここ使えばいいやないですか。

○副委員長（宗 裕君）　予備があるんですよね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君）　そうなんです。予備があるやないですか。だけ、それは全部が一気に壊れれば、それはそうとは思うんですけど。

○委員長（武道 修司君）　吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君）　そこをお聞きした上で、そこまでの把握をしている人なんだろうということも、もちろん分かっている中で、今、質問したんですけども、エアレーターとか消泡機とかがもうめちゃくちゃ壊れるんですよ、毎年。

○シダックス職員（尾崎 伸介君）　はい、はい。

○委員（13番 吉元 健人君）　それを存じているとは思うんですけど……

○シダックス職員（尾崎 伸介君）　はい、はい。

○委員（13番 吉元 健人君）　じゃあ、例えば、1個のタンクに対してのエアレーターの数で

あつたりとかいうのも、もちろん尾崎さんは把握、ある程度はしていると思います。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、一応。

○委員（13番 吉元 健人君） その中で、じゃあ、例えば、エアレーターにしろ消泡機にしろ、
今日、壊れたら大惨事になるような状況が起こり得るんですか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、それはないと思います。

○委員（13番 吉元 健人君） ありがとうございます。僕はもう、聞きたかったのはそこで。
以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。（発言する者あり）ポンプの台数は分からん
よね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） そこまでは分からんですね。

○委員長（武道 修司君） 細かいところは。（発言する者あり）

○シダックス職員（尾崎 伸介君） まあ、一緒におつちよったんで、運転はしたことはないです
けど、話はよく、一緒の部屋にいたんで。

○委員長（武道 修司君） だけ、その1個が壊れても、緊急事態でもう、その全ての施設が止ま
って……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） とかはないと思います。

○委員長（武道 修司君） 大変なことになるとかいうことはないということね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。予備のタンクがそのためにあるんで。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。せつかくなんで、ちょっと違う内容を聞きたいと
思います。

よく、その、尾崎君は、そういう事務方として一緒の部屋にいたというのを、今、さっき聞いて分かっていることなんですが、契約を結ぶ場合、液肥センターの事務所のほうで開封作業を竹本さんと（「見積書ね」と呼ぶ者あり）下田さんで見積書を開封するところを、ほとんどその2名でやられているんですけども、尾崎さんが立ち会った中で、そういう場を見たこともあるし、そういう、頻繁に竹本さんとの、下田さんとのやり取りというのは見ていましたか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、そのやり取りとかいうのはあんまり見ていないし、何か下田さんが、その、米谷がおるときは、第1の修繕は米谷の印鑑を押して、（「下田さんが」と呼ぶ者あり）下田さんが、で、竹本さんの印鑑も下田さんが押して、何でそんなんするんっち聞いたら、いや、仕事しようように見せたいみたいな感じなことを言いよったのも……（「本人ですか（聴取不能）」と呼ぶ者あり）はい。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すごい重要なことで、ちょっと、ここだけ。要は、下田さんは、米谷君や竹本さんが仕事をしていないと思われるがましいので、そこを助けるために、下田さん本人が立ち会っている、立ち会っていなく関係なく印鑑を押し上げたという証言を尾崎さんは聞いたことあるし、そういう行動をしているところを問うというか、尾崎さんから聞いたことがあるということでいいんですかね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。いや、あります、あります。

○委員（13番 吉元 健人君） ありがとうございます。もう聞くことがなくなりました。僕はもういいです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の話ですけど、下田さんは、竹本さんや米谷さんに対する一定の配慮があったようにあるんですけど……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、言い訳と思うんすけど。（笑声）

○副委員長（宗 裕君） 言い訳かもしれませんけど、それは下田さん一人の判断ですか。それとも、担当課長とか上のほうからもそのようなことを言われたような感じですか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、そのようなことは、そのときは言われたとかは聞いていないんすけど、そのときたしか下田さんって参事級とか、何かそんなんやったっけ、何か課長と同等みたいな（発言する者あり）ことを、はい、何かそんな感じやったんで。で、その、何か竹本さんと米谷君の印鑑を押すの、何かね、もう時期が過ぎちようのっちゅうか、何ちゅうか、期限が切れちようのみたいなのに結構押しようたのも、ちょっと覚えちようのは……。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 先ほど下田さんから、正直、発言があったんです。工事が先に終わって、あとから書類作ることも多々あったと、ただ、どれが先に工事が終わってたかは記憶が曖昧とおっしゃっていたんですけど、今の尾崎さんの発言と付き合わせると、工事が遅れた分は自分の判断をつきづらかったんで、下田さん、判断についていた可能性が出てきましたね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、いや、何か、それは竹本さんも言っていました。一緒におつちようときに、なして、これ、俺、印鑑押したことないのにみたいなことを言いよったんで。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

それと、委員長、お願ひしていいですか。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 下田さんは、先ほど、ついさっき。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 竹本さんの印鑑について尋ねられたら、預かっている印鑑もないし、印鑑は必ず本人に書類を確認してもらって、自分が代わりについてない、本人に印鑑を押させたというふうに私は聞き取ったんですが、今の尾崎さんの話と全く食い違うんで、尾崎さんは、つまり、竹本さんじゃなくて、竹本さんがいないところで、後から竹本さんの了解取ったかもしれないけど……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。いや、何か……

○副委員長（宗 裕君） 竹本さんがいないところで下田さんが判をついているのは何遍も見ているということですね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） あ、見ているというか、何か役場に置いちゃうらしいんすよ、竹本さん、印鑑、米谷君も。

○副委員長（宗 裕君） はい。それ、米谷さん、はい。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） で、それを、だけ、押されちよう、押した覚えがないのにかなりあるって言っていました、竹本さんが。

○副委員長（宗 裕君） 十分です。ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。僕、これ、尾崎君は腹を立てないでください。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。

○委員（13番 吉元 健人君） こんだけ食い違うと、ちょっと尾崎君に確認しとかなきやいけないのは、証言の内容はもちろん覚えてますよね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 覚えています、覚えています。

○委員（13番 吉元 健人君） 虚偽もしていないし……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） していない、していない。

○委員（13番 吉元 健人君） 付け加えたりもしないというのも……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） していない、していない。

○委員（13番 吉元 健人君） 十分理解した上で、鮮明な自分の間違いないという記憶、感覚の中でお答えしていただいているという理解でいいですね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。それ以外は言っていないです。だから曖昧なのは答えていない。

○委員（13番 吉元 健人君） （聴取不能） 分かりませんと言っていますよね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。

○委員（13番 吉元 健人君） 以上です。大丈夫です。

○委員長（武道 修司君） いいですか。ほかに。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） いろんなことを本当こう正直に、思ったとおりに答えていただいたなという印象です。

このエス・ティ・産業さんというのも、ずっと管理をしていて、下田、当時、参事だったり、今は補佐なんですが、この関係を尾崎さんはどう見ていましたか。要するに、役場と業者の関係だったと思うんですね。当然、役場から受注をする、作業をするというのが本当の流れだと思うんですが、今、話を聞くと、どうも何かそこら辺が曖昧であったり、何か逆転って言ったらおかしいでしようけど、そんなふうにもちよつと聞こえたので、実際、この業者と役場の関係というのは、尾崎さんが中に入って、いろんなことを見る中で、どんなふうな感じで見ていましたか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、それは、頼むところがそこしかないんかなっちゅうのも聞いたんし、何で九電工がしたのに九電工に頼まんのかっちゅうのも聞いたことはあるんすけど、頼めば九電工は遅くなるし値段が高いけ、もう頼まんっちゅう、もう一点張りで、あとは全部、エス・ティさんとかやつたらすぐ来るしとか言って、そこばっかりに頼みよった……。俺は、おかしいなとは思いよったんですけど、そこまで、自分がその施設を管理しようわけやないけ、あれやつたけど、ほかの業者はとにかく遅くなるし、値段が高いちはもう常に言って、もうそこばっかりに頼みよったんですね。

○副委員長（宗 裕君） 九電工は駄目だ、エス・ティがいいって言ってたのは誰ですか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） あ、いいんすか。

○委員長（武道 修司君） マイクで。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の証言ですけど、現場のどなたかがそう言ってた……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 下田さんが常に言っていました。

○副委員長（宗 裕君） 下田さんの発言ですね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） そうです、そうです。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。その確認だけ。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） そうなると、尾崎さんが見る関係は、非常にいい関係だと思うんですね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。

○委員（5番 工藤 久司君） 言い方は、いろいろ捉え方はあるかもしれません、ただ、結果的に、いろいろな証言の中で、液肥センター、いつも、先ほど委員長からもあったと思うんですけど、エアレーターとか消泡、あれが何かよく壊れているというのが結果的に我々の認識は、高くついて、仕事を発注するためにというふうにちょっと捉えている部分もあるんですが、今、言うように、九電工とか、専門業者に頼んだら1回で済んで、もっともっと、逆に言えば長持ちを

して経費の節減というようなのもやっぱりこう思うんですけど、そのあたりどう思いますか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、ごもっともだと思います。多分、エス・ティさんが専門業者じゃないから修理しても、第1施設とかのときは、前の人とかがおったときはこんなに修理しようとしたの見たことないですね。常に第2にコーンが置かれて壊れちゃうつちゅうのに、最近ずっとあるんで、だけ、専門業者のほうが早いんやないかなとか思うことは、もうよっちゅうです。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） ありがとうございます。

最後にですけども、尾崎さんがこのエス・ティ・産業さん、液肥、今、尾崎さんが勤めていらっしゃる第1・第2の液肥の、言えば、修理部隊というか……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。

○委員（5番 工藤 久司君） 管理部隊だと思うんですが、このエス・ティ・産業さんの評価を尾崎さんは、今現在いろんな問題がある中で、どう評価を、率直にですね、この業者でよかつたとかいろいろあると思うんですけど、その評価というのをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、最初のうちはこっちのほうを、別に何もされていなかつたんで、まあまあ、別に放っちょつ……、その作業とかしょってもいいかなつちゅう思ったけど、こっちのことまでも言い出したし、あと、あからさまに修理とか修繕が増えてきたんで、どんなもんなんかなとは思っています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の尾崎さんの説明に関連してお尋ねします。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 第1に前の人人がおられたときは、こんなには修理がなかったというようなことを発言……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。

○副委員長（宗 裕君） 第1に、前の人というのはどの人のことを指しているのか、また、あつ、先にそれを。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） は、入る前、シノダさんという方がいたんですけど、そのときはまだ第2はまだあんまりなかったんですけど、その人がしようときは、何か自分でもどうにかこうにかしたりとか、修繕とかですね、とかして壊れ……、何ちゅう、応急処置みたいな感じなことはしていたんですけど、今、最近は、もう何か、もうすぐにこう大きな金額というか、あれをしてまでも修繕して、その日のうちにポンプが壊れたとかなっているんで、そんなに（発言

する者あり) ……

○副委員長（宗 裕君） それ、修繕が完了したポンプがその日のうちにまた壊れたって話ですかね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） それ、1回見ました。修繕して入れるやないですか、ポンプ。 そしたら、スイッチ入れたら壊れたっちゅうのは聞きました、聞きましたっちゅうか、俺が見ようときには故障しましたね。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） その前の方のシノダさんって、どのシノダさんか、分かる方います。

○委員長（武道 修司君） 分かる。知っちょ。 （聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） よね。の方は役場の正職員じゃないよね。

○委員長（武道 修司君） 嘴託職員や。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、シノダコウジさんだと。

○委員長（武道 修司君） ああ、コウちゃんか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） うん。が、あっこ、液肥を管理しようたんです。

○委員長（武道 修司君） ああ、コウちゃん、行きよったね。

○副委員長（宗 裕君） シノダさんって誰、コウちゃんって誰かね。

○委員長（武道 修司君） おいつ子。

○副委員長（宗 裕君） その方は役場の正職員。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、違う。

○委員長（武道 修司君） 嘴託職員やなかったかね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 嘴託職員。

○副委員長（宗 裕君） でも、業務委託という（聴取不能）。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） あつ、嘴託職員じゃないんかな。

○委員長（武道 修司君） 臨時職員か何か、そうやったね。臨時職員か嘴託職員か。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） でも、そのシノダのコウちゃんは、役場の正職員じゃないかもしれないませんけど、業務委託とか外部業者じゃなくて、臨時職員か嘴託で……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、何かそんな……

○委員長（武道 修司君） あ、そんなんやった。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 環境が雇って……

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そのシノダさんが管理していたときは、その方はある程度、機械も分かる方だし、何かあったら自分で、主体的に何とか修理しようという（聴取不能）だから……

- シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、そんな感じでしていました。
- 副委員長（宗 裕君） うまく管理ができていたというふうに聞きました。
- シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。
- 副委員長（宗 裕君） それで、その方が管理していたときは、どうしても自分たちでは直せない故障で、業者発注の場合は、どこの業者に発注していたような記憶はございますか。やっぱりそのときも、エス・ティ・産業、繁永さんですか。
- シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、そんときはまだ多分、エス・ティ・産業はなかつたと思います、会社自体。
- 委員長（武道 修司君） そうやろうね。
- 副委員長（宗 裕君） ああ、エス・ティ・産業ができる前ですね。
- シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。
- 副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。
- 委員長（武道 修司君） 池亀委員。
- 委員（14番 池亀 豊君） エス・ティ・産業なかつたときはどこに発注していましたか。
- シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、そこまではちょっと、自分も把握はしていないんですけど……
- 委員長（武道 修司君） エス・ティ・産業、入ってきたのはいつぐらいから。
- シダックス職員（尾崎 伸介君） 共立、自分たちが共立メンテナンスになったぐらいですね、たしか。役場の委託のときはまだ、たしかエス・ティ・産業はまだなかつた。
- 委員長（武道 修司君） なら、5年ぐらいやね。
- シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、ぐらいと思います。だけ、その前は何か業者に頼んだりとかはしようとしたんやないですかね。あんまり、その、一緒におるあれがなかつたんで。でも、九電工とかはよしつちゅう、よしつちゅうつちゅうか、その、壊れたときは来ていました。九電工とか、そのポンプ会社とか。
- 副委員長（宗 裕君） 専門の……
- シダックス職員（尾崎 伸介君） 専門の、専門の。
- 副委員長（宗 裕君） 専門じゃないエス・ティじゃなくてね。
- シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、そうです。
- 委員長（武道 修司君） 池亀委員。
- 委員（14番 池亀 豊君） 九電工は今はもう来なくなつたんですか。
- シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、もうだけえ、その、ほぼ呼んでいないだけと思うんですけどね。で、ほかの業者に頼むけ、九電工も、もういいみたいな感じになつとんと思うんすけど

ね。何かそんな感じなことは言っていました。言っていましたっちゅうか、その、下田さんがそういう感じなことは何かブツブツ言っていた。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 九電工は今は来ていないということですね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） あ、来ていないです。多分、呼んでもいない、ちゅうか、そういう修理があったときに呼んでもいないんやないですか。その、もう、役場さんが。何かあつたときは、もうとにかくエス・ティさんと太新さんが、もう必ず来る。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 聞いている意味は、今は来ていないということで。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） あつ、はい、はい。

○委員長（武道 修司君） いいですか。ほかに。よろしいですか。時間が……

○副委員長（宗 裕君） 皆さんの質問が終わったところで、ちょっともう1回。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これは、今回の問題とは違う問題なんで、お答えいただかなくてもいいんだけど、私、せつかくの機会だから確かめたいことがあって、答えられたら、お答え、お願ひいたします。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。

○副委員長（宗 裕君） 今はシダックスの業務委託でしょう。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい。

○副委員長（宗 裕君） シダックスの下で働いているでしょう。私、包括業務委託も契約上問題がいっぱいあると思って議会で追求してきたのよ。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。

○副委員長（宗 裕君） だから、シダックスのは見ていないけど、その前はどこだっけ。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） 共立メンテ。

○委員長（武道 修司君） 共立メン……。

○副委員長（宗 裕君） 共立メンテナンスの契約書そのものは見たことがあるんですよ。その契約書によると、業務委託だから現場の尾崎さんみたいな職員には、役場の職員が直接指示命令してはいけないのよね。それをやると偽装請負っていって、労働法のほうの法律違反になるから。だから、必ず役場は管理者である、さつき、シダックスの……

○シダックス職員（尾崎 伸介君） スケナイ……

○副委員長（宗 裕君） 所長さんかな。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） ああ、所長さん、はい。

○副委員長（宗 裕君） その方に言って、現場に伝えるような仕組みになっているんだけど、どうも役場が直接、尾崎さんのような現場の方に直接指示することが横行しているようにもあるし、それどころか全くの関係のないエス・ティの繁永さん、かどうか知らないけど、エス・ティの方がシダックスの社員である尾崎さんたちに指示しているようなことが横行しているようにあるんですけど、その辺はいかがですか。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） いや、そこら辺はよく自分たちも分からんんですけど、何か、一応、自分は責任者としているんで……

○副委員長（宗 裕君） だから、でも、契約上も管理者を届けるようになっているんやけど、管理者に役場が直接指示しては駄目なの。その上の所長からを通してっていうふうに契約上はなっているけど、管理者にはどうも役場から直接指示があるのね。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、あります。

○委員長（武道 修司君） 調べてみな分からんな。

○副委員長（宗 裕君） これはちょっと関連して聞きたかったので。ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。ちょっと12時を過ぎました。すみません。ちょっと12時過ぎてしましました。お昼休みに引っかかってしまいましたので、申し訳ございません。大変貴重な御意見いただきました。ありがとうございました。我々が、今、調査しているのは、適正な業務をして、町がですね、適正な業務をして、その上で住民の人たちから信頼される行政、築上町をつくらないといけないということで、今、この調査をしています。

今、いろいろな疑義、問題があつて、今、いろいろと調べていますが、今後、もしかするとまたお話を聞きしたいことがあるかも分かりません。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） はい、はい。

○委員長（武道 修司君） そのときはまた御協力のほど、よろしくお願ひをいたします。

○シダックス職員（尾崎 伸介君） （聴取不能） せひ。

○委員長（武道 修司君） 本日は大変貴重な時間、ありがとうございました。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

ここで一旦休憩といたします。再開は午後1時からといたします。どうもお疲れさまでした。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、午後からの証人喚問を行います。証人の方の入場をお願いをいたします。お疲れさまです。御迷惑かけます。

それでは、ただいまより証人喚問を行いたいと思います。

証人の方は、本日大変お忙しい中、特定業者との随意契約に関する調査特別委員会に出席をしていただきまして誠にありがとうございます。

まず最初に、証人の方に御確認をさせていただきます。宣誓した証人が虚偽の供述・陳述をした場合、虚偽の証言は偽証罪の対象となり、3か月以上5年以下の拘禁刑となります。宣誓拒否、証言拒否ができる場合がありますが、それ以外、例のですね、例題の、それ以外で証言拒否をした場合は、虚偽証言を行った場合と同じように罰則がありますので、御注意をしてください。よろしくお願ひをいたします。

それと、本日の会議は秘密会となっております。本日の会議終了後、秘密会の解除をする予定であります。本日、映像なり音声、特に議事録を作るための音声等ありますので、議事録の作成等で後日公開をする場合がありますので、場合によってはユーチューブでの公開という可能性もありますので、その点、御了承のほどよろしくお願ひをいたします。そうですね、ということです。

それでは、証人の方、宣誓をお願いをいたします。委員と証人の方は御起立ください。読み上げて。

○元産業課長（古市 照雄君） 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年8月8日。古市照雄。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございました。皆さん御着席ください。あ、どうぞ。署名捺印をよろしくお願ひいたします。

それでは、早速、お聞きしたいと思います。

証人の方に対しましては、本日大変お忙しい中、御出席ありがとうございます。

まず最初に、氏名、住所、現在の職業をお願いをいたします。証人。

○元産業課長（古市 照雄君） [証人、住所を述べる] 氏名は、古市照雄です。

○委員長（武道 修司君） 現在の職業。

○元産業課長（古市 照雄君） 現在の職業は、農業をしているんですけど、なりわいとしては無職です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

今までの経歴というか、簡単な経歴で構いません。説明をお願いいたします。証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。経歴は、役場入ってからでいいですか。平成7年に、当時、合併前の築城町役場に入庁しました。平成7年に入庁しまして、その後に合併を迎え、築上町の職員になって、今年度、令和7年の3月31日をもって築上町役場を退職しました。在職期間中は、生涯学習課、教育委員会と産業課に勤務をしております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

昨日、古市さんのはうから公開にというふうな話がありましたが、個人情報の問題とか、（発言する者あり）はっ。（発言する者あり）入っていいですよ。個人情報の関係とか個人のプライバシー。今日、聞く質問の中にも個人の名前が出たりとかいうこともありますので、そういう点で傍聴に関しては秘密会という形で傍聴を受け付けないようにしています。

ただ、先ほどもちょっとお話ししたように、基本公開が原則というふうになりますので、後日、個人情報の問題やプライバシーのところを削除した議事録の作成ないし、ユーチューブの作成ということになるかもしれませんので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

それと質問状につきましても、ちょっと内容が、個人名のところがあつたりとか、そういうものもありましたので、あえて今回は質問状の添付はしませんでした。記憶の中でお答えしていただければというふうなことと、あと事務の中で、当然、資料がないと分かりませんので、私たちのはうから資料を見ていただいて、記憶を呼び戻してもらえればなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速、質問のはうに入らせていただきます。

まず最初に、現在休職中の職員で、米谷良太さんという方がおられます。液肥センターで前勤務されていたと思うんですが、今、休職中で、数年前に内部告発、公益通報の話が古市課長のはうに、当時ですね、古市前産業課長のはうに話があったと思いますが、当時どのような処理をされましたか。証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。今、名前言っていいんですかね。

○委員長（武道 修司君） はい、どうぞ。

○元産業課長（古市 照雄君） 米谷君……。

○委員長（武道 修司君） はい。

○元産業課長（古市 照雄君） 当時、私が、令和4、5、6が産業課長でした。3年間、産業課にいたんですけども、そのときに米谷君は1年目、令和4年に産業課でいました。そのときに、確かに今、言われたように、公益通報として、本人が公益通報するとか、そういう重々しい話ではないんですけども、今の現場の状況であつたりというのは、直接本人から話はっています。ただし、米谷君の意見を一概に全部聞くということではなくて、やっぱり現場にも何人か職員もいますし、関わっている方もいますんで、聞いた後に話をして、話の内容、記憶、本当に記憶なんですけども、書面で何かこう、あつたとかというのはあんまり記憶していないんですけど、口頭で、今の現場の職員の勤務体系、形態とかというのもやっぱり言っていましたし、あとは、真面目、何か、要は、文句みたいな感じの記憶ではあります、あの人はこうあると。もうそれを鵜

呑みに、一概にどうのこうのというのはできないので、本人にも話をもう一回、再度聞いたりとかして、あと、もう一人の、これも名前言っていいんですか。

○委員長（武道 修司君） はい。

○元産業課長（古市 照雄君） 当時やつたら下田、米谷が第1・第2の液肥センターの管理をおののがしていましたんで、下田にこうこう、米谷がということよりも、こうこうこうあるんか、こうあるんかという話はちょっとしました。米谷ともコミュニケーション取るのがまず第一だと思って、いろいろ話をする中で、本人の思い込みといったところもあるのかなといったところも私自身感じましたので、それについても、今の状況はこうだよ、契約についても何かちょっと触れた思いがあります。契約がもうイカサマだみたいな感じでは言っていましたし、インチキだとか、これはもうよくないとかという話をしていた記憶はあります。それが結局、最終的に、上のほうに上げて報告して、職員がこうあってこうなるので、きれいに何かこう、何とか委員会とかそういうのをかけてくださいというのはしていないです。一応、話はあったのは覚えてています。

○委員長（武道 修司君） なら別にそこで、その当時、古市前産業課長は別にどうこうっちゅうて副町長に報告したとか、周りのほうでどうこうとかそういうのはないということですね。証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 副町長には当時、相談を、報告ですね、したと思います。職員がその当時、私も、本人が四、五年にはもう職員としては休み、休職が入りましたので、4年の1年間だけが一緒に産業課と中で一緒だったです。そのときに米谷から言われて、副町長には、もうこういったことでその話があつてという話は、その報告書ではなくて、もう口頭で、課長というか、いろいろな場面場面がありますんで、全てを報告書で上げるというよりも、口頭でこういった案件が上がってきましたということで、本人とも話ししていますとかという話の報告は多分したと思っています。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

その後、米谷氏本人が副町長のところに行って、その内容を話をしています。米谷氏の話を副町長がしっかりと聞いていないというか、ある程度、詳細にこちらも記録があるんですけどね。その後、米谷氏に対して、お前は仕事がちゃんとできているのかというふうな感じで、いろいろな上司に、お前の勤務態度とか、その内容を書かせる、文書で書かせる、出させるというふうに言って、当時、副町長から言われて、下田課長補佐のほうにも連絡が行っていたようですが、そのとき、古市課長にもそういうような話がありましたか。証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 多分あったと思います。当時、米谷と下田と丸山さんか、竹本さ

んどっちかがいたんですよ。丸山さん、どっちかが言いました、再任用で。丸山さんはその前にいたと思うんで、竹本さんだと思う。

○委員長（武道 修司君） 多分、竹本さんでしょうね。

○元産業課長（古市 照雄君） 竹本さんだと思います。再任用で多分入ってきて。あ、すみません。さっき、じゃあ、自分が液肥センターの勤務は米谷、下田っち言いよったけど、竹本さんも多分いました。3人です。そのときに話があつて、副町長が米谷君が来たというのは、その話はあった記憶があり……、あったと思います。その後に、今の勤務体系、勤務形態をちょっと書いて、最初、口頭かも分かりませんけど、どうあるこうあると言つたところは本人、当時、副町長は第1施設・第2施設、液肥センターちょいちょいは行つていましたし、行つていました。今の状況がどうあるといったところは、現場でも私より多分行つていたと思います。逆に、私のほうにも副町長から現場にも行けということで話があつて、行かんとつまらんやろうがという話はあった記憶があるんですけど、その中で、多分、その、何か今の米谷の勤務状況をどういう状況か教えてくれと言つたところはあったと思います。

そのときも、下田からも米谷の勤務状況、竹本さんからも米谷の勤務状況も聞いていましたし、一概に、先ほどの一回目の、一番最初、冒頭の質問にもなるんですけど、一概には、本人が言った、本当こう、自分が正論みたいな感じで言つていたんで、そこはもう公平というか、どっちなんかと言つたところは聞いていましたし、おのれのが、片っぽはあんまり仕事せん、片っぽはこ^うあるこうあるという話だったんで、というのをすごく覚えています。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

次の質問になります。元職員の竹本信力氏が起案者となって、多くの書類が起案をされているという事実は御存じですか。特に令和4年、5年、ほとんどが竹本さんになって、書類になっているんですけど、そういうような記憶はありますか。証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。竹本さんが物すごく多かったという記憶はそんなにはないんですけど、というのが産業課、農林水産業と商工業と、それに加えて液肥センターもあるので、かなりの書類数と起案数、庁舎内でもかなり多いと思います。その中で起案であつたり、要は、受ける文書、外からの文書とか、いろいろ、かなり多かったんで、起案の起案者というよりも、液肥センターで上がってきた起案、農業係で上がってきた起案といったところで起案者がどうのこうのというのは、さほど覚え……、そこまで覚えてないです。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

その起案の大半を下田氏が作成をし、下田氏は印鑑を押していないと言われるんですけど、竹本氏は印鑑を押した記憶がないと。どちらかが、ちょっと食い違う発言になっているんですけどね。どっちにしても書類の大半は下田さん、今日も午前中質問させてもらつたら、自分が作つて

いましたと。後から竹本さんに言って、印鑑を押してもらいましたということを言われていたんですけど、当時、竹本さんの印鑑は産業課のほうに預けていて、今、起案書に押してある印鑑は産業課内にあったそうです。竹本さんは液肥センターにおられて、形の違う印鑑を向こうで持たれていたということで、産業課内にあった印鑑を誰かが押したというふうなことになるんだろうと思うんですけど、下田課長補佐本人は、自分は押した記憶がないと。ただ、書類は大半は自分で作りましたと、という話はしています。今の話を聞いて、今の事実というか、今の内容を聞いたことがありますか。掌握したことありますか。証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 今の話で思ったのは、私は今の話は初めて聞きました。印鑑が実際に現場で、液肥センターのほうに事務所を構えていましたので、こっちに来て仕事をするというのは、財務会計とか伝票を作ったときに、もう向こうではできないので、ただ、それを誰がいつしてこうしてというのを、私で、いつ来てというのをここまで見てもありませんし、さっき言った、起案の起案名、起案者が竹本さんなのか下田なのかというのを、そこまで趣というか、起案として上がってくるんですけど、その印鑑を、竹本さんの印鑑と、今言った、印鑑が違うというのも見てもないですし、印鑑こっちで押していたのも、私は全く押したことないです。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

そうですね、竹本さん本人は知らないという書類が多いようです。あえて竹本さんを起案者にしなくとも、下田さんが起案者で書類を作ればいい話なんですね。我々もそれがちょっと不思議で、今日、下田さんにお聞きしたら、上司なり周りの人から、これから行くと、米谷君や竹本さんが仕事をしていないように見えると。だから起案者を、2人の名前を使うようにという指示があったということで、極力その2人を、実際、それ調べてみたら、米谷君の印鑑はほぼないです。ほぼ竹本さんです。竹本さんの名前を使うようにという話があったんで、竹本さんで書類作成をしていましたという、で、下田さんが言うには、印鑑は押していないけど書類は作りましたということなんんですけど、竹本さんで起案者をするようにという指示があったということなんんですけど、そういうふうな記憶はありますか。証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 自分が言ったかも分かりませんと言ったところで、その話はですね。ただ、言ったというよりも、その当時で、下田であろうと竹本さんであろうと、どちらでも起案者は起案者。その書く欄が、多分印鑑を押すところが違うと言ったところぐらいでしか大きくは変わりませんし、下田が単独で起案しても問題はないと思いますし、竹本さんが単独で起案しても問題ないと思いますし。当時、下田は係長の兼務か何かもあったような気がします。課長補佐やないで参事じゃなかったですかね。

○委員長（武道 修司君） そうですね。

○元産業課長（古市 照雄君） 参事やったんで、ある程度は、自分は下田のほうには、実際に参

事なんで現場管理はちゃんとしようかなとかという話は常々はちょっとこう言っていたところは覚えています。さっき言った、誰に作って誰がどうせいというのは、ひょっとしたら、その中の業務形態の中で、起案を急ぐ急がない、いろいろあると思いますので、そういった話はしたのも分かりませんけど、ちょっとそこはもう、そこまで細かなことまでは……

○委員長（武道 修司君） 覚えていない。

○元産業課長（古市 照雄君） 覚えてないです。

○委員長（武道 修司君） なら、竹本さんの名前で起案をするようにとかいう話をしたかどうかちゅうのも、あまり記憶がないっちゅうことですね。

○元産業課長（古市 照雄君） そうですね。それを竹本さんに話して、竹本さんに起案作らんでいいよとかという話、そういう、何か楽な話はしていないです、と思います。

○委員長（武道 修司君） 竹本さんはほとんどの起案を知らないということと、ほとんどの起案書に印鑑を押していないという証言をいただいておりますので、先日、証人喚問で、竹本さんにもこちらのほうに来ていただいて、証言をしていただいているんで、下田さんとちょっと食い違いがあるもんで、その確認をしたかったところです。

それと、次の質問入ります。散布車、クローラー車、液肥の散布をする車ですね。令和4年の11月に、圧力ポンプの交換があります。その履行確認調書で、検査員で古市課長が検査を行います。資料を持っていきますんで、ちょっと確認してください。このときに、下田課長補佐と竹本信力氏、立会で検査をされているというふうになっています。それと、その日にちが12月の6日ですかね、になっていると思います。この記憶はありますか。証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 全くありません。

○委員長（武道 修司君） 記憶がない。

○元産業課長（古市 照雄君） 記憶がないというか、記憶があるかないかといったらないです。ただ、文書的には、もうこれ、ありますんで、令和4年のこの案件のみの記憶が今あるかつちゅうたらないです。

○委員長（武道 修司君） ないですね。

○元産業課長（古市 照雄君） はい。

○委員長（武道 修司君） そのときに竹本さんが一緒に立ち会ったかどうかという記憶もないということでおろしいですか。

○元産業課長（古市 照雄君） はい。

○委員長（武道 修司君） ないですね。

○元産業課長（古市 照雄君） はい。

○委員長（武道 修司君） 実際、この修理自体が行われたかどうかというところを、今、調べて

います。それに書かれているように、11月の最初は19日ですかね、壊れたというか、最初の伺いが19日か何かなんですね。完全に出来上がったというのが12月2日で、12月の6日に検査をしています、その書類からいくとですね。で、約1か月以上間が空いています。

(発言する者あり) 分かりますか。

○元産業課長（古市 照雄君） 11月19日。

○委員長（武道 修司君） はい。だけ、日にちはそういうような感じなんです。で、今日、現場の確認、先日も現場の確認とかいろいろとしたんですが、その時期は麦の時期で、1か月以上も間が空くということはないんです。もう一つ証言があって、実際にその修理をしたのは10月の11日、その日1日限りで修理が終わっている。実際の修理も、当時、エス・ティ・産業の職員さんが来られたけど、うまくできなくて、現場の散布をされる職員さんと交換をしたという証言がありました。下田さんは覚えていないということですが。実際に修理をされた方々にお話も聞いて、自分たちがやりましたということで、この文書そのもの、今、古市前産業課長が持たれている、その書類そのものが架空の書類になっているのではないかということで、今、我々も確認をさせてもらっているんですけどね。古市課長はそれに印鑑押していますんで、記憶の範囲でその内容が分かれば説明をお願いをしたいというふうに思います。証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。確かに産業課長で私の印鑑はついています。これはもうついているので、ついていますけども、この工事の内容とか修繕内容を、その当時を覚えているかといったら、先ほど言ったように、覚えてはいません。

これもちょっと付け加えにはなるんですけど、修繕であったりとか、ほかのものもろもろというのはかなり多いですし、履行確認とか修繕も、案件も含めて産業課って、先ほど言った、かなり書類が多いところですので、かなり一件一件を細かくといったところでは、現場、私が全部行って見るといたのはしてはいませんし、ただ、検査員として見るところについては、書類が完備されているかとかっていったところを、写真が添付されているかとか、そういったところは確認して、印鑑を押したといったところで私の印鑑を押していますので、その内容について、いついつ時期で上がってきただのこうのというのは、ちょっと私のほうも、これで多分判断をしたと思います。

○委員長（武道 修司君） ほんなら、現場に行って、クローラー車を確認をして、どうこうちゅうて立会いの検査をしたということはないということですね。証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 一回一回現場で行って、その確認を、どこの部分、ここの部分というのは、この検査調書自体で、どういったことで、私も何かあれば担当にこれどうなったの、こうなったのというのは聞きますし、これを基に現場に行って検査を全て行うといったところは、取ってはいませんでした。

○委員長（武道 修司君） 記憶の中では、クローラー車を現場に見に行って、検査をしたという記憶があまりないということですね。書類で、どちらかといえば検査をしたという記憶ということですよね。

○元産業課長（古市 照雄君） はい。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

それと、下田課長補佐の事務処理で、本人が言うには、施設修理とかありますよね。いろんな修理があつて緊急を要する、1者見積りで緊急をして、すぐに修理をしないといけないということで、その修理を先にする。これは私も当然分かるんです。急ぎでないと施設がということになるんですが、その場合、課長のほうに修理をまず口頭でしていいかという問い合わせをして、許可が出て、それから修理をするということを、処理をされているということでお聞きしました。その修理をするのはいいんですけど、実際、事務処理は、先に修理が完了をして、その後に問い合わせを上げたという書類がないんです。問い合わせをしっかりと上げて、見積りを取って、それから修理をして修理完了と、当たり前の処理なんですね。でも、緊急の場合は、先に修理が完了してもおかしくないんですが、その書類が一切ないんです。話を聞くと、ほとんどが緊急だったと言われるんです。ほとんどが緊急だったので、書類は緊急ではない書類になっているんです。課長には全て相談をして対応していましたということなんで、その内容について課長のほう、当時、課長のほうで緊急なのに緊急じゃない事務処理をしていたということはどういうことか分かりますか。証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 多分、多分というか、もとの緊急といったところは、私も緊急ということはよく使っていました。下田のほうも、今日、何かあったという話を聞いたんですけど、その中でも前回の説明員の中でも話をした、ほかの施設の管理者もそうなんですけど、緊急というのは、液肥センターというのが、液肥を作る施設ですけども、し尿の受入れをする施設といったところが大前提にあるので、そこを、その止まってしまうと、全てが止まってしまうであつたり、何かしらの不具合がある。全体の概略については私も知っているんですけど、細かい運転で何がこうなってこうなってといったところまでは熟知はしていないんですけど、施設の目的から、全て何かの部品が壊れると緊急で対応しなければならないというのは常々私も思っていましたし、現場からも、緊急でこれ止まつたけ、もうどうしようもないけ、すぐしたいということで話はあつていました。何かのポンプなり、何かの機械器具が壊れたときに、どこどこの何が、第1の何が壊れた、第2の何が壊れたんで、それですぐ修繕せなければいけんけ、先にしていいですかっちゅう話はあつっていました。

これも、私も経験したんですけど、担当の職員は、当時現場も管理しながら、液肥の散布もしながら、計画をしながらといったところで、すごく多岐に追われて修繕もしながら、そして私も夜中に電話もあったことがあります。要は、どこどこが止まると自動的に電話がかかるような警

報のやつがありますので、ただ、そのときも担当も現場に駆けつけたと思いますし、夜中でも多分。だから、そういう、施設を稼働させなきやいけないという、逆にその使命感というのは、おのずと私も持っていましたし、早く復旧しなければいけないといったところで、その業務をしていました。

○委員長（武道 修司君） それは分かるんです。ただ、その書類が、我々が書類を全部出してもらって、今、書類を調べた中でいくと、緊急で、最初に口頭で、そうやって、先やるよ、修理するよっちゅうて、後から書類が来るというのは分かるんです。ところが、全ての書類が、先に書類がそろつとて、それから修理になっているんですよね。だから、その話が、つじつまが合わないなという。だけ、どれが緊急で、先に修理をしないといけなかったのか、通常の修理でよかつたのはどの書類なのかというのが分からない。で、下田課長さんに聞いたら、自分の頭の中しか分かりませんっちゅう話なんですけどね。全て課長、上司に相談をしながらやりましたということなんで、書類を、本来なら先に伺いがあって、緊急に修理をして、その後に見積りなりを取って、支払いをするという処理になっておかないといけないのが、故障をしました、見積りを取りました、確認をしました、修理をしました、支払いをしましたという順番になっているもんで、緊急性が分からないんですよ。課長に相談しながらやっていたということなんで、なぜそういうふうな書類の作り方になったのかなという。言っている意味、分かりますかね。

○元産業課長（古市 照雄君） よく分かります。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。緊急って言ったところは電話報告を受けます。受けて、どこどこの何が悪くなつたんで修繕をしたいと。じゃあ、早くしてくれということで話はあります。そのときには書類はもちろんないんで、一回一回、私が、じゃあ、今から行くんで、ちょっと現場確認するって言ったところはないです。電話確認で、そういったことがあったので、緊急の話はあって書類が前後するというのは、その中で緊急度合いを自分がチェックして、これが緊急度合いの案件、これが緊急じゃない案件とかというのはチェックはしていました。していなかつたので、その書類が上がつてくれれば全て確認して、それをどんどん、起案として上がつてきたら上げていったというのが現状です。ですので、これが何案件か、これが緊急案件か、これが緊急でない案件かというのは、さほど本人には、書類が上がつてきた段階ではそんな確認はしていなかつたと思います。

○委員長（武道 修司君） 今言ったのは大変重要な問題で、例えば、今日、故障しました、連絡がありました、今日、修理します。明日、起案を上げるというのは分かるんですけど、修理した日にちがずれるんですよ、今度、そうすると。虚偽の報告をして修理代を支払いをしているということになるんじゃないかなと思うんですよね。だから、それを課長と相談しながらやっていた

というような話が、ちょっと今日あったんで、そういうような、あえてそんなことをする必要がないのに、なぜそんな事務処理をしていたのかというのが我々も不思議な話で、壊れたんであれば、そのときに、先に修理をして緊急でってすればいいけど、どうもその理由が1者見積りのその内容に何か問題があるんでそういうふうになっているのか、それと緊急、緊急ということを下田さんもよく言われて、施設が動かなくなるというふうに、話があつたんですけど、過去、昔、シノダさんという方が管理をされていた時代は、そういうことがあっても、九電工とか、日にちがかかっても、ほかの業者で修理をしていたそうです。例えば、エアポンプとか消泡機が緊急、緊急で全部上がっているんですけど、その中の一つが壊れても施設が止まることはないそうです。だから、全てが全て緊急という大義で、随意契約で、1者見積りでやっていたという流れがありそうなんんですけど、そういうことの内容の把握はされていましたか。証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 建物自体の構造の流れ、し尿の受入れから液肥ができるまでの間で、何が幾つあって、かにが何個あってといったところは、実際には、私のほうは現場行って一個一個確認はしていませんし、し尿受入れから液肥ができるまでの施設で、消泡機とか、さっき言ったポンプとか、何か修繕過去にしたやつはついているんで、何個について、これが駄目だったらといったところまでの認識は自分ないです。ただ、現場にいる職員がそこを稼働させないといけない、運転させないといけないといったところで、全てが緊急って上がってくれば、何かしら不具合があれば緊急といったところで自分たちも思いがありましたんで、それで本人、現場にいた下田も含めてですけど、緊急対応ということでしています。

あと、書類については、実際、現場を持ちながら書類作成といったところを下田のほうで、下田の今、話ですので、下田の話をすると、現場管理しながら、液肥の何か散布もしながら、調整しながら、いろんな事業をしながら、書類は確かに遅れた、前後して、かなり遅れたりして、事務処理自体が、これは修繕じゃないんですけど、通常の事務処理自体も遅れたりとかという傾向がありましたので、それは自分もその都度、書類遅いんやないかとか、何かいろいろ事務処理のことではちょっと指導した記憶はあります。ですので、さっき言った、誰が、この時系列で整理をしながら仕事をしていたというよりも、上がってきた書類を、起案で上がってきたやつを処理上、そのまま処理していく、上げたといったところを、そういう業務をやっておりました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ということは、緊急で、1者見積りで、随意契約でしないといけないという、これ、課長決裁のところに対して、施設が止まってしまうから、緊急ですから今すぐこれで課長決裁をやらないといけないということで、下田氏が虚偽報告をしながら決裁をやってきた。課長はそれは気がつかなかつた。施設が動かないだろうというふうな認識で、下田さんの報告を真に受けてやっていたということなんですか。証人。

○元産業課長（古市 照雄君） それが下田の虚偽報告かどうかは分かりませんけど、実際には緊急で、その都度、電話連絡なり事務所に来て、話があって、どこどこが悪くなつたんで、すぐ修繕せないけんとかという話でありましたんで、じゃあ、もう修繕せな、すぐ修繕したほうがええやろう、もう修繕してくれという話で、それで終わつてますんで、今、実情が、これは本当はもう修繕せないけんけど、とかつていつたところの、その前後というのは、さほど気にして、その話までは下田とはしていませんし、全てが全て緊急、全部が緊急じゃなくて、これもしなきやいけない、あれもしなきやいけないといったところもあります。

予算書上で、予算で組むときに、どこどこのポンプとか消泡機とか、積算でするときに何個変えたりとか計画を持ってしようという話は常々言つていましたんで、そこはもう老朽化したやつについては修繕計画を、計画というか、予算で変えようと。それで全てが、全部の案件が緊急で全部終わつてしまつてはいるかつちゅうたら、そうではないです。事務の中で、通常で取り替えたりするやつもありますし、緊急のやつもありますし、そこはもう全部が緊急案件ではない。

○委員長（武道 修司君） ないです。

○元産業課長（古市 照雄君） はい。

○委員長（武道 修司君） ただ、1者見積りというのは、緊急の場合のみですよね。2者、3者で見積りを取つてするんであればいいんですけど、2者、3者がない見積りが多いんです。1者見積りで緊急ということを大義にして全てやつてあるという、大半がそういうふうになつてゐるということなので、今、証人が言つた、緊急性と、前もつて順番でやつていくというところに、ちょっと疑問は感じますけど。

今、ちょっと説明をいたしましたんで、私のほうからは終わります。いいです。

それと最後に、職員時代、生涯学習課長とか産業課長時代にエス・ティ・産業の繁永哲也氏と飲食をしたことありますか。証人。

○元産業課長（古市 照雄君） あります。

○委員長（武道 修司君） そのときに食事をおごつてもらったというか、そういうことはありますか。証人。

○元産業課長（古市 照雄君） おごつてもらったつちゅうことはなくて、自己負担というか、自分で自己負担の分は払つています。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

私のほうからは以上です。すみません、ちょっと時間が長くなりました。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 詳細なお答え、ありがとうございます。

それで、時間がかかつてしまつたので、早口で質問させてください。

課長として、ほかの係も含めて膨大な起案書を処理していた。当然のことだと思うので、たく

さんの中だから3年前の起案書をこれ1個出されても記憶が曖昧、そのとおりだと思うんです。ですから、逆に質問させていただきます。課長の記憶が曖昧なことに関しては、この書類のとおりであったという、当たり前の事実は否定されませんよね。だから記憶がないやつは、書類があるんだったら書類のとおりだということで断言できますか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。書類で、これを見て決裁とか、いろいろ疑問があつたら聞いたりとかしていますし、その中で100%、じゃあ、1から10まで完璧な書類で上げるというよりも、それが一番ベストだと思います。ベストだと思うんですけども、隅から隅まで確認して、ただし業務的に、これは言い訳ではないんですけど、業務的にかなりの量をこなさなきゃいけないという現実もありまして、だから、見て、金額が大きいか少ないかもあると思います、正直。その金額で、これぐらいであればとかといって印鑑を、見て押したという、ちょっとよくはないかも分かりませんけど、そういういた処理もしております。処理的には、これは印鑑ついでいるのは私ですので。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） おっしゃるとおりだと思います。課長として膨大な決裁を処理しなきゃいけないですから、細かい点まで一々把握してというのは私もあり得ないと思っているので、ざあっと見て、これ前回もあったなとかいうのは、そのまま判つくというのは当然、普通の業務だと思いますが、ただ、一応、書類に目を通して、ちょっと気がついたことはこれ何のといって確認して、もちろん見落としあるかもしれませんけど、そういう業務をなさっていたんで、今、振り返ると、勘違いとかミスはあり得るんでしょうけど、原則としては、この書類どおりの事務処理だったということでおろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 先ほど言ったように、全てが100%を求めるべきだと思います。

○副委員長（宗 裕君） 私は思いません。

○元産業課長（古市 照雄君） と思うんですけど、実際に、本当にその業務的にその書類が膨大なのは事実です。ですので、見落としも多分あると思います。今、見て、じゃあ、今から全部チェックしたら、ここのこれ、こうやったねというのは往々にしてあると思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私は、完璧な書類、完璧な事務、人間がやるからそんなことはあり得ない。勘違いやミスがあつてもいいと思っていますが、おおむねこのとおりだらうと私は思っていますから、その点は同意を得られたという前提でお話を聞きます。

委員長が、緊急の場合の事務処理で書類が後になったことがないかという質問をされたときに、

どうも私はやり取りがかみ合っていないなって思っていて、我々が一番聞きたいのは、緊急で、緊急連絡を受けて、当日にもう対応が完了して、修理完了したようなケースもあったっていう証言を受けているので、それ、書類なんか作れるはずないじゃないですか。

だから、そういう場合に後から書類を作ったケースがあるだろうというふうに私はほぼ確信しているんですが、今の課長の答弁を聞くと、そういうことはないような質問だったんですけど、つまり工事は完了、全て完了している。だけど、最初の起案書から契約書、見積書、完了検査まで、後から作ったということは、今の古市さんの答弁だと記憶にないみたいですが、そういうことはございませんでしたか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。確かに連絡あって、それからの緊急というよりも、何か悪くなつたということから始まります。

その書類が、私がその緊急案件をチェックして、緊急案件が終わったらチェック、潰しよつたかつちゅうことではなくて、もう緊急案件ということで、もう早く頼んでくれということで終わっていますんで、それから文書、要は案件がこっちに来るべきやけど、こっちにあった、この時期にあったといったところまで、私はチェックは、これ、案件がどの案件でというよりも、書類で確認をするだけですんで、そこはやっぱり前後した、これがその前終わったやつっていうのは、早々そのとき、自分自体も、私自体も重要視をせず、それぞれ書類ありきで確認は、決裁をしていましたという状況です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 古市さんは完璧な仕事を目指されていたというふうにおっしゃいましたから、あまりミスはなかったんでしょうけど、私はミスはいっぱいあっていいと思うから、勘違い、ミスはあるかもしれませんけど、ということは原則、契約書を作成する前に作業が完了したというふうなケースは全く記憶にないということでおろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。事務の流れでいくと、緊急案件があつて、その後に事務処理があるというのは、当然、本来であれば同時進行がまずまず、ちょっと現実的に無理だと思うんですけど、現場ありきでいくと。

ただ、現場ありき、現場で作業をして、その後に書類を作るというのは自分も認識はしています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 明確にお答えください。私は、契約書の作成前に実際には作業が完了したことがあるかないかって聞いているんだけど、何か曖昧な答えに聞こえるんです。それは

あったということですね。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 契約書の前に現場が終わって、その後に契約書があるということですね。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） だから、作業が終わってから契約書を作るということです。

○元産業課長（古市 照雄君） 作業が終わってから。それはその業務の性質上というか、緊急の性質上あったと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） それが、我々が、提出していただいた書類では全く読み取れない。

なぜそういう事務処理をするんでしょうか。本当に緊急であれば、これは現場でやむを得ず対応は既に完了しているということを明記して書類を作ればいいんだけれど、だから、完了しているのに見積書を作るのはおかしいと思うんですよ。緊急対応だったからってことで、後から契約書を作っても意味がないから、そういう理由と説明があって、請求書をもらえば終わる話だと思うのに、改めて現場で対応した業者に形だけ設計金額を出すための見積りを作るような、そんな無駄な事務作業を課長自身やってたということですか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） そうですね、今回のこの随意契約の関係で、これが結構私も傍聴来てまして、話が出ているのを聞きました。その中でも含めて、私が課長時代も含めて、やっぱりそここのところは緊急を最優先させて、書類が後づけになったっていうのが、緊急の発生したときに何かしら対策・対応を当時取っておけば、後々でうまく書類の確認であったりとかっていうのはできたのかなと思っていますし、ただ、そのときはそういう思いはありませんでしたので、緊急で、後になってその書類を、出てくるというのは当然だと思っていました。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） よく課長さんたちに説明を求めることがあるんです。答え、今思うとそ

うだと。
緊急で、先に口頭での依頼で、作業が完了しているのを、後から書類を作るのは、たくさん、だって担当者の下田様はほとんど全ての工事が緊急だった。我々が頂いている書類も、かなりの部分が、緊急が理由で1者見積りですから、そう思うとほとんど全ての工事は先に完了していて、後から書類を作っただけとしか、強くそういうふうに想像されるんですが、それがなぜ緊急で先に工事が完了させていたって分かるような書類にしないんですか。それは書類だけ見ると、契約した後に作業したように見える書類ばかりなんんですけど、そのようにごまかす、偽装した理由は

何でしょうか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 偽証する、そのごまかすって……。 （「偽装です」と呼ぶ者あり）
という。偽装する、そのごまかすっていったところの、私は、そのときに偽装する、ごまかすと
いったところの、そういう思いでは業務をしていませんでした。 （「いや、でも、今思えばと言
ったじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。あえてこれが偽装された書類でというよりも、やっぱり
現場があつて緊急といったところがあつたんで、もうこれも繰り返しになるか分かりませんけ
ど、緊急で来たときに、まず取りかかろう、それからもう始まっていますんで、それがいつの書
類の緊急度合いのやつなのか、通常のやつなのかといったところは、私は書類上チェックはして
いませんでしたので、上がってきたやつをチェックしていたといったところです。

なので、この1案件、これについては緊急の案件やった、こっちについては緊急やない案件や
ったといったところを自分で把握しながら決裁、確認してというところの業務はしていませんで
した。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 分かりました。

そしたら、書類を読んでも分からぬいけれど、後から書類を作ったことは多数ありましたとい
うことは認めていただいたので、それを前提に、いや、それを否定なさるんなら反論してくださ
い。認めてくれたんで、それを前提に質問します。

ということは、そこまでやっているんだから、電話や口頭かもしませんけど、具体的には担
当者の下田さんになると思うんですけど、下田さんから細かい、機械のどこが壊れたとか、液肥
施設の仕組みは課長としては把握していないでしょうけど、緊急度合いでとか、これは緊急だから
先に作業するとかいうのは当然きちんと報告を受けて、課長の了承の上で下田さんは後から書
類を整えて、業者に支払いをやっていたということで間違ひありませんか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 緊急度合いの、さっき言った機械が壊れました。機械の細部まで
わたって報告があつても、私、分かりませんので、大きな何かの何が壊れたとか、モーターが壊
れたとか、脱水機が壊れたとかっていったところの話で、それからの多くについては、もう壊れ
ているんで、それからもうスタートしてくれということで、細かい話までは聞いていません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私の質問の意図とずれた回答になって、もう一度聞きます。私は、

細かい作業内容や契約内容を、技術的なことを把握していましたかって聞いているんじやなくて、緊急に壊れたということは今の答弁でも把握されていたんだから、緊急でやむを得ないから先に修理してくれと、書類は後からでよろしいと、課長も了解した上でこの一連の事務処理をやっていたということで間違いないですねって、確認を取りたいんですがいかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 現場ありきですので、もう先に緊急で何かが壊れた、その後に書類しかできませんので、それで認識をしています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私の認識で間違いないって明言してくださったということですね。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 現場で緊急、これ繰り返しになるか分かりませんけど、現場で何かが壊れてそれを修繕しなきゃいけない。もうここで待つことができない。なので、ゴーサインを出します、電話であったりとか。もう先に先行してしてくれと。その後にでしか書類はもう当然できませんので、そこで後で書類ができるといったところは、業務上致し方なかったと思っています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 詳しく説明してくださってありがとうございます。私もそのとおりだと思います、本当の緊急ならば。

だから、これは緊急に値するかって、そんなことは聞いていないんですけど、どうも皆さん、これは緊急に値するっていう説明ばかりしていて、私は緊急に値するって前提で聞いていますから。

そうすると、今の元課長の答弁は、緊急だから先に作業完了して、書類を後から作ることは、うちの築上町役場では普通のやり方で、いつも多数やっていたっていう今証言が出ましたから、非常に納得いたしました。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。この施設を持っている課については、やはりこれも繰り返しになるか分かりませんけど、緊急であったら真っ先にその改修、復旧しなきゃいけないという、ありますんで、そこの責任はあります。その使命感もありますので、先にして後ほど書類ができるというのは、産業課だけではなくて、施設を持っている課職員については、やはりその思いはかなり強いと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） おっしゃるとおりで、清掃センターでも同様の事務をやっているつ

ていう説明を受けました。非常に納得がいきます。

そしたら、そういう緊急で先に工事をやって、後から書類を作る、書類の作り方を教えてください、具体的に。

私が一番疑問に思うのは、さっきお示しした、全て課長権限で行った圧力ポンプの交換工事のこの履行確認調書なんです。もう一度御覧ください。12月6日付、令和4の、これ、先ほどの古市元課長の説明だと、自分は現場見ていないと、書類と報告だけ聞いて、もう先にだって終わっているんだもん。終わっているんだから、現場見に行ってもしょうがないだろうから、書類と報告だけ見て、形だけの履行確認調書を作ったと。無事完了していることは、起案書や契約する前に、そもそも電話で報告受けて確認しているから、今さら行っても仕方がないだろうという説明だったんで、そりやあこれ、現場に立ち会うはずもないなと非常に納得がいったんですけど、これ、でも、見たら、履行確認年月日で立会人とか書いていて、立会人に所管課の産業課の下田大吾郎さんとか、竹本信力さんとか立会人って記載されている。だからこれも、このお二人は名前が上がっているだけで、立会人が2人いるから形だけ、実際は立ち会っていないけど、だって、検査員である課長が現場に立ち会わない履行確認調書なんかあり得ないと思うんだけど、この書類は全て後から作った形式だけの架空書類ということでおろしいですね。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。これ自体先ほど、繰り返しになりますけど、書類上がって、何が緊急案件でやったか、緊急案件でやっていないか、通常でやったかというのを、その部類っていうのが分かりませんので、これが上がってきた段階で書類を確認して、現場に行って、緊急であろうと緊急でなかろうと通常であろうと、現場に行って確認っていうのは、もう課長の職務ではしていないです。これが府内だから、現場に行ってないで後からというよりも、實際にはもう上がってきた書類で判断していたということになります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そうすると緊急案件ではない通常の事務処理で、普通にやっていて完了しました、課長さん、検査してくださいっていう、上がってきたときも、課長は現場に行かずに履行確認調書をいつも作っていたということですか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。履行確認の検査調書ですけども、これも修繕もあったり、物、物品の購入もあります。いろんなものがあります。これに関しては、その都度、書類の流れでいうと、恐らく府内で、私、産業課のときとかは決裁箱に置いています、これが。決裁箱に置いていますんで、それを取って確認して、これが修繕なのか、物もあります。物、入ってきたら、そこで行って確認するって、そこまでの確認作業はしていませんでした。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） あまりにも重大な証言が出てきたんで、物品を購入するときも、その物品がちゃんと納入されたかどうか、現品は見ずに決裁権限者が形だけの書類に判をつくっていう事務処理は、多分古市課長だけがやっていたんじゃなくて、築上町役場の場合は普通の事務処理だっていう、生涯学習課のほうも、ほかの課にもいらっしゃったんだろうから、それが普通の事務処理であるっていう証言と受け取ってよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。物品については、ほぼほぼ大きいやつだと思っています。検査員の項目については、指定検査員から、検査員って金額で違いますんで、指定検査員のときは、指定検査員がその現場行ったり書類確認したりとか、いろいろあると思います。私たちも、一回一回確認するのは、書類があって、その中身が入っていて、それで行動、書類で確認をしているということです。

全部が全部、一回も見たことないかといったら、行っています。ただ、大半が、現場を見に行く時間とか、その時間もないですし、大概は書類で確認をしています。見に行って、全然行っていないかっちゅうたら、それはないです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 大半は書類、写真や書類だけで検査しているっていう明確な答弁があったんで、そりやあ一度も現場、現品見ていないっていうのはないけど、大半は見ていない、書類だけということで間違いないんですね。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 検査の項目上、私も現物を確認しなきゃいけないっていう……。

○副委員長（宗 裕君） 口を出して悪いんですけど、時間が限られているんで、イエスかノーカで答えてください。（「答弁を聞くべきです」と呼ぶ者あり）じゃあ、時間延長してもいいですか。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）賛成です。

○委員長（武道 修司君） いや、次の証人があるんで。どうぞ、証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。検査については、実際にはこれが検査用、履行確認ですけども、この履行確認で、実際に現物を見る、見て、全部確認して、確認する、または書類で判断するといったところは、私はその現物を見なきゃいけないといったところは、ルール上そうなっているかどうかというのちちょっと知りません。知りませんので、分かりませんでした。

なので、書類で確認をしていたという、時間があったり何かあったら見に行ったこともあります。だから、本当にルール上見に行かなきゃいけなかったのか、実際に書類だけで終わらせてもいいのかといったところは、私は曖昧です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） お忙しい中長時間、どうしても聞きたいのが、質問が1つあるので、今、古市前産業課長が、ずっとひっきりなしに使っていただいた現場ありきの対応で緊急要するというふうに言われたように、多分、下田さんであろうが、米谷君であろうが、竹本さんでもあるが、連絡が入れば緊急対応してくれという指示は出していたと思います。そこにいい悪い関係なく、してくれていたと思います。

その内容で、そこ、連絡を受け、その日にした書類を後でつけた。そんなことは多々あったと思います、現場ありきなんで。それが、僕はいけないとは思っていません。皆さん、思っていないと思います。

ただ、いけないんじゃないかなと思うことは、すごい簡単に言うと、全部、通常に契約した書類なんです。通常の書類と緊急の書類の違いというのは、一文字、緊急を要するため、ここが何月何日に報告があり、何月何日に修理をしたためと書いてあれば、何の問題もないことだと僕は思います。

ただ、これを書けなかつた理由もあると思って、いろいろ調べると、やっぱり後で見積りをもらつたような資料に全部なつてゐるんです。今さつき古市前課長が述べられた説明によると、そこは書かなくてもよかつたとか、そういう認識があるというふうに僕は捉えたんですけど、古市さんともあろう、ある程度完璧を目指す熱い男が、そこを書かずによしとした理由は何だったのかなというのが、ただすごく途中から疑問に思つて、そこが本当にどうでもよかつたのかなというのが、なかなか自分で整理がつかなかつたので質問したいなと思って質問しました。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。実際にその書類、起案の中で書くか書かないか、現場で出たという……。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 簡単に言うと、全ての起案の中に、必ず起案を上げる理由があるわけですよね。理由と説明があります。説明の中に、ほかの課長は知りません。僕、そんなに面識ないんで。ただ、ありがたいことに、僕、議員になって、いろいろ古市課長に相談も今までずっとしてきました。いろんな師事していただきました。僕が知っている古市課長が、忙しい、すごい業務体系の中している中でも、自分が受けたことに対して責任は取る人間だと僕は認識して、今の質問をさせてもらったんですけども、受けた日にちが書いていなかつたら、それぐらい書けとか、僕、言うと思うんですよ。それが一個もないということに、すごい疑問を持って、何かの指示が、課長なんで、上には、もう町長、副町長しかいないんで、そこからの指示、命令があつたのかなとか、ないと思いますよ。そういうふうなことしか考えないので、なぜこんな簡

素な、すごいこだわりそうなところなのに、後から見られたときに、どうこうせないけんぞ、おまえら、そういうところまでしっかり業務を行えよと言う人間だと僕は認識しているのに、なぜこういう書類で、しかも今の答弁になったのかなというのが、これもう本当一つの質問で、僕、今日終わりたいので、そこを答えをいただきたいなと思います。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。上からの指示で、書類でどうのこうの、日付何とかつていうのはないです。

あと実際に、本当に産業課の業務をする中で、例えば方向性であったり、大きな農林水産業を含めて何をしていこう、こうしていこう、ああしていこうという話は、本当にコミュニケーションを取りながらやっていました。

それも含めて書類の中も、本当に自分なりには確認をしていたつもりです。一回一回、本当に端から端まで見て、全部が全部クリアした書類で、自分の思った書類ができればいいんでしょうけど、やっぱりそこについては、今、書類で先ほど指摘をされた、その後、緊急で先にやって、例えば書類の中身がどう、日付がどうのこうのっていうのはあったかも分かりませんけど、そこまでが本当に完璧を求めてやればよかったですけど、やれていなかつた。やれていなかつたというか、そのウエートがちょっとそこには、起案の作り方であつたりとか、書類の作り方まではウエートを置いていなかつたというふうに思っています。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません、令和5年で、個々の書類は僕たちしか持っていないので、記憶の中で構いません。

令和5年度に産業課が、修理等で緊急を要するもの、ある程度の資料、請求したところの資料がある程度一覧で持っているので、ほかの落とした金額とかも持っています。大体、簡単に足すと、約3,000万円の修理業務をやっているんですよね。僕らも出している。（「何年度」と呼ぶ者あり）いや、令和5年だけです。（「5年だけですか」と呼ぶ者あり）5年だけで、約、修理業務が3,000万円あります。そのうちの1,800万円がエス・ティ・産業さんで上がっているんですけども、幾ら課長が見ないとしても、書類を、多分どこどこの修理、どこどこの壊れたという連絡は、午前中の段階で、課長に絶対に報告がある大きい案件に対しては、町長、副町長まで一緒に説明に行ってもらうというふうに、下田さんの証言がありました。

その証言も、今、古市前課長の話からいうと、何かちょっと違うのかなと思ってしまう部分もあるのですが、全てにおいて一緒にやっているという、下田課長補佐が言われていましたので、そこはもう下田課長補佐が言った、古市課長は言っていないというのはもう抜きにして、端的にこの数字を見て、この業者にこんだけ行っているというのを今見られてどう思います、聞かされ

て。3,000万円のうち約2,000万円の修理業務が1者に行っていたちゅう現実を退職されてから知つて、それ聞かされて今どう思うかという気持ちをお聞きしたいのですけど。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。この数字をどう思うかといったところは、今、多いかなないかとか、自分の思いを言ったところで述べられていると思うんですけど、そういう意見というのは私のほうから言うことの……。（発言する者あり）べきなのですかね。

○委員長（武道 修司君） いや、それはもう判断で。（「だって、決裁印ついているじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○元産業課長（古市 照雄君） ついていますけど、多いですか……。（「さっき責任があるって言ったじゃん」と呼ぶ者あり）多いですか少ないですかで、その答弁はするべきですか。

○委員長（武道 修司君） いや、だけん、多いかなないかで答えられないなら答えられないで構いません。それはもうどちらでもあれなんで、多いかなないかがもう言えなければ言えないでもいいし、多いかなないかつちゅう感覚もどっちか分からんなら分からぬで全然構いません。証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 多いかなないかというよりも、例えば3,000万円のうちの今言った1,800万円についてが、この受注した契約の実績の数字でしょうから、数字だと思いますんで、これについては、その当時の確というか、その当時契約も、要は契約なりいろんなやり方でやった積み上げだと思いますんで、そのときは要は適当というか、よくできるままいっていますんで、それがこの結果だと思います。

○委員長（武道 修司君） すみません、時間の都合がありますんで、もう……。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、ちょっと出しやばって悪いんですけど、あえて発言させてください。出しやばりで申し訳ない。皆さんの発言機会を奪ってしまって申し訳ない。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ただ、昨日、古市さんから公開の場所でやってくれって要望書を受け取ったっていうふうに委員長から聞いております。私もそのとおりだと思うんで、次からは公開した委員会で、もう一度証人に来ていただいて、いろいろ詳しく話を聞かせてもらわなきやいけないなと思っているんで、忘れないように、今日重要な発言があったんで、これだけは私最後に聞かせてください。

先ほど、米谷氏の公益通報に関連して、副町長のほうが担当課長である古市さんよりも第1液肥施設、第2施設によく行っていたと。上司である副町長から、おまえももっと現場に行かなきやいけないっていう指示があったという明確な記憶に基づく答弁があったんで、お尋ねするんです。

副町長は何をしに第1と第2の現場に行っていたんでしょうか。米谷さんの公益通報があったので、それに関連することだけで行っていたんですか。それともそうではなくて、副町長は現場に非常に関心があって、それ以外のことで頻繁に現場に行っていたんですか。副町長がなぜ課長以上に頻繁に現場を行っていたのか教えてください。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。副町長が、まずは米谷が公益通報で言ったっていう認識は、公益通報とかだからということでは、私は認識なかったんです。ただ、課長と職員との関係であったんで、それはもう本当に確認、事実確認をしました。

あと、副町長が現場行ったというのは、やっぱり現場ありきの考え方もあったと思います。今現場で何がありよるか、終わっていったところは、それで見に行っていたと思います。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、確認です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員、すいません、もう時間が。

○副委員長（宗 裕君） これは確認させてください。ありがとうございます。

そしたら、米谷君の問題があつて現場を行っていたんじやなくて、副町長は担当課長以上に液肥センターの現場に关心を持っておられて、足しげく現場に足を運ばれていて、担当課長以上に現場の状況を把握していたというふうに私は受け取ったんですが、それでよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 多分、当時副町長が液肥センターだけにずっと行きよつたかどうかというのは分かりません。ほかの施設もありますし、清掃センターもあれば、体育館とかいろいろ施設があります。そういうところには、行つたりとかしているっていうのは、だと思います。だから、液肥センターだけ特別に行きよつたといったところは、ちょっと私も分からぬ。

○副委員長（宗 裕君） いや、それは聞いていません。聞いているのは現場を御存じだったんですかって。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。——1点だけ、工藤委員、ちょっと時間がないんで、申し訳ございません。

○委員（5番 工藤 久司君） 今、宗委員から課長に質問があつた米谷君の件です。課長は、公益通報だとは認識していなかつた。しかし、そういう相談を受けた。副町長にも報告を口頭でしたということですね。しかし、今、現実米谷君は、休職しています。それはやはり精神的なものであつたりとか、いろんなものが彼にのしかかって、今現在があるわけですよね。ですから、公益通報か何かは分からなかつたにしても、部下からそういう相談を受けて副町長まで上がつてゐるのに、その後何も彼に対して、恐らくですけど、ケアしていないと。だから、こういう休職してしまうというところまで彼が追い込まれたんではないかなって想像するんですが、副町長と相

談をして、端的に聞きますけども、その後報告しただけで、副町長または産業課の中で、これに對して、米谷君に対してもそうかもしれません、業者との關係についての何らかの会議というか、協議というのありましたか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 古市です。ちょっともうかなり前のことなんで、ただ会ったといふのも私も認識をしています。米谷から話があつて、それもあって初めての職場、私も初めて付き合いが始まりましたんで、今まで仕事をしたことがなかったので、そういう話があつて、実際に米谷と1回だけじゃなくて、やっぱり米谷も言い分があったのは確かです。言い分ありました。誰が、要は下田がどうある、こうあるとかっていうのは言っていましたし、だからその基つていふのは、コミュニケーションというか、本人もやっぱり言いたいこともあるし、1回だけ会つたと、聞いてそれで終わったんじゃなくて、やっぱり本人とも、自分、そのときからちょいちょいは話をしました。したんですけど、途中からやっぱり米谷のほうも、下田に対してすごく、要は偏見ではないんですけど、下田自体が米谷のことをそういうふうにも言っていました。

ただ、米谷のほうが、かなり度が激しかったのもありますし、ただそれだけでは終わっていなくて、ちょっと自分もその施設を見たんですけど、第1施設は米谷でした。第2施設は下田で、米谷の現場というか、そこ見たんですけど、やっぱりかなり汚れていました。これで仕事ができるんかなっていうのは第一印象で自分もちょっとと思ったんで、もうちょっと片づけようやとかっていう話もしたりとかしましたし、液肥センターの中もかなり汚れてましたんで、そんなんもう片づけようや、しようやとかっていう話も、コミュニケーションは取っていたんですけど、やっぱりその後になってうまくいかなかつたっていうのも事実です。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員、すいません、もう20分オーバーしているんで。

○委員（5番 工藤 久司君） すいません。米谷君の証言に信憑性がないと、やはり片っぽだけではということで、そこは課長の立場として、米谷君の証言がどうだったのか、現場どうだったのかって絶対確認せないかんと思います。

ただ、今、話を聞くと米谷君がちょっと雑だったみたいだから、そういう指導はしたと言うけども、彼にとってはやはり業者との關係とかっていうことで物すごく疑問を持っていたということなんです。

ですから、そこはどうだったのかということを、米谷君の仕事だけではなくて、やはり業者さんの仕事ぶりとか、業者さんとの關係性というのは、そこでやっぱり課長の立場として、チェックをする立場だったと思うんですが、業者に対してのチェックとかは、最後です、どの程度信憑性を確認するためにしたのかをお願いします。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○元産業課長（古市 照雄君） 米谷からの話があつて、下田とも話しましたし、米谷ともコミュニケーションを取ろうと思って、いろいろ言つたりとかしました。

そこに出でくる業者については、どうなんですか、こうなんですかという話は、多分そのときは、そのときはというか、その業者を呼んで現場で何とかつてしたのはないです。（発言する者あり）はい。

○委員長（武道 修司君） すいません、もう時間をかなり押してしまって申し訳ございません。

証人も、長時間になりました本当に申し訳ございません。1時間程度ということでちょっと押しましたら、ちょっとオーバーをしてしまいました。大変申し訳ございません。本日、これで終了いたします。

我々が今百条委員会をつくってやっている目的は、適正な事務をして、適正な形で信頼される築上町をつくる、信頼される築上町の職員になっていただきたいという思いで今調査をしています。適正な事務処理をすることによってその信頼が取れればなというふうに思っていますんで、調査はまだ始まったばかりです。まだいろいろと調査しないといけない部分がまだたくさんあります。忙しいところとは思いますが、そういう点で、将来いい町をつくりたいという思いで今調査をしていますんで、今後ともまた御協力のほどよろしくお願ひいたします。

今日は大変貴重な時間、ありがとうございました。お疲れさまでした。ありがとうございました。

○元産業課長（古市 照雄君） すみません。古市です。次回もあるんやつたら、お願いなんですけど、早めに言っていただければすごくありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。

○元産業課長（古市 照雄君） 理由として、これも今、別でいいですね。子どもを、今、医療センターとか総合病院とか連れていったりする案件がちょいちょいあつたりする、私がずっともう前から連れて行っているんで、だけん、それがあれば、早めにあれば、ちょっと変えていただきたいとか、そういったのも。

○委員長（武道 修司君） あと、もし都合が悪かつたら都合が悪いということで言っていただければ、日にちの調整を我々はしないというつもりはありませんので、その点は遠慮なく言ってください。

○元産業課長（古市 照雄君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） 御迷惑おかけしますけど、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。本当にありがとうございました。お疲れさまでした。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

このまま続けよう。

- 副委員長（宗 裕君） 私は休憩なしでもいいですよ。
- 委員長（武道 修司君） もうこのまま。
- 委員（4番 田原 宗憲君） トイレに。始めよってもらっても。
- 副委員長（宗 裕君） いやいや、宗くんが戻ってもらわんと始められん。
- 委員長（武道 修司君） さっと行ってさっと帰って。
- 委員（ 番 君） 長いかも。
- 副委員長（宗 裕君） 古市さん、どうもありがとうございます。
- 委員長（武道 修司君） はい。
- 副委員長（宗 裕君） 答えてくれたことにうそはないと思うんだけどね、正直これでいいのかなと思っちゃう。
- 委員長（武道 修司君） どうもありがとうございます。お疲れさまでした。
- それでは、休憩なしでそのまま続けていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。田原委員が帰ってき次第始めたいと思います。休憩なしで。
- 副委員長（宗 裕君） 休憩なしだけど、田原さんが戻ってくるまでは休憩でいいですか。
- 委員長（武道 修司君） 休憩というか、ちょっとお待ちください。
- 副委員長（宗 裕君） 雑談させてもらいますけど、私と一人でしゃべって申し訳なかったんだけど、でも、書類の作り方の詳細がよく分かって、うちの町では形だけの見る検査だということがよく分かったし、それは書いてないけど、清掃センターと同じで、先に工事があって、後から書類作っているし、あと、副町長が重大な関心を持って液肥センターをうろついていたという証言が出たから、当然、下田さんや繁永さんと会ってしゃべっていた可能性高いし。
- 委員（5番 工藤 久司君） 恐らくこの米谷君通報があつてからだと。
- 委員長（武道 修司君） すいません、このまま証人喚問を行いたいと思います。
- すいません、お忙しい中、ありがとうございます。どうぞお座りください。
- 株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 失礼いたします。よろしくお願ひいたします。（発言する者あり） こちら……、すみません、初めてですから。
- 委員（5番 工藤 久司君） 私も初めてです。
- 副委員長（宗 裕君） 初めてお目にかかります。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） こちらこそです。お世話になっております。
- 委員長（武道 修司君） こちらへどうぞ、お座りください。
- 株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 失礼します。
- 委員長（武道 修司君） すいません、時間配分がなかなか、我々が段取り悪くて、大変長くお

待たせしました。大変申し訳ございません。ただいまから、証人喚問を行わせてもらいたいと思いますんで、どうぞよろしくお願ひをいたします。

今日は大変お忙しい中に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私のほうから、まず最初に証人の方に御確認をさせていただきます。

宣誓した証人が虚偽の陳述・供述をした場合は、虚偽の証言というのは偽証罪の対象になると
いうことで、3か月以上5年以下の拘禁刑になるということで御理解をください。

それと、宣誓拒否、証言拒否ができる場合がありますが、それ以外は証言拒否等はできません。
証言拒否を行った場合は、虚偽証言を行った場合と同じように罰則がありますので、御注意をお
願いをいたします。

今日は、本当にお忙しい中、ありがとうございます。

早速始めたいと思いますが、宣誓をお願いをしたいと思います。委員と証人の方は御起立くだ
さい。その宣誓書を読んでいただければ。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） これですかね。すみません。

○委員（5番 工藤 久司君） 慌てなくていいです。

○副委員長（宗 裕君） 最初はゆっくり。

○委員長（武道 修司君） すいません、宣誓書をお読みください。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 私一人ですか。

○委員長（武道 修司君） はい。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 良心に従って真実を述べ、何事も隠さ
ず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年8月8日、株式会社エス・ティ・産業代
表取締役繁永千榮子。よろしくお願ひいたします。

○委員長（武道 修司君） どうもありがとうございました。皆さん、どうぞ御着席ください。

証人の方は署名捺印をお願いいたします。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） はい。

[署名捺印]

○委員長（武道 修司君）瀬戸さん、いいですか。あと、次の証人の方にちょっと時間押してい
るので、しばらくお待ちくださいということでお伝えください。

それでは早速、証人喚問のほうに入らせていただきます。

大変本日はお忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず最初に、氏名、住所、現在の職業をお聞きします。どうぞお答えください。氏
名から。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 座って。

○委員長（武道 修司君） 座ったままでいいです。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 大丈夫ですか。株式会社エス・ティ・産業代表取締役繁永千榮子と申します。

○委員長（武道 修司君） 住所。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） [証人、住所を述べる]

○委員長（武道 修司君） 現在の職業は、エス・ティ・産業の代表取締役ということでよろしいですかね。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） はい、そうです。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

私のほうから、委員全体を代表して何点か質問させていただきます。

会社を設立されていますが、会社はどのような目的で設立をされましたか。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） どのような目的、ですか。

○委員長（武道 修司君） 分からなければ分からぬでも。株主がどちらかと、どなたが株主になられているかということと。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 株主は、繁永哲也です。

○委員長（武道 修司君） 株主は、繁永哲也さんですか。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） そうです。

○副委員長（宗 裕君） 1名だけですか。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） そうです。

○委員長（武道 修司君） 設立は、どなたの考えでされましたか。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） それは主人です。

○委員長（武道 修司君） 繁永哲也さんの考え方で会社をつくろうということで、平成27年の6月に会社をつくられたという。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） はい、そうです。

○委員長（武道 修司君） 当時は、まだ御主人である繁永哲也さんは築上町の職員、職場にまだ行かれていると思うんですが、その途中で会社をつくられたということで。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） はい、そうです。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 主人がまだ再任用ですか。

○委員長（武道 修司君） そうですね。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） していて、在職していました関係で、会社設立するに当たり、私が代表になりました。

○委員長（武道 修司君） ということでですね。ありがとうございます。

そしたら、平成28年の4月からエス・ティ・産業に御主人は入社という形を取られているんではないか、それまで役場の職員ですから。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） はい、そうです。

○委員長（武道 修司君） それから入社ということでよろしいですかね。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） はい、大丈夫です。

○委員長（武道 修司君） 平成28年の2月にフィールド企画という前の焼却場の管理をされた会社から、エス・ティ・産業にというお話があったと思うんですが、そのところは内容とか分かれますか。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） その辺は、申し訳ございません。

○委員長（武道 修司君） 分からないですね。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） そこは社員のほうに聞いてください。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 私は分かりませんので、すみません。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。そしたら後、内容については御主人である繁永哲也さんのほうに聞いたほうがいいなと思いますんで、そういう方向でいきたいと思います。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 申し訳ございません。何もかも分からなくて、お答えできず。

○委員長（武道 修司君） いえいえ。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 申し訳ございません、本当に。

○委員長（武道 修司君） 皆さんのほうから何かありますか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） やっぱりこれは社長さんに確認すべきだと思うんで、お聞かせください。

御主人である繁永哲也さんは、今、エス・ティ・産業に就職されているって聞いたので、就職以来のエス・ティ・産業に哲也さんが就職されてからの会社での肩書きというか、立場というか、ポジションというか、それを教えてください。例えば、営業所長とか部長とか、現場代表者とか、何かそういう肩書き、立場みたいなものがあれば教えてください。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 現場のほうだと思います。現場のほうは私全く分かりませんので、現場のほうから全部、総括ですよね。

○委員長（武道 修司君） だけん、実質的な会社の経営者が御主人であるというふうに、ですよね。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） そうですね。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。特に肩書きはないんですか。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 特に肩書きはございません。

○副委員長（宗 裕君） 了解しました。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） それと今、会社の設立の経緯、どういう目的でつくりましたかとい
うのも、もう御主人に聞くのがよからうと思っているんですけど、今、社長さんから、株主は御
主人の哲也さん1名しかいない。また、設立、会社をつくろうという、どなたの考え方かとい
うことに関しても、御主人の哲也さんのお考えであると説明を受けたんで、お尋ねをするんですけど、
だったら哲也さんが社長になって会社をつくるのが普通なんだろうと思うけど、なぜそうできな
かったのか、事情があれば。

○委員長（武道 修司君） だから、町職員。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） その時点ではできないみたいです。ち
ょどまだ在職されていたので。

○副委員長（宗 裕君） 職員が会社を設立したら、兼業っていうことになるの。

○委員長（武道 修司君） 兼業禁止。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 何かできないって言われたような気が
します。まだ在職されている形で。

○副委員長（宗 裕君） いや、だから、私もよく分からぬんで、社長さんのお考えを聞き
たかったです。なぜできなかつたか。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） すいません。

○委員長（武道 修司君） 分からないっつゆうことで。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 詳しいことは、社員に聞いてください。

○委員長（武道 修司君） 分かんないですよね。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） すいません、分からないです。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。ほかに。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 旦那さんが実質的なオーナーというのは、もう私も把握している
んですけど、ただ、築上町と、平成27年6月17日に会社を設立されて、奥さん、社長、代表
取締役の奥さんが、本当に名前だけとは思うんですよ。ただ、私たちちゃんと、百条委員会なの
で、最低限のことは聞かせていただきたい。

当初、今、奥さんが言うように、繁永哲也さんがセンター長のとき、再任用、主には、前から
フィールド企画から、いつ引き継ごうかという話が、多分27年度の6月じゃなくて、前々から

自分はあったんじゃないかなというふうに思うんですが、もう全く分からぬ。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） フィールド企画さんの人と、何にも分かんないんですよ。申し訳ありません、お答えできなくて。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） そうですね、何も分からぬということで、よろしいと思います。

形式上、ちょっと自分聞きたいので、経営事項審査、建設業許可というのがあるんです。それは、一応500万円以上の請負をする場合に関しては、許可必要になってくると思うんですけど、そこら辺、経営事項審査を見たら、技術者が1人しかいないんです。ただし、売上げが約1億円切るぐらいか。1億円っていうたらかなり、結構大きいので、だから、そこら辺の把握も全くもう、把握していないでよろしいですか。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） はい。

○委員（4番 田原 宗憲君） 売上げとかも全く認識。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 売上げは9,700万円か何かじやなかつたですか。

○委員（4番 田原 宗憲君） 幾ら。（発言する者あり）九千五、六百万円か何かじやない。約1億円ぐらいの売上げがあるんですけど、その中で従業員さんは、今、奥さんが社長なので、従業員は何名ぐらい従業員が在席していますか。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 従業員は、今11名です。（聴取不能）の扱いだから、現場に入っているんじやないかと思います。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） その11名の方は、一応社会保険に全部加入なのか、バイト的な例えば方がいらっしゃるのか。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） いえいえ、11名が正職ですので、皆福利厚生が出て。

○委員（4番 田原 宗憲君） 入っているっちゅうことでよろしいですかね。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 入っていると、はい。

○委員（4番 田原 宗憲君） 分かりました。

以上で。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 本当、今日はありがとうございます。何も分からぬで、今、話を聞くと、そこはもう仕方ないと思うんですが、エス・ティ・産業さんのお得意さん、一番売上高が多い会社というか、取引先はちなみにどこでしょうか。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） それはもう行政です。

○委員（5番 工藤 久司君） 町役場ですね。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） はい、そうですね。ほとんどが。

○委員（5番 工藤 久司君） ほとんどですか。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） ええ。

○委員（5番 工藤 久司君） 分かりました。（「先にどうぞ」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 奥さんが理解、分かるのは多分決算書と、そういう経理上のものは多分御存じのような気がしました。

その中で、今、行政と言いましたが、ほかの市町村、ここでいえば苅田町とか、そういうところの工事はしたことないんですか。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） ないですね。私の記憶ではございません。

○委員（4番 田原 宗憲君） 経理とかそういうところの、もちろん売上げが多いので、決算なりをしていると思うんですが、奥さんが把握しているのはもう築上町、行政というのは築上町ということでおろしいですか。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） はい、いいです。

○委員（4番 田原 宗憲君） 分かりました。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 奥様、丁寧に答えていただいて、ありがとうございます。そして、自分は何も分からぬって御謙遜なさいましたけど、決してそんなことはないっていうのが、今いろいろなお答えで分かって、現場の作業のことは、御主人である哲也さんに任せているというのは、これもよく分かったんですけど、会社経営のことは全くタッチしていない、全く御存じないっていうことではないというのがよく分かったので、お尋ねするんですけど、会社には経理担当者のような方を置いているんでしょうか。それとも経理関係は、よくあるのは、税理士さんに、雇って税理士さんに全部任せるみたいな感じでよくあるんですけども。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 税理士さんは雇っております。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。そうすると……。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君） 決裁は私がしています。

○委員長（武道 修司君） そうですね。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） だから、小さな会社ではよくある話ですけど、会計の専門職員みたいな方はいないし、主に税理士に、奥様が税理士の協力を求めながらやっていて、税務申告等も

奥様の名前でやっているということですよね。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君）　はい。

○副委員長（宗　　裕君）　ありがとうございます。

そしたら最後に1つだけ、分かれば結構なんですが、最初に築上町から仕事を受注したのは、清掃センターの委託業務の、あれ、何年でしたっけ。

○委員長（武道　修司君）　平成28年。

○副委員長（宗　　裕君）　28年の4月1日から清掃センターの運転委託業務を受けたのが一番最初の契約だと、我々が役場からもらっている資料ではそうなっているんですが、会社を設立して、4月1日に清掃センターの業務を請け負う前に、だから、会社を設立して最初の4月1日までの間に、どこかと契約して何かの仕事を請け負ったとかということはありますか。

○株式会社エス・ティ・産業代表取締役（繁永千榮子君）　一切ございません。

○副委員長（宗　　裕君）　ありがとうございました。

○委員長（武道　修司君）　よろしいですかね。

○副委員長（宗　　裕君）　はい。

○委員長（武道　修司君）　よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（武道　修司君）　それでは、質問のほうは終わりたいと思います。

今日は、本当大変貴重な時間においていただき、本当にありがとうございます。時間が予定よりもすごく遅れまして、大変申し訳ございませんでした。

今後、我々が今調査しているのは、行政手続が、不備がいろいろあるんではないかということで、住民の方々から信頼される町にしないといけない、信頼される築上町の職員でなければいけないんではないかということで、今、調査をさせてもらっています。問題があった場合は、町執行部のほうに是正をしていただいて、いいまちづくりができればということで、今、調査をさせてもらっています。

また今後、今、調査の段階で、まだ始まったばかりで、中身が分からないことが多いります。いろんな面でまた御協力をお願いすることがあるかと思いますけど、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

本日は、大変お忙しい中、本当にありがとうございました。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

ここで一旦休憩といたします。再開は、45分からといたします。

午後2時40分休憩

午後2時45分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

証人喚問の続きです。証人の方に御入場いただきたいと思います。（「委員長はやっぱり議長経験者だから、そういうのを滑らかで慣れているんでしょうね」と呼ぶ者あり）えつ、どういうこと。（「開会の宣告とか、やっぱり私、いきなりじゃできません」と呼ぶ者あり）いや、そういうじゃないと思うけど（「委員長みたいに議長も経験していないから」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「ね、私はそこの席に座った経験がないから、やれる自信はないです。私がやつたら途切れてしまう」「そうなるの」と呼ぶ者あり）

こんにちは。すみません。お忙しい中、ありがとうございます。（発言する者あり）局長、いい。動向は（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）どうぞ、お座りください。すみません。（発言する者あり）（「また、（聴取不能）が出るかな。わざとでしょう。和みますね」と呼ぶ者あり）大丈夫。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいまから証人喚問を行いたいと思います。

証人につきましては、大変お忙しい中、特定業者との随意契約に関する調査特別委員会に御出席をしていただきまして誠にありがとうございます。

我々は、今、町がされている業務の中で、疑義というか、いろんな問題があるのではないかということで調査をさせてもらっています。

その中で、信頼される築上町、信頼される築上町の職員になっていただきたいという観点から調査をしているというところで、御理解のほどよろしくお願ひをいたします。

それでは、私のほうから証人の方に御確認をいたします。

宣誓した証人が、虚偽の陳述、口述をした場合は、虚偽の証言は偽証罪の対象となり、3か月以上5年以下の拘禁刑になります。宣誓拒否、証言拒否ができる場合がありますが、それ以外で証言拒否をした場合は、偽証証言を行った場合と同じように罰則がありますので、御注意をください。

それでは、宣誓をお願いをいたします。委員と証人の方は御起立ください。

宣誓書をお読みください。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、

また何事も付け加えないことを誓います。令和7年8月8日、繁永哲也。

○委員長（武道 修司君） どうもありがとうございました。どうぞ、御着席ください。

証人の方は、御署名と捺印のほうをお願いいたします。

いいですか。それでは、証人喚問を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

本日はお忙しい中、我々のまた段取りが悪くて、時間が押してしまって遅くなりましたことを心よりおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

今から1時間程度、お付き合いをいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、早速、内容についてお聞きしたいと思います。

まず最初に、証人の方に、氏名、住所、現在の職業をお願いいたします。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 築上町からでいいですか。

○委員長（武道 修司君） はい。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） [証人、住所を述べる] 繁永哲也、株式会社エス・ティ・産業に働いております。これでいいですか。

○委員長（武道 修司君） はい、ありがとうございます。今までの簡単な経歴で構いません。ちょっと教えていただければと思います。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 私の経歴ですか。

○委員長（武道 修司君） はい、経歴。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 私は、昭和50……。んつ。

○委員長（武道 修司君） 大体でいいですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 大体ですか。

○委員長（武道 修司君） 大体でいいです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 有限会社築城共栄社に赴任しまして約23年間勤務しました。10年程度勤務してから、築上町——旧の椎田町築城町共立衛生施設組合の不燃物リサイクル施設、不燃物事業ですね、これを築城共栄社が行いまして、私はそのときに赴任しましてセンター内で勤務しておりました。だから今現在のリサイクル施設については、私は技術職として、平成16年に組合のほうが、技術職で働いてもらえないかということで、そのときに、16年に共立衛生組合のほうに勤務しました。

そこで、約、平成18年に合併しましたね。そのときに、これ、築上町が一緒に合併したんですね。そのときに職員となりまして、清掃センターの管理、施設長として、それから4年後ですね。2年間係長でいましたので、その後、それを何とかしてくれないかと。職員でいました4人が全部退職したんですね。年齢的に年齢層が変わらないで。最初はイケダさん、ナカムラさん、それからトモズミさん、ニシモトさん、この4人がR D施設の勤務をしていたんです。それに基づいて退職——皆さん年齢層がほぼ変わらなかつたんで、3人が退職し、そのとき、まだ私が施設長でいるときは、ニシモトさんかな、いたのが。トモズミさんがいたのかな。フィールド企画の社員がいて、4人体制ですつと職員でやっていたみたいなんですね、あそこ自体が。で、私に、

あまりコストがかかり過ぎると、プラントメーカーで修理・修繕がかかり過ぎるということで、私に何とかならないかということで、施設長に赴任してから、その今の修繕計画というのもやってきております。今現在やっているのは、その当時と同じ内容で、内山君が対応してきているんじゃないかなと思います。

とにかくリサイクル施設は、平成16年にできました。そのときに私が、そこのコストがかかり過ぎるということで、築城共栄社でいろんなガス・溶接など、いろんなことを扱っていましたので、技術職としてその当時の——武道議員はいらっしゃいましたかね、その当時。田原議員のお父さんが、そのとき、椎田の組合の議員の5人として。

○委員長（武道 修司君） 私も椎田の。（「合併前か」と呼ぶ者あり） はい、合併前の組合の議員にいました。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いましたね。

○委員長（武道 修司君） いました。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そのときに、椎田町が5人ですよね。築城町が5人の両方の内容で議会運営が組合で行われておりました。ですよね。間違いない。

○委員長（武道 修司君） そうです。組合議員です。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そのときに椎田町の補助金、補助率が55%ですよね、たしか。人口がですね。

○委員長（武道 修司君） 今ちょっと、まあそんな感じだったですね。50……。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 築上町が45%の50だったので。

○委員長（武道 修司君） うん、40ちょっとだったですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 修繕費がかかっても、そのときの大体覚えが、約8,000万円ぐらいかかったんじゃなかったかな。ちょっと記憶に、ちょっと古いんで分からないので、かなりの金額がかかったと思います。

補助率すれば、負担金って減りますよね。少ないですよね。だけども、これが合併してしまうと、1町村でそれだけの金を単費で負担しなくちゃならないということで、現副長が、何とかこれ、繁永君、ならないかということで、私が、その今の計画について、いろんな業者さんとの内容をやってきました。これが大体、築上町に関わる私の概要と思っていただければいいと思います。

○委員長（武道 修司君） どうもありがとうございました。

それでは早速、内容についてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい、どうぞ。

○委員長（武道 修司君） まず最初に、今のエス・ティ・産業の会社は、どのような目的で設立

をされましたか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） これについて、私が現職当時、まだ再任用だったのかな。そのときに、もう6年前から、今の工場を安武の赤幡に建てました。これは私が退職後に、ダテ鉄工さん、今はなくなりましたけど、鉄工所の関係でこの方と同じような内容で作業していくきたいということで、ガス・溶接、いろんなことを教えてもらいまして、土地を購入しまして、私が今の建てている工場というのは、その当初、まだ現役であったダテ鉄工のダテアキオさんからいろいろなことを熟知させられました。

この方は、水門とか、ベアリング関係とかちゅうのを扱っていましたので、その関係で私は、個人——屋号ですかね、エス・ティ・産業というのを、私が15歳から東京で働いてきた経験を生かした仕事を将来したいと、退職後にしたいというのがこれ思いがあったんですね。それで、屋号でエス・ティ・産業という会社を造りました。これは見てのとおり、繁永哲也です。

それで、ところが、いろんなところにやっぱ仕事で入りますよね。そうすると、株式会社じゃないと受入れしてくれないんです。我々が仕事に入るにしても。それで株式会社に私は現職当初、やったんですね、株式会社に切り替えたんです。だけど、前、吉元議員がおっしゃっていましたね、退職してすぐ会社を造ってここに入っていると。そのときにフィールド企画のヒラノケイイチ氏が、今のR D施設の運転のほうの作業をしておりました。大病を患って死ぬか生きるかとか透析状況になりました、そのときは、私、職員当初は交流がありましたので、社員を何とか対応できないかと。その今、働いているですね。4人のうちの2人、それとリサイクル施設の人間をうちのほうで雇用してもらえないかということで、私のほうに話がありました。

そのときに、まだ1年間の何か契約が何か残っていたのかな。よく分かりませんけど、それで推薦状を私に出したんです。うちの会社に。私のほうは、いろんな経験の部分で会社を造っていましたので、行政のほうからその部分の見積り依頼が来ましたので、私は見積り提出をさせていただきました。

それについては、その決定事項は行政のほうで、どう決めたかは行政のほうであると思うんですね。だから私はそのときに見積り依頼を受けたので、見積り提出をしたと。それで今の現状に至っているということがエス・ティ・産業のあれです。

仕事面で、たくさんさんは、多いということを聞いていますけど、その清掃センター時代に、いろんな現職のときに徹夜で機械の復旧、2日、3日もう寝ないで復旧したこともあります。乾燥炉が火が入って、水蒸気爆発、粉塵爆発、私は初めて経験しました。もう恐ろしかったですよ、それこそ。そういうその常に現場というところは危険が横に伴っている作業を行っていますので、皆さんのが想像以上のものだと、この小さなプラントですけれども、それは言えると思います。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。先ほど社長さんに、株主は御主人の繁永哲也

さんだというふうにお聞きしたんですけど、株主は繁永さんで間違いないですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　　はい、間違ないです。

○委員長（武道 修司君）　　それと設立をすると、今、説明もずっとありましたけど、設立もエス・ティ・産業株式会社を造られたのは、繁永さんのお考えで造られたということでよろしいですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　　です。はい。いいです。

○委員長（武道 修司君）　　ありがとうございます。それと、当時、職員だったと思うんですけど、焼却の施設の仕事を受ける話が、先ほどお話があつて、平成28年の2月ぐらいにフィールド企画から推薦状が出て、築上町に出てですね、お願ひをしたいというふうな話が出たと思うんですけど、このとき、繁永さんは現職の再任用の職員だったと思うんですけど。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　　はい、たしかそうです。

○委員長（武道 修司君）　　実績が、フィールド企画自体が実際に実績がない状況で推薦状が出て、4月からエス・ティ・産業で仕事をするようになったという中で、こういう指摘をするとあれなんんですけど、地方公務員法でいくと、職員が仕入れた情報を基に、そういうような会社とか、そういうのは運用してはいけないというふうなことがやっぱりあるんですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　　はい。

○委員長（武道 修司君）　　それで、その当時、今、言われたように、副町長とかから、どうにかならないかというふうなことでされたというか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　　それは、現職当初です。ごめんなさい。現職のまだ、あのときには、まだ働いているときです。まだそういうフィールド企画の話がない前の話です。その話が、多分。

○委員長（武道 修司君）　　うん、現職のときでしょう。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　　うん、現職だけど、そのフィールド企画で私が仕事をするとか。

○委員長（武道 修司君）　　いや、じゃなくて。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　　そういうことじゃない。

○委員長（武道 修司君）　　フィールド企画から、そのエス・ティ・産業にという推薦が出たのが平成28年の2月なんですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　　はい、確かにそうです。それぐらいです。

○委員長（武道 修司君）　　それから、平成28年の4月にエス・ティ・産業が仕事をするようになったんですけどね。で、先ほど奥さん、社長さんにお聞きしたら、28年の4月から繁永さんは、一応エス・ティ・産業に入社という。

- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 退職しました。
- 委員長（武道 修司君） 退職して入社、再任用からですね。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はいはい。
- 委員長（武道 修司君） ただ、現職時代にこの話が進んでいるんですよ。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ああ、そうなんですか。
- 委員長（武道 修司君） 繁永さんがですね。ですよね。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 私が。
- 委員長（武道 修司君） 繁永さんの現職時代ですよね。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いやいや、（聴取不能）。
- 委員長（武道 修司君） 再任用の職員時代ですよね。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それは私が職員として、センター施設長としたときですね、なったときの話ですよ。再任用は1年しかないんで、私のときは1年です。
- 委員長（武道 修司君） はい。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そのときの話はないんです。そういう話は。
- 委員長（武道 修司君） すみません。28年の2月にフィールド企画から推薦状が出て、エス・ティ・産業にてなっていますよね。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。
- 委員長（武道 修司君） このときは、繁永さんは現職ですよね。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 再任用。
- 委員長（武道 修司君） 再任用の職員ですよね。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はいはい。
- 委員長（武道 修司君） だけ、再任用の職員の時代に、その話が出てきているわけですよね。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ああ、話は、その話はですね。
- 委員長（武道 修司君） フィールド企画から、エス・ティ・産業ですね。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はいはい。
- 委員長（武道 修司君） それも副町長からそういうような話で、その推薦もあったし、副町長のほうからどうにかならないかという話で。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） どうにかならないかというのは、その修繕費がかかるでいるときの話の。
- 委員長（武道 修司君） 昔の話ですか。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そういうこと。そういうことです。
- 委員長（武道 修司君） この何というか、フィールド企画からエス・ティ・産業に変わるとき

に、副町長からどうにかならないかという話じゃなくて。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） なくて。

○委員長（武道 修司君） なくてですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それは、私がなる前の話です。

○委員長（武道 修司君） フィールド企画と話をして、その仕事を跡を引き継ぐというような形になったということですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それはそのときは、私の社長から私に話があっただけのことで、副長からどうのはないです。

○委員長（武道 修司君） じゃないということですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。その副長はそのほぼ。

○委員長（武道 修司君） 前に、現職のときの。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 現職の時代のときに、施設長のときに、お金がかかり過ぎるから、これに対する削減ができないのかという話はありました。そうしないと、修繕費だけで築上町は潰れますということを言われた。そういうことです。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） だから、それは勘違いしないでください。私が本当の現職の課長補佐のときです。

○委員長（武道 修司君） そしたら、はい。なら、エス・ティ・産業というか、繁永さんが任用職員で、1年間うんぬん、そやけ、28年の2月の段階で、早く言えば再任用でも現職は現職なんです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ですね。

○委員長（武道 修司君） はい。現職の時代にフィールド企画から、エス・ティ・産業にという話をされたという。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） その話は、社長のほうから、私が、長年勤務しているじゃないですか。

○委員長（武道 修司君） フィールド企画の社長さんからということですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そうです。そうです。

○委員長（武道 修司君） うん、話があったということですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。行政からはそういう話では。

○委員長（武道 修司君） 話じやなくて。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） うん。

○委員長（武道 修司君） はい、分かりました。4月から請けるに当たって、3月の段階がなん

かで見積りを出してということですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ですね。そうです。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。ちょっと流れを確認をと思いまして。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それが私の流れです。

○委員長（武道 修司君） はい、ありがとうございます。それと、現在の職員については、繁永さんも入ってかも分かりませんけど、社長さんにお聞きしたら、11名。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員長（武道 修司君） 社会保険でされているということで、11名おられるということ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そうですね。私は、社員ですけど、社員自体はそれぐらいいらっしゃいますね。

○委員長（武道 修司君） 繁永さんも入れて11名ですか。それとも別に11名。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） だから、私も入っています。

○委員長（武道 修司君） 入って11名ですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員長（武道 修司君） 設立当時というか、28年の4月から焼却場の管理のほうを業務委託というか、をしていますけど、そのときのエス・ティ・産業の社員さんは何人ぐらいおられたんですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ちょっと私は。

○委員長（武道 修司君） 覚えていない。いや、大体でいいですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 清掃センターのRD施設に2名いましたんで。ですね、はい。フィールド企画のね。

○委員長（武道 修司君） はい。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） リサイクル施設のほうに2名かな、4名程度いたんじゃないかな。

○委員長（武道 修司君） だけ、四、五人ぐらいがスタートという。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい、そのまま私が預かってやったというふうになります。はい。

○委員長（武道 修司君） 四、五人がスタートということですね。はい、ありがとうございます。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それで、ですね。はい。

○委員長（武道 修司君） それと、数年前に、今回いろいろなところで見積りの依頼で、今回その分割発注とかいろんな問題がちょっとあってですね、その中で、話の中で出てきたのが、だんだんとエス・ティ・産業のほうが件数が増えていったという流れがあって、そのエス・ティ・産

業が、その増えていったその背景の中に、建築許可を取られたということがあるんではないかと
いうふうにお聞きしたんですけど。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 何許可ですか。

○委員長（武道 修司君） 建築許可。（「建設許可」と呼ぶ者あり）すみません。建設許可。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 建設許可は。

○委員長（武道 修司君） いつぐらいに取られたかって分かりますか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） （聴取不能）ぐらい見ました。見てていますよ。

○委員長（武道 修司君） いつぐらいに取られたかって分かりますか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 何年前かな。3年、2年。

○委員長（武道 修司君） 3年。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 2年か3年前です。2年前かな。（「令和5年で
す」と呼ぶ者あり）令和5年。（「2年前」と呼ぶ者あり）そうか。令和5年。

○委員長（武道 修司君） 令和5年からですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それから、あと5年間の有効期間で、はい、令和
5年です。間違えた。はい。

○委員長（武道 修司君） 令和5年からということで。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。それと、今、いろいろと調査をしている段階
で、一つは、R D Fの施設と、リサイクルセンターの業務管理をして、職員さん、エス・ティ・
産業さんの職員さんが入られています。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員長（武道 修司君） その中で、その施設の施設修繕があったときに、業務管理をされてい
る社員さんが、そのまま施設修繕をそのままされているという証言がありましたが、それは間違
いないですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それは、間違いないです。

○委員長（武道 修司君） 間違いないですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ただ、緊急対応がほとんどなので、はい。緊急で
機械が、今、先ほど言ったように乾燥炉が、約入口700度、外が200度という高温の乾燥設
備があるんですね。R D施設自体は、皆さん、熟知してもらいたいと思いますけど、木解析制御、
それから熱制御、電気制御、ちょっと面倒くさいんですね、この施設は。そういう施設の中で管
理をしていますけど、緊急処置で、コンベアが切れたり、もしくは、バケットが飛んだりとか、
乾燥炉の中に火が入る、スクリューコンベアが折れることによって、乾燥炉の温度調整ができな

くなって緊急対応とか。そういう対応ってたくさんあるんですよ。

そのときは、もう遅くなってしまっても、残業してでも、もうとにかく次の日に復旧しないと、ごみのピットというのは、60トンピットなんですね。1日当たり火曜・水曜で入ってくるのが約23トンぐらい入ってきます。そうすると、1週間で約90トンからごみが入ってくるんです。そうすると、もう受入れ体制を、とにかくごみは止まりませんので、とにかく入れるということが第一なんで、復旧を、もう今でも復旧しなくちゃならない状況が、もう幾度も幾度も発生するんですね。はい。だからこういう状況であれば、我々は、すぐ清掃センターを優先とした作業内容で取組をさせていただいております。

○委員長（武道 修司君） はい、ありがとうございます。ただ、その業務管理、その人件費というか、人数の計算をして人件費を払っています。施設修繕費の中にも人件費が入っているわけですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員長（武道 修司君） なら、同じ時間の中で、施設修繕費の人件費と業務管理の人件費がダブっている可能性があるんで、それで、先日、内山課長補佐にも確認をしたら、残業したり日曜出勤をしたりで調整をしていますというような話をされたんですけどね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 確かにそうです。必ず言われることが残業してもらえないですか。日曜出勤してもらえないですか。でも、私は、社員には金を払わなきやならないですね。会社は。だけど、その請求というのは出ていないし、それだけじゃないんですね。今、緊急にちょっとした修理でも止まつたら、我々は6時、7時。また職員が休みますよね。現業職が。そうすると、乾燥炉が100度以内にならないと機械が止まらないんです。それまで残業して7時まで待つとかなくちゃならない。今、職員はやっていると思います。運転したら。そうすると、それは夏休み、何休みってありますよね。結構職員の場合は。そのときは、うちの社員は、それに対応している。

だから修理・修繕に対しても、確かにそうかも分からんけど、その分の賄い部分は、十分うちには対応していると思っています。

○委員長（武道 修司君） そしたら、そういうふうなこう時間的にですね、ただ、修理の時間が5時間かかりました。その4人で5時間かかったら、その5時間分は時間外とかでその分の補いをしているというふうな考え方を前されていたんですけど。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい、私も同じです。そう思って対応しています。

○委員長（武道 修司君） ということは、その時間がプラスマイナスのところを分かるような業務管理をされているということでおろしいですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それはちょっと、うちのほうはそれに対するあれ

はしていないんです。会社は分からないです。

○委員長（武道 修司君） 業務管理は、そこまで分けてやっていないということですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい、やっていない。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ただ、いつ発生するか分からないんで、はい。

○委員長（武道 修司君） それともう一点が、ちょっと時間があれなんですけど、液肥センターのこれは令和4年の話なんんですけど、クローラーの圧力、クローラー車、散布車ですね。の圧力ポンプを交換をされています。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） うん、しました。

○委員長（武道 修司君） これがその当時の資料です。エス・ティ・産業さんのほうから、請求書なり見積書が出て、しているんですけど、日にちとかが出されているのが、令和4年の12月の16日契約日で、4年の11月16日から4年の12月15日までで、実際的には12月の2日かなんかに修理が終わっているみたいなんですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員長（武道 修司君） 当時、古市産業課長が検査をしています。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員長（武道 修司君） その検査が、12月の6日に検査をして、その中に12月の2日が終了とあるんですけど、いろいろと現場の人たち等もいろいろと証人というか、いろいろと話を聞いたたら、実際にこの時期に、このような修理をしていないという話がありました。これは、どういうことか分かりますか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そこの事務的な処理に対しては、会社としては分かりません。この仕事をしたのは、間違いなくやっています。これはイタリア製のポンプです。これは特殊ポンプなので、たまたまクローラーが散布できないので修理依頼がありました。で、一応うちのほうとしては、これ、一緒にいるのは機械屋さんなんで、うちの機械屋さんがいますので、できますということだったので、一緒に来てもらったんですね。こここの対応させてもらいました。

このときに、これはたしか古いポンプが予備品かなんかあったんじゃないかなと思います。このポンプを換えたか、その場で修理したかですけど、交換であれば、ポンプの交換ですから、古いポンプの入替えをしましたけど、このときに困ったことに、この予備品のポンプが、実際のこのクローラーと同じもののポンプじゃなかったんです。前に外したポンプで、物が、ポンプの吸い込み口が全然逆方向なんですね。だから、ベルトをつけるコンベアのベルトつける部分は、通常であれば外側なのに内側についているんです。ちょっと面倒くさかったんです、これ。それ

で、こっちから入ってくる配管と、この配管のずれがありますよね。そうなってくると、この上げてみたり移動したり、もうすごい手間がかかったんです。これ。この記憶はあります。

○副委員長（宗 裕君） すごい手間というは、どれぐらいの作業時間がかかりましたか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○副委員長（宗 裕君） どれぐらいの作業時間がかかりましたか。すごいって。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） これですね、時間がかなりかかったと思います。

これ。

○副委員長（宗 裕君） 何日間もですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 何日間というよりも、これを持って帰つてまた確認をした上で、点検をした上でやっていますので。はい。

○副委員長（宗 裕君） 工場に持ち帰りだから、その日は直らないですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） これは、前の予備費の部分を持ち帰ったんじゃなかつたかなと思います。このときに、かなり時間等はかかっています。その日で復旧したのかな。

○委員長（武道 修司君） 多分これ、そのオーバーホールの話じゃないかな。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） オーバーホールは日にちがかかります。局長、これを持ってって。

○副委員長（宗 裕君） オーバーホールは、どれぐらい日にちがかかりますか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） これですね、ベアリング等を入れたりしますと、日には、大体1か月近くかかるんじゃないかな。（「1か月ですね」と呼ぶ者あり）はい、1か月かかります。

○委員長（武道 修司君） これは、やっぱりもう記憶のちょっと問題もあると。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 私の記憶上は、これ、出ていないので、部品がこれは特殊なんですよ。

○副委員長（宗 裕君） イタリア製ですもんね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。イタリア製で、通常のポンプは、武道議員は農業をやっていますから、水中ポンプがありますよね。あれと全然違うんです。中は分かります。

○委員長（武道 修司君） 分かります。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ベアがついているんです。こう。このベアが出たり入ったりするような、何か前にコマツさんがやったときに、かなりの年数、1年かそこらかかって持ってきたような。

○副委員長（宗 裕君） 修理ですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 1年ですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。何かそういうことを言って、そのしてくれた業者がいないということなんです。それでたまたまうちの機械屋さんが持つて帰ってくれて、ばらしたら、できるということだったので、その部品発注で、もう特殊なんで、ないと困るので、たしかオーバーホールでした記憶があります。何というんですかね。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、ちょっと途中で悪いですけど、確認させてください。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 予備品も簡単には載らなかったから、一旦取り外して工場に持ち帰って、向きが違うとか言うから加工もあるでしょうし、またイタリア製の特殊なので修理がかなりかかるからということで、1週間か、半月か、一月かかりませんけど、かなり困難な修理だったという御記憶があるということですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） たしかそうだったと思います。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） だから、私たち、そんなそういう記憶に、ちょっと4年、3年前ですかね。

○副委員長（宗 裕君） はい。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ちょっと記憶がはっきりしないんで。はい。

○副委員長（宗 裕君） 記憶がちょっとない（聴取不能）ですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） たしかイタリア製で、中も分解してみたら、羽が出たり入ったりするような、8枚か何枚かの出たり特殊な内容だったと記憶しています。

○副委員長（宗 裕君） いやいや、おっしゃるとおり、記録を錄って書類を作るのは役場の仕事ですから。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ですね。はい。

○委員長（武道 修司君） この案件で、いろいろと証言を取ったところ、この日にちで修理をしていないということが分かったんです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そうですか。

○委員長（武道 修司君） はい。今のは、我々が今、聞いている状況なんで、もうどれが正解かというか、その正確な話なのかというのがまだ分からぬ部分があるんですけどね。今、聞いている状況でいくと、この12月の2日まで、11月の19日——16日だったかな、が一番最初の契約日んですけど、実際的には、この中身の書類からいくと、10月の19日に壊れているかなというふうな感じなんですよね。

修理完了が12月の2日になっていますので、約1か月ちょっと、このものが使えなかつたというふうになっているんです。この散布車がですね。でも散布車は、実際動いていたということがあつてですね。

なぜこういうようなことが起きているかというと、実際は10月の11日に機械が壊れて、現場に繁永さんも来られて、これ、写真に写っている方も来られたと。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ですね。これが機械屋さんでしょう。

○委員長（武道 修司君） はい。実際的には修理ができなくて、当時現場におられた方々が、在庫の分があるのでということで、フォークリフトでその在庫の分を持ってきて、その現場の方々が自分たちでつけたという証言なんですよね。そのときには、繁永さん、哲也さんはもう帰られていたと。現場の方にお任せして帰られていたということだったんです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員長（武道 修司君） 後は、その現場の方たちがつけられたという証言。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ですね。うちの社員と、私も、この写真を撮ったのは、私なので、はい。

○副委員長（宗 裕君） そうなんですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ、最後までおったちゅうことですよね。修理完了まで写真が全てありますから。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ですね。はい。写真は、必ず私でないと写真整理ができないんですね。管理が、皆さん。だから私が写真工程で撮らないと、大体ポイントポイントで写真を押さえているというのが。

○副委員長（宗 裕君） だから繁永哲也さんが写っていないんですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） だから私は写らないです。はい。（発言する者あり）

○副委員長（宗 裕君） でも、委員長、繁永さん、途中で帰ったという証言がありましたよね。

○委員長（武道 修司君） うん、証言は途中で帰られたということやつたんですけどね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 用事があつて出たかも分からないですけど。写真を撮ったのは、これは私が撮っています。

○副委員長（宗 裕君） でも、写真を撮ったんなら、その場にいたんでしょう。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ですね。

○副委員長（宗 裕君） 修理開始から修理完了まで全て写真がありますから。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そこに携わりますよね。

○委員長（武道 修司君） この写真を下田氏、下田課長補佐が撮られたという証言もあるんですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そうなんですか。

○委員長（武道 修司君） うん。繁永さんが下田さんに写真を撮つとってくれと言って依頼をしてという。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そういううちの作業に対しては、私が写真を撮っています。

○副委員長（宗 裕君） いや、下田さんもそうおっしゃるんですよ。自分が撮るしかないと。エス・ティさんが撮ると。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。私が写真を撮っています。基本ですね。どの工事に対しても私がみんな写真を撮って、写真のこの整理は私がしています。

○委員長（武道 修司君） そしたら、この11月の——実際的には10月の多分19日に壊れてという、書類上ですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） うんうん。

○委員長（武道 修司君） 今、証言は10月の11日なんですけどね、その日1日ですぐによくなって、次の日の12日から散布を始めたということなんですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） うん。

○委員長（武道 修司君） ところが、この書類からいくと、11月の19日から12月の2日まで動いていないということになっているんですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） うんうん、はい。

○委員長（武道 修司君） でも、実際はその麦で一番忙しい時期で、実際に動いて……。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そこはちょっと私はそこについては、修理・修繕を行いますけど、その部分の書類上の日にちとか、その散布の動いたとか動かないかは、私のほうはちょっと。うん。

○委員長（武道 修司君） エス・ティ・産業からの完成届って出ているんですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はいはい。

○委員長（武道 修司君） 完成日が12月の2日、契約日が11月の16日ということで、エス・ティ・産業のほうから完成届が出ているんですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） これですね。はい。出ていますね。

○委員長（武道 修司君） ということは、その間、この施設は、この機械は動いていなかったということになりますよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） この数字だと、思いますね。

○委員長（武道 修司君） はい。だから役場の職員がというんじゃないくて、エス・ティ・産業から出ている書類なんですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はいはい。

○副委員長（宗 裕君） 完成届は、そうですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そういうことですね。

○委員長（武道 修司君） はい。それで、ただ実際がそうではないというちょっと情報があるので、御記憶がありますかということでお聞きしているということです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） なるほどですね。

○委員長（武道 修司君） ちょっとつじつまが合わないんですよ。皆さんから聞いている話と、この書類のつじつまがですね。で、実際はまいているということになると、実際は動いているわけですから。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 向こうがですね。

○委員長（武道 修司君） はい。ただ、書類上は動いていないことになっている。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） うん。うちは、この部分で出していますから。

○委員長（武道 修司君） 現場の方々にお話を聞くと、実際はその日、10月の11日、その日1日で、その日に自分たちが修理したというふうに言われています。というと、実際に修理をしていない請求書が上がってきたのではないかというちょっとおそれがあるので、御確認をさせてもらっているというふうな状況です。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そこのところは、ちょっと私も、今、記憶にない。

○委員長（武道 修司君） 記憶にいないです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） うん。いやいや、令和4年の話ですからね。

○委員長（武道 修司君） はい、分かりました。（「ただ、ちょっとここで補足尋問させてください」と呼ぶ者あり）宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 書類の詳細に関しては、繁永さんがおっしゃるとおり、完了届はエス・ティが出す書類ですけど、ほかの大部分の書類は、役場が作る書類ですから、繁永さんが詳細な記憶がないのは、私は当然のことだと思いますね。

ただ、今日、聞いたお話だと、この今、証言では、このときのポンプ交換は結構面倒くさい仕事で、下ろしたポンプのオーバーホールとか、かなり工場に持ち帰って長期間かかったという記憶をしゃべっていただきましたから、私はとても1日で終わった仕事ではないなど。この書類上有る詳細な日付とか記憶に関しては、役場の書類ですからよく分からないと、そのとおりだと思うんですけど、少なくとも1日で終わるような簡単なお仕事ではなかったという証言があった

ので、それは間違いない事実だろうと思って質問させてもらっているんですけど、それはよろしいですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　はい。

○副委員長（宗 裕君）　その点はよろしいですか。1日で終わったような簡単な仕事ではなかったと。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　じゃないですね。ちょっと面倒くさい。

○委員長（武道 修司君）　宗委員。

○副委員長（宗 裕君）　それが確認できれば、ほかのことは後から聞きますので、委員長質問を続けてください。

○委員長（武道 修司君）　取りあえず、クローラーと、今のリサイクルの業務管理の関係は、私の方で終わります。

それともう一つ、目撃証言の中で、ちょっと確認をします。

他の業者の見積り、例えば、ほかの会社の見積書があって、見積り入札の場合ですね、随意契約で見積り入札の場合で、2者とか3者の見積りが要るときに、その2者とか3者の見積書と一緒に役場のほうに繁永さんが持っていたということはないですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　それはないです。

○委員長（武道 修司君）　ないですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　はい。

○委員長（武道 修司君）　先日、内山課長補佐にもお聞きしたら、持ってきてもらったことが数回あったようなことは、ちょっと発言をされていたんですけどね。そういうような記憶はないですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　それは記憶はないですね。

○委員長（武道 修司君）　ないですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　はい。私はもう依頼されたものに対しては、見積書を持っていくだけです。はい。

○委員長（武道 修司君）　はい、ありがとうございます。

それと、令和5年の1月頃になるかと思うんですけど、有機液肥施設の第1の運転業務が、その年の4月からされているんですけどね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　はいはい。

○委員長（武道 修司君）　その話を下田課長補佐と、現場で、1月頃にお話をしたという記憶はありますか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　いや、別にそれはないです。

○委員長（武道 修司君） ないですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員長（武道 修司君） 今日、下田さんにもお話を聞いたら、1月頃に、運転でどれぐらいのお金がかかるかということを聞いたということで言われていましたけど。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ちょっと記憶には、それは。

○委員長（武道 修司君） 記憶にないですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。過去に、今から6年前ですね。

○委員長（武道 修司君） いえ、令和5年なんで、昨年。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いやいや、それずっとまた6年前に、そういうような依頼は、話はあったことはあったんですね。見積りを出したことがあるんですよ。1度。

○委員長（武道 修司君） 昔ですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そうそう。（発言する者あり）そういう話も話はあつたんです。過去に。

○委員長（武道 修司君） 過去にですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） だけど、それからずっと何もそういう、そういうのがあるとかないとかというのはなかったので。（発言する者あり）

○副委員長（宗 裕君） 誰から見積り依頼があったの。（「下田」と呼ぶ者あり）

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いや、違う違う。下田じゃない。それは、向こうのほうから、そういう一応見積りちゅうか、参考見積りみたいな感じで。あのときは、誰がおつたんかな。誰じやかな。

○副委員長（宗 裕君） 課長は誰でした。（「6年前、鍛治課長」と呼ぶ者あり）

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 鍛治さんか。誰かな。（「今富さんは係長」と呼ぶ者あり）いや、今富やないな。そういうその話は1回あって、見積りは出しました。（「いやいや、参考（聴取不能）」と呼ぶ者あり）それはあります。だけど、それから過去は何もそういう話は全然なかったんですけど。はい。

○副委員長（宗 裕君） 6年前の話は初めて聞いたので、誰のことかちゅうのが。

○委員長（武道 修司君） そしたら、令和5年の1月頃、令和5年から業務を行うに当たり、1月頃に、下田さんと、そういうような話をしたことは、記憶にないということですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それはありません。はい。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。私のほうからは質問は以上です。

皆さんのはうから、何か質問があれば。（発言する者あり）（「ちょっと先に聞かせてください」と呼ぶ者あり）宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 繁永さん、実は、今日は時間が押してしまってね、本来であれば、繁永さんの質問も終わっていなきやいけない時間になるんですけど、お時間は、御都合は大丈夫ですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いいです。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いろんな一般質問の中で、うちの会社のことでも言われていますので、そのときにちょっと私のほうで説明をですね、皆さんに御理解。百条委員会の説明に出たのは、うちの会社の内容の中から、2人の議員から一般質問の中で公開を全国公開されて、うちのほうでも困っておりますので、これはもうすごい何ちゅうんですかね、これはちょっとと言わせてもらっていいですかね。

○副委員長（宗 裕君） ええ、もちろん。はい。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） うちのほうも10年、実務経験があります。この今の状況になるまでに、築上町の仕事だけじゃなくて、（聴取不能）の仕事があります。大手の取引会社があります。データバンクから、うちの会社を調べに来るぐらいの大手の会社からの取引もあります。こういう会社から、これはどういうことなんだという、再三なその問合せが来ています。これって、うちの会社が、よほど悪いことをしているんじゃないかと。これは議員の皆さんに御理解してもらいたいんです。

○副委員長（宗 裕君） いやいや、いわゆる風評被害ですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ですよ。だから百条委員会で、エス・ティ・産業という名前が大々的に全国的に出されたということで、かなりのペナルティーがあるということです。これは皆さん分からぬでしようけど、事業をやっていれば、これは大きなことなんです。このことは。だからこそ、私したら、今この部分を皆さんにお伝えしたいということなんです。はい。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の発言を受けて、私から提案がございます。繁永さんは、むしろ積極的に説明したいという御意志をお持ちのようですから、場合によっては、時間延長をしても、今日はじっくりお話を私は聞きたいと思うんで、委員長、配慮をお願いいたします。

○委員長（武道 修司君） 繁永さん、よろしいですか。ある程度時間的な関係は、ちょっとオーバーしてしまいますけど。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いいです。はいはい。ですね。はいはい。

○委員長（武道 修司君） すみません。御協力のほどよろしくお願ひいたします。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私は、そのことを確認したかっただけです。

○委員長（武道 修司君） もういい。次、吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。まず、オオムカのRDFの施設の資料から、過去3年分の契約の中から、1者見積りは、緊急性を伴う工事がほとんどだと思います。2者見積り、要は2者見積りがほとんどですけど、2者から3者の見積りの修理業務と交換業務があると思うんですけども、その相手の会社が太新工業さんとの契約がほぼなんですね。

そのそこをエス・ティ・産業と太新工業さんしかできないというふうな説明からの説明がありましたけれども、そうなんでしょう。ただ、作業になると、太新工業さんの方は1名しかいなくて、全てエス・ティ・産業さんが来ているというこの前、証言があったんですけども、実質エス・ティ・産業さんがしている形ですよね、形上は。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いやいや、向こうの技術者が、清掃センターに来て、これは私が説明させてもらったんですね。太新工業さんが何でそこにいるかということです。それは、私は課長補佐、施設長のときにですね、日立造船、プラントメーカー、リサイクル施設ですね。その協力会社で太新工業さんがいらしたんです。コンベアが傷んで壊れたと。そのときに、イワサキ部長という部長がいて、私はちょっと懇意にしていたものですから、そして、リサイクル施設の先ほど言った、修繕のコストを削減してくれと言ったときに、いろんな業者を使ったんですね。内山君もコストを削減した。で、新規の業者とか。

ところが、私も施設に対しては、たけているので、たけてっちゃ悪いけど、詳しいと言つたら詳しいですね。だから、そのときに、この中に燃えるものがいっぱいあるのに、ガスをぱりぱり使って、対策もしないでやるような業者とか、やつたといったらそれだけで終わる業者とか、もう結構いらしたんです。勝手に。

それでプラントメーカーは大体3倍です。これでは使えないと思う。私の立場としたら。それで太新工業さんにできますかと。たまたま破碎機が壊れたんですね。破碎機が。そのときにメーカーさんにお願いしたら、半年、新品を入れるのに半年かかると。じゃあ、半年間のごみの搬入受入れを停止したら、約、月に1,000万円かかります。月に1,000万円。外に外注に出したら。当時ですよ。当時の状況です。今はまだ高いんじゃないですかね。そうすると、年間にしたら1億2,000万円かかるということです。簡単に言えば。それだけ単費に出さなくちゃならないということです。

そのときに、フィールド企画のもつとしたんじやなかったかな。それぐらいのギアが外れなくて、太新工業さんの部長に連絡して外してもらったことがあるんです。そのとき、私は2日徹夜しました。それで復旧するのに。そのときから太新工業さんの技術力というのを私は認めていたんで、コスト的にもプラントメーカーより安い。で、そのときに私が、そのその後に来たその

技術者に、担当課長と、今はそこの課長でありますけれども、その仕事の部分を教えてほしいと、いろんな技術を。ここたけていますから。（「繁永さんですね」と呼ぶ者あり）そうです。うちがですね。うちの社員に教えてほしいということでお願いしたんですね。

そのときに向こうとしたら、最初は自分のところの職員を連れてきて作業をしていました。でも、その後については、うちの社員を使ってくることでもって、うちが太新工業さんの協力会社ということで契約をしてくれと。そうしないと向こうも使えないということで、うちは太新工業さんと契約をして、土曜・日曜、休みの前のプラントの仕事に対して対応させてもらった。長年勉強させてもらった。これは技術の向上であって、自分のところの社員の技術の向上ということで、うちはしました。

○委員長（武道 修司君） その今の内容は、内山課長補佐も御存じということですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いや、それは分からないです。

○委員長（武道 修司君） 分からない。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それは退職後の話ですから。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 細かく説明をありがとうございます。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員（13番 吉元 健人君） ということは、もうする会社は、見積り要らなくて決まっているということなんですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いや、そんなことはないです。

○委員（13番 吉元 健人君） いや、今の……。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それは、今、言うプラントメーカー、今の先ほど、いいですか。

○委員（13番 吉元 健人君） 今の説明だと。（「はい」と呼ぶ者あり）

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 私は、そういう業者がいるということで、地元に対して、地元ちゅうか、苅田町にですね。それで、プラントメーカーと見積り入札をしますよね。プラントメーカーから、いや、これはもう絶対私たちのような小さな会社ってないから、なかなかこの業者っていないんですよね。

プラントメーカーから見積りをもらいます。で、太新工業さんも見積りをもらいます。その当時ですよ、私が現職当時。そしてその差を、金額の高い安いをさせてもらったというのも一つあります。（「吉元さん、悪いけど、私に先に質問をさせて」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 繁永さん、ありがとうございます。私もですね、繁永さんの前の説

明員や証人の方から、我々が取りあえず調査対象にしたのは、4、5、6の過去3年分なんですよ。そんなに遡っても仕方がないから。

それで、4、5、6年の3年分のいろんな契約関係の書類に関しては、役場の職員に迷惑をかけましたけど、提出していただいて、ある程度内容を把握できているんですが、2者見積りの場合でも、太新工業さんとエス・ティ・産業さんの2者見積りの随意契約というのは、結構数が目立って、何でかなと思っていたんですけど、特殊な設備なので、その2者しかできないというふうな説明を受けているので、今の繁永さんの説明もそれと合うので、なるほどなと思っているんですが。

今の繁永さんの説明で初めて知ったのが、太新工業さんとエス・ティ・産業さんは、協力会社の契約を結んでいるという事実を初めて知ったんですよ。それは現在も協力会社の協力関係、契約は有効というか、続いているんですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 太新工業さんが仕事を取ったときですね、うちの会社の社員が協力することによって、施設の中が、うちは熟知していますよね、運転していますから。そうすると、職員が出たりとか、自分のところに来てやるよりも、仕事が速く終わるんですよ。速く終わる。ただ、書類上でどうしているかは私は分からないんです。

○副委員長（宗 裕君） もちろんです。はい。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それは、もう行政側の内山君が、その見積りをどういう取り方をするかは、うちにも依頼が来ます。でも、うちは出します。それはうちとしての出し方であって、太新さんの出し方もあると思います。だけど、仕事に関しては、私が入ることによって、コスト的に安くなっているんじゃないかとは思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ですから、今でも協力関係は続いているし、協力の契約があるということでいいですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 今は自分のところで独自でできるようになっているので。

○副委員長（宗 裕君） では、今は契約関係はないんですか。過去の話ですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 契約関係は、もう前になりますので、毎年毎年の更新はしていないので。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 実は、清掃センターのことに関しては、ちょっと私はよく分からな

いんですが、最近、4、5、6年分の液肥センターでの設備の——設備というのかな、モーターというのかな、ポンプというかな、そういうやつの保証も、同じく太新工業さんとエス・ティ・産業さんの1者だったりするんですけど、2者見積りとかで、やっぱり受注が多いんですよね。

それは、それにはそれなりの理由があるんだろうと思っているんですが、現場にいる方からの証言で、太新工業が受注業者なのに、実際の作業はエス・ティの作業員さんがなさっていて、そのエス・ティの作業員さんも液肥センターなんだけど、清掃センターの方が液肥センターに来て作業をしているのではないかという証言があって、なおかつ、電気関係とかのそういう特殊専門になると専門業者が来るけど、大半の設備やそういう施設なんかの修理は、清掃センターのエス・ティの作業員さんがやっていて、太新工業が受注している場合は、太新工業の秋吉さん、アキナガさんですかね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 秋吉さんです。はい。

○副委員長（宗 裕君） 秋吉さんという方の1名だけはいらっしゃるけど、秋吉さん以外の太新工業の社員さんは、見たことがないという証言があったのは、そういう長年の協力関係でやっているからそういうことだったという理解でよろしいでしょうか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それで、秋吉さんは太新工業さんの技術者なんで、もういろんな面で熟知している方なんで、おかげでうちの社員の技術の向上、この住民さんも今言う受入れ体制のほうも緊急乾燥ができるようになって、今はもううちのほうがほぼ対応できると思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私も最初は、太新工業さんが受注しているのに、実質、エス・ティさんがやっていて、秋吉さんかな、秋吉さんだけしかいないというのは、何か極めて不思議な不自然と思ったんですけど、繁永哲也さんの認識は今みたいな経緯で、昔からそういうふうにやっているという説明なんで、それは一つの説明として納得がいきました。

それで、繁永さん御自身もそういう作業と一緒に立ち会って、一緒にやっているんですよね、社員任せでなくて。先頭に立って。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） やっています。

○副委員長（宗 裕君） だから液肥センターの修理のときも、ほとんどの場合、繁永さんが陣頭で指揮を取っているんですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに。（「（聴取不能）上かです」と呼ぶ者あり）

○副委員長（宗 裕君） ごめんなさい。吉元さん、ごめんね。

○委員長（武道 修司君） ちょっとお聞きします。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員長（武道 修司君） 協力関係にあるというの、下田さんも内山さんも状況、エス・ティ・産業さんと太新工業さんが、そういうふうに協力関係にあるよということは御存じということですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いや、それは知らないんじゃないですかね。そういうのがあるということ自体は。

○委員長（武道 修司君） でも一緒に、何、現場の修理とかするときに。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そのときは協力体制で私が入っていますから、そこに対しては、それは向こうのほうに聞いていただければ分かると思いますが、一応、今、私のエス・ティ・産業の繁永としての立場、それと、今、委託業をさせていただいておりますその作業についての復旧作業についての今、説明をさせてもらっています。そこについては、彼らに聞いてもらって、その関係性というのは、内山君は分かっていると思います。

○副委員長（宗 裕君） 内山さんは分かっている。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 分かっている。常に仕事が入っているときには。

○副委員長（宗 裕君） もともと繁永さんの部下ですからね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 部下です。はいはい。

○副委員長（宗 裕君） 一緒に仕事をやっていて。

○委員長（武道 修司君） 施設修繕費、施設修繕ですよね。施設修繕で、太新工業さんが受注を受けて、エス・ティ・産業さんが下請をする。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 下請じゃないです。協力要請だと思います。

○委員長（武道 修司君） 協力要請が来て、その一緒になって、それをすると。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そうです。そうです。

○委員長（武道 修司君） ということは、現場で一緒にその修理をしているということは、当然現場の人たちは、全て現場は、何というか、修理する間は確認をしているということだったので、分かっていますよね。下田さんにも。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はいはい。

○委員長（武道 修司君） 一緒になってやっているというのは。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はいはい。

○委員長（武道 修司君） ということは、協力体制でやっているということは分かっているということですね。

- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 分かっているはずですね。
- 委員長（武道 修司君） ですよね。下田さんも、内山さんも。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。
- 委員長（武道 修司君） ということは、常にその2者に見積りを取っているんですよ。実際、これを見てみるとですね。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。
- 委員長（武道 修司君） その2者に見積りを取って、2者が協力体制の中でやっているということは、どちらが取っても同じという。要は繁永さんが取れば、それは何というか、太新工業さんには行かないでしょうけど、太新工業さんが取つたら、内容の大半というか、ほとんどの応援、秋吉さん1人が行って。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） うちが作業を取ったときは、太新さんは来ません。
- 委員長（武道 修司君） 来ませんよね。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい、来ません。
- 委員長（武道 修司君） でも、今度、太新さんがなったときは、ほとんどが。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） うちに協力要請が、うちのほうが。
- 委員長（武道 修司君） 要請が来て、それを社員さんが行くちゅうことですね。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そうです。コスト削減のためには、そうしてくれたほうが安く済みますということなので。それが安いか高いか知らないですよ。太新さんの金額が。ただ、向こうに言わせれば、我々が施設の中の熟知しているから、来ていただいたほうが、いろんな面で削減できるんじゃないかな。
- 副委員長（宗 裕君） その向こうがというのは、太新さんがそうですか。
- 委員長（武道 修司君） 手を挙げて。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そういうこと。そういうことです。
- 委員長（武道 修司君） 田原委員。
- 委員（4番 田原 宗憲君） もう聞くまいかなと思つとったけど、ちょっと聞きます。令和4年度に太新工業さんが多いんですが、その中のほとんどを何ですかね、繁永さん、エス・ティさん、太新工業の仕事をほとんどエス・ティさんが多分していたと思います。令和5年度からは、エス・ティさんが多分。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 多いでしょう。
- 委員（4番 田原 宗憲君） 多い。その理由として、建設業許可を取ったのが、令和5年度ですね。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員（4番 田原 宗憲君） その中の説明の中で、何で太新さんが多いんかというのを今回の百条で聞いたと思うんですが、そのときに、繁永さんから太新工業さんにその見積りをお願いしてくれちゅうふうに、吉元議員、聞かんやったですかね。ここじゃなかった。（「ここじゃなかった」と呼ぶ者あり）

だから、その令和4年度に関しては、太新さんが多いというのを、その理由として繁永さんのほうから、自信がなかったんでしょうねみたいな、何かちょっとそういう記憶があるんですが。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 自信がないということはどういうことですか。

○委員（4番 田原 宗憲君） エス・ティさんが請ける、その何ていうんですかね。で、一度何かもめたことかなんかあります。その時期ぐらいに。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） もめた。

○委員（4番 田原 宗憲君） はい。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） どういうこと。

○委員（4番 田原 宗憲君） 太新さんと。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） どういうことですか。

○委員（4番 田原 宗憲君） いや、だから例えば、受注の件で何かもめたようなことがあるかないかをちょっとお聞きしたいんですが。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 今、初めて聞きましたけど。

○委員（4番 田原 宗憲君） そうですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。もめたってどういうことでしょうか。

○委員（4番 田原 宗憲君） いや、だから、もめたか、もめていないか、例えば会社の関係で。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 誰がそういうことを言うのか。

○委員（4番 田原 宗憲君） いやいや、違います。聞いているので。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 委員長、いいですか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） その人の言った人の言葉、誰の言葉なのか、私ちょっと疑問に思うんですけど、誰がこういうことを言ったのか、ちょっとそれをお聞きしたいんですけど。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） いや、だから、そういうこう何というかな、いろいろな守秘義務ちゅうのも、ちょっと自分の中ではあるんですが、だから、ただ単にこうトラブルとかそういうのはなかったですかちゅう意味で聞きよるだけですよ。その令和4年度までは、太新工業さんの下に協力会社としていたわけですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ですね、はいはい。

○委員（4番 田原 宗憲君） だから、令和5年度から実力がついたから、もう太新さんは要らないよみたいな感じのところで、太新さんからの、例えば苦情かなんか、そういうこう何ですかね、会社的には多分問題ないと思うんですよ。ただ、役所の関係でしたときに、今の繁永さんが言うのがね、会社的には多分問題はない、名義人であってね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 分かりました。はいはい。（「液肥の分ですね」と呼ぶ者あり）

○委員（4番 田原 宗憲君） ただ、問題は、そのエス・ティさん、太新工業の下請で協力会社とかの自分たちも把握、繁永さんから聞いて、聞きようだから、そこで書類が発生するのかどうかちょっと分からぬけど、ただ、自分たちが書類を見る中で、太新さんとエス・ティさんの話ができていたというのを今、繁永さんは言っているんよね。前々から。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 何が。（「協力」と呼ぶ者あり）

○委員（4番 田原 宗憲君） だから協力的に前々から太新さんを、センター長のときから太新さんを。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 知っています。はい。

○委員（4番 田原 宗憲君） 知っているわけよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はいはい。

○委員（4番 田原 宗憲君） それで。内山さんもそこに知っているんよね、関係よね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はいはい。

○委員（4番 田原 宗憲君） エス・ティさんが受注できる令和4年度は、太新さん方も多かつたと思うんですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員（4番 田原 宗憲君） その下請の中で、今、何ですかね、協力会社やった、5年から実力がついたからというのは、経営事項審査の建設業許可が令和5年度から取得できているので、だから今まで太新さんをいいようにこう使っていたけど、太新さんも多分売上げが減っていると思うんよね、5年度から。そういう意味です。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いいですか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 会社としては、慈善事業じゃないので、申し訳ないけど、企業なんです。会社としては売上げを上げなくてはならないし、何ですか。行政だけの先ほど言った仕事だけないし、いろんな仕事も対応していかなくちゃならないし、だからその太新さんは要らないじゃなくて、太新さんとけんかしたから要らないわけじゃなくて、自分のと

ころでできない部分、こういう部分に関しては、仕事を向こうが仕事をするかも分からぬ。

だから自分のところができない技術力ってありますよね、やっぱり仕事の中で。分からぬ部分。だけども、今、我々もいろんな面で企業努力をしまして、社員も技術力ができてきました。知識が出てきた。だから今は会社が直接的に見積りして、うちのほうで受注してもらって、受注して、作業ができるこことによって売上げが上がる。

確かに仕事量は、向こうのほうは、清掃センターの仕事が減ったかも分からぬけども、苅田町とか、よそのほうの地域では売上げが上がっているかも分からぬ。太新工業さんは。ここだけじゃないんで、中津の清掃センターも入っていますので。たしか中津の清掃センターだったかな。いろんなところの設備に入っていますので。はい。

だから、どこが減ったからちゅうて、じゃあ、よそが減っているって、それぞれ会社というのはやっぱり売上げ向上。必ずこれをやらなくちゃならないんで、だから、経営審査もしっかり会社は受けさせてもらっています。そういうことですね。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ここ令和6年、多分一番最初の経営事項審査をエス・ティ・産業さんの今、手元にありますけれども、先ほど、僕を含め田原議員の発言で、大損害を受けたというのは、もう本当申し訳なく思います。（発言する者あり）いや、僕は思っているんですよ。でも、本当なら。本当ならね。

ただ、本当にいろんな地域の取引をしていたのかが、ちょっとこの売上高で見ると、おかしい点が出てきたなと思って。これ、令和6年の4月30日、日付なんですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員（13番 吉元 健人君） 町の年間の管理業務等と修理業務等を足した金額を、僕らも百条城委員会でエス・ティさんが年間どんだけしているかという数字をもう持っているんですね。で、売上げが、築上町は約1億円行かない、8,000万円から7,000万円、8,000万円、9,000万円の間で、ここ二、三年やられていると思います。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） やっています。昨年はなかったです。

○委員（13番 吉元 健人君） 9,300万円なんですよ、売上げが。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員（13番 吉元 健人君） これは町だけじゃないですか。売上げ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員（13番 吉元 健人君） でも、どこの企業としているんですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） えつ。

○委員（13番 吉元 健人君） いやいや、僕、最初に怒られたのは、さっき。これを言われた

ことによって、全国に発信したことによって、今までいろんな民間で、いろいろしてきてることを、こういうことをやられたので仕事がなくなりましたと。何も聞いていないのに繁永さんがおっしゃられたんですけど、多分これ、役場の売上げしか上がっていないんですよ、事項審査。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　はいはい。いや、それ、ああそうですか。

○委員（13番 吉元 健人君）　いや、そうですよ。（発言する者あり）大丈夫です。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　これは、決算で取った分ですか。

○委員（13番 吉元 健人君）　決算というか、決算で上がった数字じゃないと、出らんと思います。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　じゃあ、税務署に取ったわけですか。

○委員（13番 吉元 健人君）　いやいや。（「決算の根拠」と呼ぶ者あり）

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　どこの決算ということ。うちの契約書。

○委員（13番 吉元 健人君）　自分が言われている事項審査の分です。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　（聴取不能）決算書じゃないですか。（「これは多分出てきます」と呼ぶ者あり）

○委員（13番 吉元 健人君）　うん、どこからでも出てきます。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　いや、どこから出ますか。

○委員（13番 吉元 健人君）　役場のほうで出てきます。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　決算書って出るんですかね。（「よく知らないけど、その人の言っているのは、エス・ティ・産業（聴取不能）」と呼ぶ者あり）役場の決算って、うちの会社の決算書ですか。

○委員（13番 吉元 健人君）　うん。（発言する者あり）

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　おかしいじゃないですか。それ、役場の決算書って出るんですか。うちの役場は。

○委員（4番 田原 宗憲君）　いや、そうなんで、経営事項審査の点数表なんです。それで売上げが上がったのが分かるんですよ。

○委員（13番 吉元 健人君）　上がつとんですよ、1年間の。はい。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　うんうん。

○委員（13番 吉元 健人君）　だけ、これが正式な数字、売上げだと思うんですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　はいはい。

○委員（13番 吉元 健人君）　取引を多数しているのに、僕らが、この令和5年度の売上げが多分9,000万円ちょっとだったと思うんです。役場から出ているお金が。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　はいはい。

- 委員（13番 吉元 健人君） 多分この額だと思うんですよ。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。
- 委員（13番 吉元 健人君） さっき言っていた、いっぱいの仕事って、別会社なんですか。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 何ですか。会社ですか。うちの会社は、私が……。
- 委員（13番 吉元 健人君） いやいや、会社に被害を被ると言われたので、エス・ティ・産業が。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いいですか。
- 委員長（武道 修司君） 証人。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 今、私が言っていることは、10年かかって取引会社って出ますよね。ポンプ1本を入れるにしても、ツルミポンプ、シンミヤポンプ。ね。東京からの業者も入れますよ。今、前もって100万円から200万円から会社が現金を出して、取引、前は現金取引なんですね。大きなところというのは。そうでしょう。調べてください。（発言する者あり）データバンクから2回か3回うちにきました。で、初めて現金取引ができますか。じゃあ100万円、200万円のお金を出して、物を買うためには現金を出さなくちゃならないんです。でしょう。
- それで、初めて取引が成立して、じゃあこれから伝票整理できますか。これ1年、2年かかつてやっと開拓できたものが、今、吉元議員の配信したことによって、向こうから連絡が来ますよね。これ、どういうことですかと。そしたら、次、うちが取引するとき……。（「いや、真実を今、調べているんじや」と呼ぶ者あり）はい。
- 委員（13番 吉元 健人君） 真実を調べているから。300件あったのは、僕は異常だと思っているんですよ。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） だけど、それは行政がうちに……。
- 委員（13番 吉元 健人君） 9,000万円あるのが異常だと思っている。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いや、ちょっと。いいですか。委員長。
- 委員長（武道 修司君） ちょっと。証人、どうぞ。
- 株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 吉元さん、今、うちの売上げのことを、会社のことを言っていますけど、これはちょっと外れているんじゃないですか。言っていることが外れていないですか。
- 委員（13番 吉元 健人君） これを言ったから、自分が。事項審査を言ったろう。
- 副委員長（宗 裕君） 吉元さん、吉元さん。
- 委員（13番 吉元 健人君） はい。
- 副委員長（宗 裕君） 繁永さんが発言なされている。まだじゃろう。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） はい。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いやいや、ちょっと今、焦点にずれているような気がする。随意契約に対する話なので、私のところはこの契約に対して。（発言する者あり）いいですか。（「まだ話をしとる」と呼ぶ者あり）役所が仕事を依頼を受けて、私は仕事しました。お金をもらいました。売上げが上がりました。これが、皆さんに疑いの目で持っている、建設業者、建設課の仕事、下水道課だけなんであれば、今のいろんな疑いがあると思います。

築上町の役場の税務課、何課ですか、3か所以外のところから、3年間の仕事が、3年前の仕事からずっとこういろいろな小さな仕事から来ています。ね。

吉元議員、この間、中学校で見たときには、そう言っていましたね。（「うん」と呼ぶ者あり）あのとき、あなた何をやっていたんですか。教えてください。（「福岡の不動産屋さんに町有地の紹介をしていました」と呼ぶ者あり）ですね。そのときにあなたが話をしたのは……。

○委員長（武道 修司君） ちょっと今日の調査の論点がズれているので。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いやいや、それは随意契約に関係あるんですよ。

（発言する者あり）（「調査（聴取不能）一つだけ」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） はい。すみません。（「時間はあるんですから」と呼ぶ者あり）

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 契約等があるんで、いいですか。あのときに、私は、あなたと話をしましたね。議員とね。（「うん」と呼ぶ者あり）そのときの仕事って、運動会が、体育祭が築城中学で発生するので、何度か事務局のほうで、その中のポンプがあるじゃないですか、入場門。これをつくってください、できませんかということで依頼があったんです。そのとき、たしか7万円の仕事やなかったかなと思います。

120パイの3メーター500の白抜きの背割りで、赤、青の塗装をしてください。これ1本1万円からするんですね。1万円ちょっと。ハチからですね。それを2本で売ったら幾らですか。約3万円近くします。それに赤、白のペンキを塗ってください。幾らかかりますか。

（「5万ぐらいになりますね」と呼ぶ者あり）なりますよ。それで、うちの人間が来て、あの120パイの塩ビ管を1本切って入れて、加工して、穴を掘って中に入れて幾らかかりますか。

（「全くもうからんですね」と呼ぶ者あり）それをあなたは言ったんですよ。（「いいですか」と呼ぶ者あり）随意契約ってそういうところの仕事を我々はしているのに、何かこう聞いていてさ、おかしいなと思ったんです。

○委員長（武道 修司君） 繁永さん、今、調査をしているのは、役場のほうが、公平・公正の業務でやっていないんじゃないかというおそれがあるということと、分割発注をやられているんではないかというところとか、あと業務で、10万円以下の1者見積りで、大体その緊急性がないと1者見積りというのは基本的にはしないというようになっているんですよね。

そのそのルールが逸脱していることがあって、もう多々今回のその資料で見えてきたんで、これは繁永さんのところだけじゃなくて、取扱い業者の上位5者とかそういうところも全部今、調べているんですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　はい。

○委員長（武道 修司君）　その中で、その公平・公正な部分が、これ、住民から見たら、ちょっとおかしいんじゃないかというふうに見られるのではないかということで、今、調査をしている中で、今日はその行政の中身のところで、一番その年間で多く仕事をされているエス・ティ・産業さんに来ていただいて、実情を今、聞いているような状態ですので、その状況の中で、今後、行政がどうやっていくのかという部分をしていただかないといけないなというところで、今日質問をしているということで、御理解をください。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　はい。

○委員長（武道 修司君）　エス・ティ・産業さんが件数が多いから、エス・ティ・産業さんに対してどうだという話じゃなくて、内容が、行政のやり方が、本当に適正にやられているのかどうなのかというところが一番の問題、焦点になりますので、その点は御理解いただければなというふうに思います。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　いいですか。

○委員長（武道 修司君）　はい。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　私のところは、先ほども言ったように、行政から依頼が来て受注します。で、作業をします。ただそれだけのことなんで、書類上に対しては、その公平性というのは、行政側のほうで、我々のほうじゃないと思います。私は住民、一員として少しでも安く対応できればいいなというような作業をやっております。ただ、それだけのことです。

先ほどちょっと吉元議員と感情的になりましたけど、すみません。議員、ごめんなさい。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君）　吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君）　感情的になったんで、すみませんというか、僕は別にそんなことはどうでもよくて、これ、大事な税金なんで真剣に調べたいだけなんですよ、僕は。繁永さんを攻撃しようとか思って僕はないんですよ。最初から言いよるとおり。ただ、どの課に聞いてもまともな答えを言わないので。いや、明らかに数字がおかしいから言うだけなんですね。だから改善すればいいんですよ。

みんな、何か9万9,000円の根拠を述べてくれ、いや、そうやって出てきたんで、13万円かもしれません。何とも知りません。今、繁永さんも穴を掘るのに7万円でしました。でも、

さっきは、うちは会社なんで利益を出さなきやいけないです。だけ、みんな言っていることがめちゃくちゃなんですよ。もう世の中は全部正論でいかないと僕も思っています。

ただ、もうここまで場をつくっているんなら、しないと、もうこの次は警察が入っちゃうんですよ。僕が思っつるのは。僕はそんなのしたくないですよ。もうしたいでしよるわけじゃないんですよ。そこは。ただ、もうここまで来たんなら、今後の町のために、委員長が一番最初に言っていただきましたけれども、町の今後の運営等の改善点、その辺を見直さなきやいけない点があるならば改善しなきやいけないし、ないならばないで続ければいいんですよ。

ただ、みんなの答え合わせが、みんな違うことを言うので、おかしいな。で、百条委員会で言われた答えが違ってくると虚偽、皆さん簡単に述べていますけど、虚偽発言をすると罪になるんですよね。だけ、そこを踏まえて皆さん本当に、僕もこれを立ち上げるときに、みんなの議員さんに、そんな並大抵のことじゃないよと、職員辞めるかもしけんよと言われましたよ、もちろん。その上でも、今の築上町の財政を考えたり、町のことを考えたら、ここをしなきやいけないんですよ。だから真剣にこの百条委員会を立ち上げた6月議会から、僕は真剣にやっています。はい。

それを踏まえた上で、皆さんの意見を聞いて、証言をする人間、虚偽をする人間、僕たちもばかじやないんで分かりますよ。週に2回ね、ずっとしょったら。最初のうちは分かりませんでした。変な委員会やなって正直思っていました。でも、町のためにしたいんで、本音で聞いているんですよ。

繁永さんが冒頭に僕に言ったことって本当だと思います。僕も。したくないけ、僕も本当は。でも、これ、皆さんがあの場で認めてくれれば、ここでしなくてよかったんですよ。それを認めてもらえば、改善するだけをしましようよって、僕は何回も言っていると思います。僕のところの聞き取りばかり言われますけど。僕はしたくないと言っています。でも、町長までも最後ああいう答えをしたので、することしなきやいけませんとも言っています。言ったからには、しなきやいけないです。町民の僕は声で動いているんで。そこを理解した上で、1個だけ質問させてください。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　はい、どうぞ。

○委員（13番 吉元 健人君）　今さっきの太新工業さんと、清掃センターとの、繁永さんとの説明の中で、聞いていくと、職員時代の繁永さんの思いというか、やってきたことと、今の内山さんに入れ替わって業者として入った繁永さんと、僕、立場が変わっていないように聞こえたんですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　いや。

○委員（13番 吉元 健人君）　というのが、何かもう繁永さんが、エス・ティさんと太新工業さんが入ってすることを前提で見積りも金額もちゅうか、僕は勝手に憶測で言っていなくて、見

積金額等も上げさせるのに、太新さんとエス・ティさんが落とした金額が、1円もずれていないんですよ。評価替えを上げる、うかがえるときの金額が、最後のその人件費とか何か管理のところが5,000円安いとか、物すごく全く同じように出ているんですよね。

そこを出しているのが、エス・ティさんに頼んでいるのが多いと、下田課長、内山課長が——二人の課長補佐か。課長補佐が、もう言ってくれてるので、もうある程度、僕は、ある程度金額が決まって業者も選んでいるな、談合になるおそれがあるな、癒着がというふうに取られるな、これがまずいからやめたほうがいいなちゅう思いよるだけなんですよ、ただ単に。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　はいはい。

○委員（13番 吉元 健人君）　発言を聞いても、前の流れのままの返答に僕は聞こえてしまつたので、さっきの説明がですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　なるほどですね。はいはい。

○委員（13番 吉元 健人君）　うん。協力会社とか何とかとかじゃないで、全然違う、じゃあプラントの会社は、村越とか、中堅大手になるかもしれないんですけど、谷中とか、町内にもいっぱいありますよ、三、四者。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　ありますね。はい。

○委員（13番 吉元 健人君）　たら、なぜそこを入れないのかちゅう疑問です。ただ単に。請けなくともいいじゃないですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　ただ、私、いいですかね。

○委員長（武道 修司君）　証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　1回、太新さんが、そこの村越工業さん、私が現職時代ですね、協力会社へ連れてきたことがあるんです。破碎機の入替え、工事かなんかやったかな。そのときに、ちょっとそこの社員さんに聞いたことがあるんですよ。こういう仕事を地元でできないんですからもう私は聞いたんですよ、はつきり言って。そしたら、いやいや、我々もこんなことできないです。地元でできないんです。そこはたしか、西日本プラントかなんかの協力会社で入っているので、やっぱりよそのプラントの中に入ってるといふという、何か暗黙の何かあるみたいなんですね、人間を入れていると。そのときに、できないという言葉を聞いたんで、村越さんには声をかけなかった。それは社員から、たしかお話を聞いたんです。

○委員長（武道 修司君）　その当時ですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君）　はい。（「今のも」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君）　吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君）　今のも、繁永さんが、エス・ティ・産業の社員さんになってから、もう8年、9年たっていますよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そうです。はい。

○委員（13番 吉元 健人君） たっているのに、その今の現状をそうやって述べるのが、僕はおかしいと思っているんですよ。正直。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はいはい。

○委員（13番 吉元 健人君） だって、役場の職員じゃないじゃないですか。そこの選定の選定人じゃないでしょう、だって繁永さんが。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） えつ。

○委員（13番 吉元 健人君） 選定する人じゃないでしょう。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 選定……。

○委員（13番 吉元 健人君） その見積りを取るね、を決める人じゃないじゃないですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 取るわけじゃない（聴取不能）。

○委員（13番 吉元 健人君） でも、今の話を聞いたら、みんな。繁永さんが決めているように聞こえちゃうじゃないですか。私が聞いていたときに……。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いや、そういったように。いいですか。

○委員長（武道 修司君） その当時ということですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 当時のことを言っている。

○委員（13番 吉元 健人君） でも、これは当時のことは。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 当時、現職のときに破碎機が壊れたときに、太新工業さんが協力会社で村越さんを連れてきました。そのときに、うちとしたら、してもらいたいですね。近く。

○委員長（武道 修司君） だから、10年ぐらい前の話ということですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そうです。十何年前の話です。

○委員（13番 吉元 健人君） ここは、10年前の話をしているんじゃないなくて、僕、3年のデータしかないので。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 今現在は、吉元議員が言うように、それがあれば、それは内山補佐が、その地域の人に協力要請を聞いてみるべきだと思うんで、私からそれを聞けとか、何かをしてとかいうのは、私は当時、自分たちが先ほど言ったように、30年清掃センターにいます。今のRDF施設、リサイクル施設がない当初、火葬の内容の流れから私は記憶しています。一番熟知しているんじゃないかなと、私は思います。このとき、どうあったか、何でRDF施設ができたのか、リサイクル施設ができたのか、この事情をみんな知っています。だから、そこはどうしても公私混同になっちゃうのかなと思います。ごめんなさい。すみません。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 熟知していても、詳しくても、公平・公正性をうたっている自治体の修理業務、特に随意契約は、やっしゃいけないですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ですね、はい。

○委員（13番 吉元 健人君） それは、分かっていますよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい、分かっています。

○委員（13番 吉元 健人君） じゃあ、今のはおかしくなっちゃうんですよ。だから。おかしくなっちゃうんですよ。私が熟知しているからと言った後に、分かっているのを述べにしていたら、相当悪い人ですよ。俺、そんなのなってほしくないんですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 分かりました。はいはい。

○委員（13番 吉元 健人君） だから、聞いたことだけ答えてほしいんですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 分かりました。はい。

○委員（13番 吉元 健人君） もう以上です。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。（発言する者あり）いいよ。（「短い、長い。短い。じゃあ」と呼ぶ者あり）工藤委員。（「私は長い」と呼ぶ者あり）繁永さん、時間は。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いいですけど。

○委員長（武道 修司君） いいですか。

○委員（5番 工藤 久司君） 先ほど委員長のほうから言われた、令和5年のこの分ですね、どれやったかな。12月の、いろいろ圧力ポンプが壊れて、それは、繁永さんが写真を撮ってという説明だったと思うんですが、私たちの委員会でいろいろこう聞いた話では、それはそうではないという証言を得ています。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員（5番 工藤 久司君） 先ほどもずっと言って、私は現場にいました。ちょっとすればちょっと出たかもしれないけどもという証言だったんですが、聞くと、繁永さんはいませんでしたと。最初はいたと言ったんかな、いませんでしたと。で、写真もこうありますし、その証言となると、先ほどの証言と相当違ってしまうんですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員（5番 工藤 久司君） これって、先ほど宣誓したとおり、証言が虚偽の証言になってしまuft、いろんな罰則等々もあります。記憶の中でですから。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ですね。

○委員（5番 工藤 久司君） そうだったという形でしようけど、もう一度ちょっと確認をさせてください。そこは。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 一応うちのほうの私の会社の管理は、写真は私が

大体基本撮っていますので、記憶の中で私が撮ったというような記憶にあります。ただ、それが工藤議員がおっしゃるように。（発言する者あり）いや、間違いないと思います。私は間違いないと思っています。はい。（「何に」「付け加えて、それに関連していいですか。すみません。繁永さん」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 吉元です。明確にするために、通常、太新工業さんのその請け業務に関して、エス・ティ・産業さんが要は提携しているので、手伝うことはあるというのも分かりましたし、今回、今のポンプに至っては、多分エス・ティ・産業さんは、そんなに人数をかけるような仕事でもないでしょうけど、面倒くさかったとは思うんです、今、言われていたとおり。で、基本的にエス・ティ・産業さんが請けたやつは、エス・ティ・産業さんたちだけでやりますよね。写っている人もそうなので。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そうですね。はい。うちが請けた分は、うちがやっています。

○委員（13番 吉元 健人君） そうですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 基本やっています。はい。

○委員（13番 吉元 健人君） じゃあ、それを聞いた上で、資料はそこにありますかね。今さつきの換えた資料はありますかね。ポンプ。（「工事写真はわたっています」と呼ぶ者あり）

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 写真がここにありますよ。はい。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。多分エス・ティ・産業さんとか、エス・ティ・産業さんの応援の技術者さんじゃない人も、これ、作業しているんですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員（13番 吉元 健人君） いや、この写真に写っちゃっているんですよ。エス・ティ・産業さんじゃない人たちが作業しているのが。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いや、ここの……。（「先ほど名前が出ている」と呼ぶ者あり）出ているでしょう。ここの中（聴取不能）に写っているのは、うちの社員じゃないんかなと思います。

○委員（13番 吉元 健人君） それは、この資料ですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ですね。

○委員（13番 吉元 健人君） これがエモトさんですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ですね。

○委員（13番 吉元 健人君） その下の人が、よそから連れてきている技術者の方ですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 機械屋さんの技術者の方です。はいはい。

○委員（13番 吉元 健人君） その横に1人おられるんですよ。赤い手袋した人が。これ、僕のおじさんの吉元一也なんですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そうなんですか。

○委員（13番 吉元 健人君） はい。吉元一也が全部これをしたらしいんですけど、じゃあ、吉元一也が偽証罪ですね。（「もう二人おるよ」と呼ぶ者あり）あと、マコトさん。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そうなんですか。

○委員（13番 吉元 健人君） はい。エス・ティ・産業の方じゃないですよね。その二人は。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そのときは、私が行ったときには、シダックスの方がいらっしゃったのは、確認しています。はい。

○委員（13番 吉元 健人君） それで、これ、写真を撮っているのは、繁永さんじゃないで、下田さんですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いや、私が撮っていますけど。

○委員（13番 吉元 健人君） 小っちゃいピンクか赤のデジカメですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。はい。

○委員（13番 吉元 健人君） いや、これは、でも作業をされているんで、今、先に確認したのは、エス・ティ・産業の仕事は。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 私は、作業していないから、写真を撮りますから。

○委員（13番 吉元 健人君） いやいや、違う違う。エス・ティ・産業さん以外の方が、作業はしないというのを先に聞いた上で聞いたんですけども。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） うん、うちの作業員はここに1人いますね。

○委員（13番 吉元 健人君） いや、そやけ、右側で一緒に作業をしているのは。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はいはい、写っています。

○委員（13番 吉元 健人君） いや、この方が僕らがしたという証言をされたので、繁永さんのと、相違、要は違う、虚偽になるおそれがどっちかが出てくるので、繁永さんが言っていることが正しければ、わざわざ虚偽をしに吉元一也が来たということになりますよね。ここに写っていますけど、作業している。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員（13番 吉元 健人君） これは1日で終わっていると本人は言っているんですけど、先ほども委員長が言ってくれた10月11日に、いろんな資料を基に、日記等いろんなものをここで持ってきていただいて、憶測じゃなく裏をちゃんと取った上で、繁永さんに聞いています。先ほどは、1日じゃできない工事だったとか、1か月以上かかっているねとかいう話だったので、どっちが虚偽なのかと思ったところをちょっと踏み込んでしまいました。

○副委員長（宗 裕君） 吉元議員、その回答を頂く前に、写真のことは、私、先に事実確認したいことがあるので、委員長、よろしいですか。写真に関してです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 写真を誰が撮ったかというのは、確かに証人の方によって証言が食い違っているんです。この作業写真は、下田さんが撮ったという複数の証言が出ているんだけど、繁永さんの証言から言うと、そんなことはあり得ない。作業写真については全て自分、原則、絶対じゃないかもしれませんけど、原則自分が撮った。だから自分は写っていないという証言があったんで、私はそれが正しいという前提事実からお尋ねしたいと思っていたんですよ。（発言する者あり）先に。いやいや、ごめんなさい。私のことにして。

そうすると、一つお尋ねしたいのは、太新工業さんと協力関係にあって、太新工業さんが受注した作業に関しても、実際の作業員は清掃センターのエス・ティの作業員が行っていることが多いけど、必ずアキナガさんかな。

○委員長（武道 修司君） 秋吉さん。

○副委員長（宗 裕君） 秋吉さんが立ち会って行っているという説明だったので、なるほどなど理解できたんですけど、その場合の写真は、どなたが撮っているんでしょうか。アキナガさんが撮っている。

○委員長（武道 修司君） 秋吉さん。

○副委員長（宗 裕君） 秋吉さんが撮っているんですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 僕が撮っています。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。そしたら、このときの写真は、繁永さんの記憶の限りでは、御自分が撮ったとおっしゃっているので、私は、デジカメだろうと思うんで、デジカメだと、今どき、私もう何年も前のがパソコンや、パソコンの中や、カメラのSDカードの中に残っているんで、特に整理して消そうと思わなければ、当時の写真を撮ったその頃の画像のファイルがあると思うんですよ。その画像のファイルを提出していただければ、もう簡単に解決する問題なんんですけど、そういうことを提出することは、お願いしたら提出していただくことは可能ですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） すみません。委員長、いいですか。

○委員長（武道 修司君） 証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） この2週間前ですかね、私のバックフロッピーがぶつ飛んじやったんです。資料が。

○（君） だったらば、バックアップの写しはないちゅうことですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） です。

○委員（13番 吉元 健人君） あるか、ないかと言ったらどうですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） この資料のあったのが、令和――最初のうちが立ち上げた当時のものが、みんななくなっちゃって、私も困っている状況なんです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 非常に残念です。繁永さんが撮影された写真の基ファイルを提出してもらえば、もう繁永さんの証言が間違いないと裏づけられて、あらぬ疑いをかけられないと思ったんですけど、ちょっと残念です。残念ですね。しょうがないですね。はい。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 2週間前と言うたら、7月の終わりぐらいですかね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） この初めが、私が……。

○委員（4番 田原 宗憲君） 7月中旬でもいいんですが、今、多分、エス・ティさんが工事写真を撮ったりとかする工事を受注されていないんですかね。今、現状で、例えば、ほかの5月ぐらいかなんかの入札、多分落札していたと思うんですが、今年度ね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はいはい。

○委員（4番 田原 宗憲君） その写真に関しては、完成の……。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） もう提出している部分は、もう終わっていますので。

○委員（4番 田原 宗憲君） 写真が……。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ただ、いろんな写真を撮りますよね。

○委員（4番 田原 宗憲君） もうないちゅうこと。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 下の部分は、その撮っている部分は、バックアップが消えちゃうという、ぶつ飛んじゃったので。（「たまたま」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） だけ、カメラの中にある分は残っているけど、パソコンに入れた分の、パソコンの中に保存した分が全部ぶつ飛んだということですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そうそう。パソコンというより、バックアップがありますよね。あれが。

○副委員長（宗 裕君） バックアップは何に取っているんですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 令和何年度からある過去の仕事の部分と。

○副委員長（宗 裕君） いや、目的じゃなくて、ハードディスクですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そうです。ハードディスク。

○副委員長（宗 裕君） フロッピーディスクですか。SDDディスクですか。

○委員長（武道 修司君） それはパソコンですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） パソコンじゃない、ハードディスク。パソコンの中は入っていない。入れられないんで。

○副委員長（宗 裕君） 外づけのハードディスクですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そうですね。だから令和7年の分にはまだ生きています。パソコンに残っていますから。6年、7年と。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、差し出がましいけど、提案がございます。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） そのぶつ飛んだハードディスクはまだ廃棄処分なさっていないでしよう。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） もう廃棄して、新しいパソコンに換えました。

○副委員長（宗 裕君） いやいや、壊れたままで粗大ごみかなんかに出したということですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ですね。はい。

○副委員長（宗 裕君） 残念ですね。それがあれば、我々が費用を負担しても、大概の場合データが復元ができるので、ますます繁永さんの証言の裏づけ証拠がなくなってしまったんで、非常に残念です。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） この問題に関して言えば、もう一点。これは、先ほど吉元委員のほうから、この写っているのは、吉元一也さんという。その吉元さんからも証言を頂いております。現実にこれ、17万500円という金額を請求して、恐らくというか、支払われていると思うんですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はいはい。

○委員（5番 工藤 久司君） 吉元一也さんは、ほとんど私がしましたと。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はいっ。

○委員（5番 工藤 久司君） 私がしましたと、吉元さん自身がですね。という証言だったわけですよ。ということは、エス・ティ・産業さんは、仕事はゼロとは言いませんが、何ぼかしたかもしれません、主立った仕事は吉元一也さんたち、言えば、今のシダックスの従業員さんがしたという証言だったわけですね。

でも、ちゃんと請求はエス・ティ・産業さんからして、支払われているということは、作業もしたのに請求をしたんじゃないのという話をそのときに一緒にしたんですけども。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そこは、吉元さんは、早く対応、散布ができるよう協力してくれたんで、依頼は私のほうに依頼を受けていますので、それはもし私がそこにいたらやりますよね、修理。一緒に手伝いしますよね。（「手伝い」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「吉元さんがほとんどが（聴取不能）」と呼ぶ者あり）これ全部が。（発言する者あり）（「それはそれでおかしい」と呼ぶ者あり）いや、これは全部吉元さんがしたわけじゃないし。

○委員（13番 吉元 健人君） 私は、そんなことは言っていないですよ。すみません、繁永さん。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） どうぞ。

○委員（13番 吉元 健人君） 例えばこれ、今、資料はそこに手元にあって、設計書で言うと、取付架台改良とあるんですけど、これね、架台は換えずにプーリーの向きが逆になるだけなんですよ。もう現地の全部見させてもらって、勝手に決めつけて僕らは言っていないので、架台改良は要らないんですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員（13番 吉元 健人君） じゃあ、これは要らない工事を取っている4万円になっちゃうんですよ。そんな細かく言っていると。だから、もうこれをしたか、していないかという証言が相違するので。（発言する者あり）いや、相違するので、どっちかがうそをついていると、委員長、思うので、これは僕はしっかり調べるべきだと思うんですよ。

もうこんだけ歩み寄れないので、わざわざ、分からないですけど、うち、吉元一也が繁永さんに何かのあれがあって、いちやもんつけるために言ってきた可能性もあるので。（「委員長、今のところ」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 細かい日付とかは、役場任せだから、繁永哲也さんはあまり覚えていないとおっしゃいましたけど、このときは大変な工事で、結構日にちがかかって、取り外して工場まで持ち帰っていろいろやってという明確な証言がありましたから、私はこの架台改良費は、そのときの工場に持ち帰って、いろいろ加工した費用だと思っているんですけど、そういうことですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そういうことです。はい。だから今、これ令和4年の話ですよね。

○副委員長（宗 裕君） ええ。（「4年だけど（聴取不能）」と呼ぶ者あり）いや、だから僅か3年前の令和4年のことだから、繁永さんも、今、証言されているように明確な記憶があつて、正当な整合ができないじゃないですか。

○委員長（武道 修司君） ちょっと手を挙げてしてください。

○副委員長（宗 裕君） 申し訳ありません。

○委員長（武道 修司君） それと、時間がかなりあれていますので、ある程度整理しながら質問をお願いをしたいと思います。

○委員（13番 吉元 健人君） そこを白黒はっきりしてほしいと思います。した、していないと言つてもしょうがないんで。

○委員長（武道 修司君） した、していないというのは、あれですけど、ただ、そのエス・ティ・産業さんから出てこられている書類が、1か月以上修理期間がかかっているというところで、ちょっと整合性が合っていないところがあったんで、ちょっとそれは確認をさせてもらいたいなというふうに届けを聞いたわけです。

あと、散布記録とかそういうのが、当時、共立メンテナンスで、それがシダックスに変わっているという関係で、今、散布記録がまだあるのか、ないのかも含めて、今調査をしている状況です。

当時のこの散布に携わった人たちの供述でいくと、この時期に1か月以上散布をしないということはないということを断言を皆さんされていますので、だからその実際どこにまいたかとか、どこに行ったかということまでは分かりませんけど、その10月の終わりから12月の頭までは休んでいたということは、まずあり得ないなというふうに私たちはこう話を聞いた中ではあるんです。

ただ、実際、エス・ティ・産業さんから出ている書類が、その間、機械が動いていないことになっているので、ちょっとそこは不思議だなというところで、今、調査をしているというところです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 私からいいですか。

○委員長（武道 修司君） はい、どうぞ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 令和4年の話なので、吉元さんが言うように私の記録の曖昧というのもあると思います。

○委員長（武道 修司君） うん、あると思います。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 会社のほうで、提出書類の中に写真が入っています。こうやって技術者を1回呼ぶちゅうことは、安い金額じゃないんですね。請求（聴取不能）。

○委員（13番 吉元 健人君） 繁永さん、請求書をみんなちゃんと見てから言ったほうがいい。請求書の内訳をちゃんと自分が書いちょうんやけ、（聴取不能）要らないですよ。していないんですよ。（聴取不能）していないんですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いや、だからこうやってね、自分のところの社員が1人しかいないという今、先ほど発言がありましたよね。うちもこうやって機械屋さんを呼べ

ば、やっぱその分の人工費が発生するんじゃないですか。（「ないんでしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） いや、それはいいんですけど、ただ、ちょっと整合性というか、証言と実際の実務とこの書類の整合性がちょっと合っていないもんで、それを今、ちょっと確認しているというような。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今日、繁永さんは記憶の限りで正直に証言してくださっているんだから、私は繁永さんの証言が正しいという前提で質問をしないと失礼だと思っているので、質問させてもらっているんですよ。

繁永さんの証言だと、これは1日で直るような仕事ではなくて、外してこういうふうに引き取ってやった記録は明確にあるとおっしゃっているんだから、ちょっと確かにほかの方の証言とは食い違いますけど、それだったら、この書類どおりだし、この金額もおかしくないじゃないですか。3枚の架台、それ工場の経費でしょうから。それは記憶は間違いないんですよね。そこが一番大事なところなので、何度も確認させてもらっていますけれど。

○委員長（武道 修司君） はい、どうぞ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 先ほども何度も言いますけど、これは特殊ポンプなんですね、イタリア製の。この辺の日本製であれば、簡単に対応できるかなと思います。でも、なかなかそのできる、先ほども言ったように、コマツさんがたしかもう下3期の1年ぐらいかかる記憶があります。でも、これは今現在ありますかって、ないんですね、ポンプが。もし壊れたら散布とかそういうのに関してもかなり困る状況になるんじゃないかなと私は思います。はい。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、何度もくどくて申し訳ないです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 繁永さんの言っていることが違うって、ここで言い立てても私は仕方がないと思っているので、繁永さんの証言を私、丁寧に確認したいんです。だから何遍もくどく言っていますけど、今、繁永さんがおっしゃったように、イタリア製の特殊ポンプで、以前は1年の修理にかかったような案件ですから、この案件も、その場で1日で直るような話ではなくて、1週間か1か月か知りませんけど、書類上はどうも1か月くらいかかったように書いてありますけど、それぐらいかかった難しい修理作業であったという明確な御記憶があるということでおろしいんですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そうですね、はい。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。私はそれで十分です。

○委員長（武道 修司君） 多分、繁永さんの記憶の中に、もう一枚、今、ポンプのオーバーホールの書類も今、お渡ししていますので、そこの記憶が、のけたポンプをオーバーホールしているというのもありますので、記憶がそこがごっちゃになっている部分もあるのかなというような感

じはするんですけど、ただ、その日にちが、もう書類上ですね、請求をされている日にちがちょっと整合性が合わないということだけはちょっと御理解をしとってください。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 分かりました。はい。

○委員長（武道 修司君） ほかにありますか。もう時間がちょっとかかり。

○副委員長（宗 裕君） 副委員長として発言させてください。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 繁永さんはむしろ、証人で呼ばれて迷惑だなんて一言もおっしゃつていなくて、風評被害等のもう実際に被害を受けているから、むしろ、自分の思いを知っていることは全て証言して、疑いを晴らしたいというお気持ちが強いなと私は感じているので、大変御足労を願いますけど、我々ももうちょっと気持ちや考えの整理がついたらまた来ていただいて、追加の質問をしたらいいんじゃないかと思っているんですけど、私はそう思っているんですけど、繁永さん、もう来たくないですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 来たくないですね。もう業者として来たくないですね。やっぱりもう皆さんに何か迷惑をかけちゃうので、やっぱり私が言うことによって、確かに私ははつきり自分の経緯と、清掃センターの働いた経緯と内容と、会社の概要、最もやっております。ただ、この席で話していることは行政側のほうの仕事も絡んでいるから。

○委員長（武道 修司君） そうです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 話が飛ぶわけなんですね。これに対しては私は、協力も一生懸命、企業努力としてやっています。ここまでなれたものも、やっぱりこう自分たちの会社の企業努力、あと、私はしています。だから、何事があれば、私はすぐ駆けつけますし、うちに会社も機械等がたくさんあります。だから、何かあっても、自分のところの機械を使うことによって、安く、コストを安くするということを私は思っております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 大変申し訳ありません。私は、宣誓して最初に発言されたときは、むしろ積極的に説明して、世間の悪い風評を払いたいというお気持ちで来てくれたんだなと思って、ただ、今日我々が聞いた結果、もうこんなところには来たくないと思わせたことは、副委員長として積極的におわびいたしますが、ただ、やっぱり今日はまた来ていただいて聞くしかないなど、副委員長としては思っているので、これは法律に基づいたことなので、大変申し訳ないんですけど、また協力を、あったときはお願ひいたします。

それで、今日、いろんな質問が飛び交って混乱したので、私が分かりにくくて、これ事実の確認だけさせてください。実はですね、風評被害についてです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 契約が減っていて困っているという風評被害についてなんすけどね。どうもね、この直前に来ていただいた社長である奥様の証言によると、売上げの大半は築上町役場ということなので、最初は築上町役場からの受注が減って困っているのかなと思ったんですが、今の繁永さん、哲也さんの話をよく聞くと、どこからエス・ティ・産業が請ける仕事が減って風評被害として困っているかじゃなくて、役場から請けた仕事の材料とか協力会社とかに、エス・ティ・産業が発注するときに支払い条件が厳しくなったりとか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そういうことです。

○副委員長（宗 裕君） それをおっしゃっているんだなということですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○副委員長（宗 裕君） ちょっとそこら辺が混乱していたんで、確認させていただきました。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それと、個人の今、お客様が結構増えてきていますので、依頼があります。

○副委員長（宗 裕君） ですから、売上げの大半は築上町役場ですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） です。そうです。はい。そんなところです。

○委員長（武道 修司君） すみません。（「まだあるよ」と呼ぶ者あり）まだある。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 次、もう来たくないとか言われたんでね。一応ちょっと参考に聞いておきますが、先ほどのポンプ取替工事の件で、シダックスの作業員が2名写真に写っているんですが、とフォーカリフトが写っています。この分に関して、エス・ティさんの従業員じゃないことは間違いないですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 写真に写っていれば間違いないでしょうから。今、（聴取不能） そう言っていますので。

○委員（4番 田原 宗憲君） いや、違います。繁永さんが見たら自分のところの従業員だったら分かると思うし。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そのときの記憶を細かく言ってくれと言っても、やっぱり難しいことだと思うんです。

○委員（4番 田原 宗憲君） いやいや、すみません。委員長、ちょっとすみません。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 先ほど吉元議員から言われたように、平成16年に、何ですかね、築城椎田かな。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい、そうです。

○委員（4番 田原 宗憲君） の共立衛生の中で多分入社したんですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員（4番 田原 宗憲君） そのときの記憶から、ずっと繁永さんの何ですかね、考え方を、今日はもう本当に分かりやすく、自分たちに伝えようとしているんやなというふうに自分は理解していました。初めのね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ありがとうございます。

○委員（4番 田原 宗憲君） だから繁永さんも、安くしてやりたいちゅう気持ちは、心の中に多分あってね。ただ会社があるから、多少の利益が何ちゅうかね、必要なんだろうなというふうにこう理解して、という見方も見ていましたんやけど、ただ、パソコンがデータが飛んだとか、実際に、今、証拠の写真があるんですが、それに関して、今、終わろうとしていたのでね、一応ちょっと何ですかね、今、吉元一也さんと、シダックスの従業員が二人おるんですよ。それとフォーカリフトが写っています。だから繁永さんが、何十年前の記憶を発言できるのに、これ、たかが二、三年前の発言なんですよ。だから、何でここにシダックスの人間が作業しているのか、それだけ答えてもらえんですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それは、先ほども言ったように、我々が仕事をしているのに協力してくれたんじゃないですかね。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） それはもう間違いないですね。今日、証人として呼んでいるので、そこはもう間違いなければ、もう間違いないというのと、それと工事写真に看板がないんですよ。看板が。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はいはい。

○委員（4番 田原 宗憲君） 何で日頃は看板をつけるんでしょうが、何でその看板がないか。それも答えてもらってよろしいですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 写真の横に、こう何ですか、文言を入れていますよね。（「それは、まあ」と呼ぶ者あり）それで、私の方は提出させてもらっています。

○委員（4番 田原 宗憲君） ほかの工事もですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 多いですね、結構。看板をつけている場合もあるし、つけていない場合もあります。はい。

○委員（13番 吉元 健人君） ほとんどついていないですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ついていないです（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） その後のオーバーホールはついているんですよ。（「ほとんどついていない」と呼ぶ者あり）

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） これは、機械屋さんのほうにするときに、これはお願いしてくれと。あれにゲンセンさんかな、内容的なもの、分からないから。

○副委員長（宗 裕君） 繁永さん、オーバーホールは、どこか専門業者に出しているの。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 機械屋さんですから。

○副委員長（宗 裕君） エス・ティ・産業さんじやない。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） うちじやないです。大体ないです。

○副委員長（宗 裕君） 工場じやない。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） これから本当に、こう何ですかね、築上町のことを思うんであれば、工事看板をやっぱり適正に建設業許可も取っているので、公共工事に関しては、後で黒板を貼りつけるちゅうことは駄目なんですよね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員（4番 田原 宗憲君） 大体、今、大きい国交省とかの仕事に関しては、動画をつけるとかいう、その改善できないようにしている写真に、今、こう時代が変わっているんですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員（4番 田原 宗憲君） だから、仕事をする上で工事看板は必要だと思います。なぜかというと、これがデータがずっと残っておけば、使えるんですよね、何年も。同じものを扱えばね。そういう疑いも、何ちゅうかね、私たちが繁永さんじやなくて、ほかの工事に関しても、そういうふうにこう思ってしまう。だから、工事看板はもうやっぱり入れたほうがいいと思います。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 分かりました。はい。

○委員（4番 田原 宗憲君） それによければ、日にちも入れたほうがいいと思います。

以上です。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） ほかに。（「もうほかにと言わんほうがええんじやない」と呼ぶ者あり） いいですね。はい、すみません。

繁永さん、今日は、大変長い時間、御協力いただきましてありがとうございます。スタートが遅れた上に長時間になりまして、御協力いただきましてありがとうございます。

最初にちょっとお話をしたように、我々は今回のこの問題は、行政全般にわたって、公平・公正、またその事務処理とかで、しっかり本当にできているのかなという疑問が湧いて、この今調査をやっています。

しっかりとやはり調査することによって、住民の信頼、特に町職員の信頼をやはりしっかりと取り戻すというか、持っていたら、その上でいいまちづくりができればなということで調査をしております。まだ調査は始まったばかりで、かなりの量の資料を今、調査をして、中身

を精査しているんですけど、まだまだ分からぬことがあります。

実際もう既に分割発注とか、1者見積りで、その1者見積りの随契で、役場の財務規則的にはちょっとどうなのがなという部分も多々あって、いろいろとまだ調査をかなりしないといけないなというところに今あるところです。

それで、今後、町をよくするために我々は調査しようというふうに思っていますので、これからも本当お忙しいとは思いますけど、何かありましたときは御協力のほどよろしくお願ひいたします。（「それと委員長、いいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 次回私をこうして呼ぶ場合、前ですね、社長に呼んでも社長はちょっと分からぬので、ぜひその分は省いていただいて、直接私のみで協力させていただければ、私もこうやって出てお話をさせていただきたいと思います。

今日は私も、いろいろ流れとか、一般質問の中の内容もちょっとありましたので、とことんやりましたので、話を長引かせてしまいましたけど、私の記憶の限りは、一応お話をしたつもりで私はおります。

○委員長（武道 修司君） はい、ありがとうございます。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 今さっき田原議員が注意されたところも、これからもそれを踏まえて対応していきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○委員長（武道 修司君） はい、ありがとうございます。

社長さんに今日お話をいろいろ聞いてですね、自主的に御主人の哲也さんがということで、もうお聞きしましたので、次回もしお話を聞く場合は直接お話を聞きたいと思いますので、そのときはまた御協力のほどよろしくお願ひいたします。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい、了解しました。

○委員長（武道 修司君） 本日は長時間本当にありがとうございました。お世話になりました。
ありがとうございました。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いえいえ、こちこそ、ありがとうございます。
武道委員長、資料をこれここに置いておいていいんですかね。

○委員長（武道 修司君） そこに置いとってください。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いいですか、はい、分かりました。

○副委員長（宗 裕君） 何か嫌な思いをさせちゃったみたいで申し訳ございません。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いえいえ。そんなのいいです。

○委員（4番 田原 宗憲君） いや、長くなったのはもう繁永さんの話を聞こうと思って長くなつたのはあるけ、監禁されたとかそういうのは言わんどって。

○副委員長（宗 裕君） そんなん言わんよ。

○委員（4番 田原 宗憲君） 繁永さんの何かに時間をかけたことはそれはいいと思うんですけど、話を聞こうと思って。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 皆さん、田原議員が一生懸命こう。

○委員（4番 田原 宗憲君） それを言ってもいいと。

○副委員長（宗 裕君） それを言うなら吉元さんのはうが言われるよ。多分。

○委員（13番 吉元 健人君） いいですよ。

○委員長（武道 修司君） 俺が一番言われるかもしれませんけど。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） じゃあ、すみません。ありがとうございました。

○委員長（武道 修司君） どうもすみません。ありがとうございました。お世話になりました。

（「休憩しますか」と呼ぶ者あり）

本当は、3時半に町長と総務課長に来ていただいて、今日の返答をということでしていましたけど、4時から何か町長のはうは、もう予定が入っているようで、後日というところでしたいと思います。

それで、ちょっと日程のはうですね、今週、今日は何曜日かね。（「今日は金曜日」と呼ぶ者あり）今日金曜日か。（「8日やけね」と呼ぶ者あり）来週、ちょっと盆の間に、もしかしたらあるかもしれませんけど、町長のちょっと都合を聞いて、その対応がもしできれば一緒にですね、私1人でも構いませんけど、やっぱり一緒に話をしたはうがいいんではと思いますので。（発言する者あり）

○副委員長（宗 裕君） いや、やりましょう。説明員も証人もいないでしょうけど、委員会をやりましょう。

○委員長（武道 修司君） それと、今からちょっと局長に調整をしてもらおうと思いますけど、総務課長と住民生活課長と内山課長補佐と、ちょっと出席、今から来るようにちょっと言ってください。（「時間まで」「ちょっと休憩」「今日」と呼ぶ者あり）今から。もし、都合が悪ければ。はいはい。（発言する者あり）はい。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、申し訳ない。ちょっと今日どこまでやるのか、それだけ確認したい。

○委員長（武道 修司君） 今日、大変ちょっと問題な発言があった尾崎君の話です。内山さんから、内山課長補佐から言われたということで、その情報がどこから出たのかというところは、しっかり確認をしないと、今後、証人喚問をするときに、全ての情報が漏れるということになると大変なことになりますので、もうこれは百条委員会の根底を揺るがすちょっと問題かなというふうに思いますので、その確認の意味で、今からその3人に来ていただいて確認までしたいと思います。

それと、あと次回、その次の会議の打合せもしたいなというふうに思います。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ、今日は5時過ぎるということね。

○委員長（武道 修司君） ちょっと5時過ぎると思います。

○副委員長（宗 裕君） 了解。

○委員（13番 吉元 健人君） あと委員長、すみません。（「もう無理よ」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） はい。

○委員（13番 吉元 健人君） 今日、ずれたじゃないですか。（「相当ね」と呼ぶ者あり） ずれたじゃないですか。

○副委員長（宗 裕君） 時間を。

○委員（13番 吉元 健人君） 違う。

○副委員長（宗 裕君） ずれるって、証言。

○委員（13番 吉元 健人君） 証言。これはどうするんですか。

○委員長（武道 修司君） じやけ、ちょっとそれも話して、皆さんと相談してやらないといけないと思います。

○委員（13番 吉元 健人君） いや、これはもう早急にしてほしい。

○委員長（武道 修司君） うん。

○副委員長（宗 裕君） その話も今日しましょう。取りあえず休憩してから。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） ここで一旦休憩します。

午後4時22分休憩

.....

午後4時40分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今からは守秘義務のところでの話をしたいと思います。

総務課長と西田課長は、今日、証人喚問で誰が来られるということは聞いてますか。

○副委員長（宗 裕君） つまり知つてたか。

○委員長（武道 修司君） 知つてたか。誰から聞きましたか。西田課長、誰から聞かれましたか、証人喚問。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 下田君から。

○委員長（武道 修司君） 下田君から。

○副委員長（宗 裕君） 今日、5人の証人が来ているんだけど、その5人全員が知つてること。

- 委員長（武道 修司君） 正直に答えてよ。これ大変なことなんよ。
- 住民生活課長（西田 哲幸君） 下田君と町長。
- 委員長（武道 修司君） じゃけ、それちょっと言って。
- 住民生活課長（西田 哲幸君） 下田君と繁永さん。
- 委員（4番 田原 宗憲君） 繁永誰。
- 住民生活課長（西田 哲幸君） 繁永哲也さん、それとあと（聴取不能）。
- 副委員長（宗 裕君） ゆっくり聞きましょう。
- 委員長（武道 修司君） はい。
- 住民生活課長（西田 哲幸君） 奥さんと、あともう一人が。（「古市」と呼ぶ者あり）古市。
- 委員長（武道 修司君） それともう一人が。
- 住民生活課長（西田 哲幸君） ちょっと私知らないけど、尾崎さん。
- 委員長（武道 修司君） その5人の名前は誰から聞きましたか。今、5人という私も話もしてないんですけどね、5人名前を言われて、5人というふうに分かっていたんですけど、5人の名前は誰から聞きましたか。
- 副委員長（宗 裕君） 今もう一つ、いつ誰から聞きました。
- 住民生活課長（西田 哲幸君） あと下田君ですね。下田君が出るっちゅって（聴取不能）。
- 委員長（武道 修司君） いや、今、5人の名前を言われたでしょう。5人の名前は誰から聞かれましたかという話を聞いています。
- 住民生活課長（西田 哲幸君） 誰から。
- 副委員長（宗 裕君） いや、委員長、いつっていうのが大事（聴取不能）、いつどこで誰から。
- 住民生活課長（西田 哲幸君） ちょっといい、誰から。
- 委員（5番 工藤 久司君） 思い出して。
- 委員長（武道 修司君） いや、もうあのね、はっきりちょっとしてもらわんと。これね、大変なことなんよ。
- 副委員長（宗 裕君） 西田さん、そんな何か月も前の話じゃないよ。その証人をつい最近決まったんだから。
- 委員（4番 田原 宗憲君） 委員長、ちょっといい。言いにくそうやけ、ちょっと聞きたいこと。
- 委員長（武道 修司君） 田原委員。
- 委員（4番 田原 宗憲君） 今、百条委員会が終わって職員が説明員とか呼ばれるじゃないですか。そのときに、町長に報告しているというのをちょっと聞いているんですが、百条委員会に

当たって職員の例えは課長会議とかいうところで、その情報を共有するふうになっているのかなと思うんですが。もうすばりそれちょっと答えてもらえませんか。共有しているなら共有している。

○委員長（武道 修司君） 鍛治課長。

○総務課長（鍛治 孝広君） 説明員で呼ばれた職員については、報告書を作つてもらって、町長に報告をして、その報告書は課長会で共有します。

○委員長（武道 修司君） 今、西田課長が言われた5人は誰から聞かれた、いつ。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 私は……誰から（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） 鍛治課長も知つてますよね。

○総務課長（鍛治 孝広君） はい。

○委員長（武道 修司君） 鍛治課長は誰から聞かれましたか。

○総務課長（鍛治 孝広君） 私は、5人は知らないんですけど、下田君、それから古市さん、それから繁永奥さんと繁永哲也さん、4人は知つてますけど、それもそれぞれ本人から聞きました。

○副委員長（宗 裕君） 西田課長は。

西田課長は。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 私は、ここでその人と会えると、町長室。

○副委員長（宗 裕君） はい、委員長。

○委員長（武道 修司君） はい。宗……

○住民生活課長（西田 哲幸君） 私も本人から（聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） 知らないって言ったじゃないですか、今尾崎さん、会つたこともないけどって。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 尾崎さんは、あの……

○委員（13番 吉元 健人君） 尾崎が来るのは誰から聞いたんですか。

○副委員長（宗 裕君） 尾崎さんから聞いたんですか。

○住民生活課長（西田 哲幸君） それは下田君。

○副委員長（宗 裕君） 下田さんから尾崎さんが来るって聞いたんですね。

○委員長（武道 修司君） なぜ下田君は尾崎君が来るということを知っていたんでしょう。

○住民生活課長（西田 哲幸君） それは私もちよつと……。

○委員（13番 吉元 健人君） 液肥センター（聴取不能）やないん。

○委員長（武道 修司君） 下田君がそうやって言ったということですか。それを誰かに言いましたか。誰が来るかって。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 私が（聴取不能）。言ってないと（聴取不能）。言ってな

い……

○委員長（武道 修司君） これね……

○副委員長（宗 裕君） ちょっと委員長、確認させてください。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 西田さんの証言によると、下田さんは事前に尾崎さんを証人として呼ばれるということを確実に知っていたということですね。

○委員（13番 吉元 健人君） 聞いたんだからね。

○副委員長（宗 裕君） いや、だって、西田さんは、下田さんから尾崎さんが証人で来るって聞いたって言うんですから、それ以外はあり得ませんよ。

○住民生活課長（西田 哲幸君） それは私知らない……

○副委員長（宗 裕君） いやいや、そうじゃなくて、西田さんは、下田さんから尾崎さんが証人で今日来るって聞いたんでしょう。声が大きくなつてごめんなさい。ここ非常に重要なところだから。だから、下田証人は、今日同時に尾崎さんも証人で呼ばれるってことを事前に知つたってことですよね。

○委員（13番 吉元 健人君） どうやつて知り得た。

○副委員長（宗 裕君） いやいや、だから、その事実を確認しているんですよ。西田さんがちょっと曖昧だから。

○住民生活課長（西田 哲幸君） ちょっと私、下田さんから聞いたんですね。

○委員長（武道 修司君） だから下田君から聞いたっていうことですね。

○副委員長（宗 裕君） いつ聞きました。いつどこで。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 今日はいつ。

○（君） 今日は8日。

○委員長（武道 修司君） すみません。冷静に。

○住民生活課長（西田 哲幸君） ちょっと待つて、8日ですね。（聴取不能）

○副委員長（宗 裕君） 今週になってからですか。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 7日ですね。（「昨日」「昨日聞いたのかね」と呼ぶ者あり）
昨日ですね。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 冷静さが超えて申し訳ないんですけど、西田課長も下田さんも、担当部署、担当課も違えば担当部署、もう全然違うんですよ。それなのに聞いてるっていうのは、しつこくて申し訳ないですけど、昨日のいつどこで、どういう経緯でそんな会話になったんですか。下田さんがわざわざ西田さんのところまで報告に来たってことでしょうか。だって、昨日の

ことだから明確に記憶あるでしょう。

○委員長（武道 修司君） 西田課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 私のとこに来て、それで私呼ばれました。

○委員長（武道 修司君） それで、尾崎君も呼ばれてるって言ったんですか。

○副委員長（宗 裕君） 呼ばれましたって、終わったのは今日でしょう。

○住民生活課長（西田 哲幸君） いや、昨日です。

○（君） 呼ばれましたって（聴取不能）。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 昨日、私呼ばれてますということで。

○副委員長（宗 裕君） 呼ばれていますって来た。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 呼ばれてますって（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） で、そのときに尾崎君も呼ばれてますって言ったっていうことですか。

○住民生活課長（西田 哲幸君） そうですね、そういう（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 大事なことだから聞かせてください。

尋問みたいになってごめんなさい。じゃあ、昨日、下田さんと会話をしたのはそのときだけですね。昨日、下田さんと会話をしたのはそのときだけですか。

○委員長（武道 修司君） 西田課長のところに来たってことよね。

○副委員長（宗 裕君） だから、西田さんが下田さんと会話をしたのは、わざわざ下田さんが西田さんのところに来た1回だけですよね、昨日は。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 昨日は1回だけですね。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） 下田君と会うたのも、その1回だけ。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 1回だけですね。

○委員長（武道 修司君） ほかのとこでは会ってない。

○副委員長（宗 裕君） もう一つ。その2人の会話を聞いてた人はほかにはいますか。隣にいたら耳に入るんでしょ、自然と。尾崎さんが証人に呼ばれてるという。だって密室じゃないんだもん、執務室だもん、隣の役場の職員はどうしても耳に入っちゃうでしょ。

○住民生活課長（西田 哲幸君） （聴取不能）隣におったかどうかはちょっと（聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） だけど、ほかの職員の耳に入ってても不思議はない状況下でってことですよね。

○委員（5番 工藤 久司君） こそこそじゃないんだよね。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） もうすばり総務課長に答えてもらいますが、もう2回目なんですね、守秘義務。私の回数からしたら6月から3回目。今、その証人が5人っていうのは、名前、4人かな、鍛治課長知っていたと思うんですが、本人から聞いたというふうに述べたと思うんですが、そういう町民の、今回証人の方が直接会える機会っていうのはなかなかないと思うんですが、窓口じゃ多分、自分はないのかなと思うんですが、はっきり答えてもらえますか。どこで本人から聞きましたか。どうせこれは、私たちが今質問していることに関しては、町長に恐らく報告すると思うんですよ。しなきやいけない立場なので。だからはっきり、うそを言ってもらいたくないし、どこから聞いたかというのは真実を知りたいので、はっきり答えてください。私は3回目です。皆さん2回目です。お願いします。

○委員長（武道 修司君） 鍛治課長。

○総務課長（鍛治 孝広君） 下田君については、本人がこの証人尋問に出席するに当たっての休暇の関係ですね、それを人事のほうに聞きに来たときに、どういう対応をするかということで、そこで私も知りました。それちょっと日にちは分かりません。

あと古市君と、繁永奥さんからは直接聞いておりませんが、繁永さんから、自分と奥さんが呼ばれているということで。

○副委員長（宗 裕君） それをいつどこで。場所です。

○総務課長（鍛治 孝広君） 昨日伺いました。町長室で。

○副委員長（宗 裕君） 町長室ですね。納得がいきました。

○総務課長（鍛治 孝広君） 町長室に来訪されてて、そのときに伺っています。

○副委員長（宗 裕君） いや、納得がいきました。

○委員長（武道 修司君） 西田課長も行かれましたよね。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 私も行きましたね。

○副委員長（宗 裕君） 町長室ですか。

○委員長（武道 修司君） 行ってますよね。そのときに下田君に会ってますよね。そのとき下田君はおらんやったの。

○住民生活課長（西田 哲幸君） いや、下田君は……

○委員長（武道 修司君） おらんやった。

○住民生活課長（西田 哲幸君） いや、その前です。

○委員長（武道 修司君） そのときに誰が呼ばれているかという話を聞いたんじゃないですか。

○住民生活課長（西田 哲幸君） その前に私は（聴取不能）ときは尾崎さんも呼ばれている（聴取不能）私が来たときには聞きました。

○委員長（武道 修司君） なぜ私たちが今これを言っているかというと、今日、尾崎君が来たと

きに、内山君から、「証人喚問呼ばれているだろう」というふうに言われたと言うんです。

○副委員長（宗 裕君） 圧力をかけて（聴取不能）取られかねない発言だと私は（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） これ、我々が証人喚問を呼ぶときに、すごい慎重にやっているんですよ。

○副委員長（宗 裕君） だから秘密会にしてる。

○委員長（武道 修司君） で、まあ町長は秘密会にせんと公平に出せと言うので、今後しっかりとユーチューブでも配信するようにしようと思いますけどね、我々から見て、ちょっと問題があるような発言もかなり多いんですけど、町長が出せと言うんであれば全然出せるし、我々も隠すつもりもないし。ただ、証人喚問で呼ぶ証人の情報が、そのように流れるというのは、情報漏えいなんよね、これ。それ、総務課長分かりますよね、鍛治課長。まして証人喚問ですよ。それも民間の。役場の職員じゃない人の名前が出て、その話をしたのが役場の職員で、なぜ内山君が何でそんな話をしたかもちょっとよく分からんんだけど。内山君は誰から聞いたのかは今日聞けないんですけどね。今、西田課長は下田君から尾崎君の話を聞いたということが今分かったんで、今度下田君は誰から聞いたか。で、下田君は内山君に言ったかどうかという。西田課長から内山君には言ってないですね。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 言ってないですね。

○委員長（武道 修司君） 言ってない。町長室でもそういうふうな話はしてないですか。

○委員（13番 吉元 健人君） 鍛治課長（聴取不能）。

○総務課長（鍛治 孝広君） （聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） ない。なら町長室は古市君と繁永さんと鍛治課長と町長と西田課長と内山君と、それだけのメンバーが一緒におったということですね。

○委員（4番 田原 宗憲君） 町長室は守秘義務の（聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） ちょっと手を挙げて発言してもいい。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 正直に答えていただいて感謝してるし、職員何も悪くないと思うんですけど、そういう町長室での打合せっていうのは1回だけじゃないですね。

○委員（4番 田原 宗憲君） 百条は頻繁にあるよ。

○副委員長（宗 裕君） だから百条が開催されるのと同じぐらいの回数、町長室での報告、打合せがあつてているということですね。だから、今回、証人の名前を聞いた1回だけではないんですね、そういう会議は町長室で。

○委員長（武道 修司君） 鍛治課長。

○総務課長（鍛治 孝広君） 当然、職員が証人、説明員で呼ばれた後は、呼ばれた職員が町長室で報告しますけど、繁永さんと古市君が来たのは昨日が初めてですね。それ以外はないです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 職員が説明員で呼ばれた場合に、町長室で町長に報告する、書面で報告する。当然の業務だから当たり前のことだと思ってるんですよ。それとこれ、これだけのことですから、その説明で呼ばれた職員の証言とか情報を職員間で共有する。これも業務の一環で当然だと思うんです。また、町長も非常に慎重に対応してくださっているのはよく分かるから、それを町長室かどうか分かりませんけど、幹部職員で会議を複数回開いて情報共有。対策というと悪いけど、話はこれも当然のことだと思うんです。今、総務課長がおっしゃったときに、頻繁にそういう会議が行われているだろうと私は思ってました。

ただ不思議なのは、証人喚問の直前に既に退職した古市前課長、あるいは単に民間の受注業者にすぎない繁永さんが、まるで事前の打合せのように町長室に呼ばれて、総務課長と幹部職員と話をするという、私それ自体が、あってはならないとまでは言わないけど、異常なことだと思うんですけど、そういう御認識はありますか。

○委員長（武道 修司君） 鍛治課長。

○総務課長（鍛治 孝広君） 昨日、打合せとかではなくて、内容をちょっとお話しすると、秘密会になっていることについて、町長にこれはどういうことですかみたいなことで間合せに来られとったんですね。町長は、これはもう委員会が決めることやけ、町長はどうしようもできませんみたいな話をする中で、そういう証人尋問（聴取不能）みたいな話が出たということで、決して証人尋問に当たっての打合せをするとか、そういうことではなかったです。

○委員長（武道 修司君） そこに何で西田課長と内山課長呼ばれた。

○委員（5番 工藤 久司君） 普通出るべきよ。

○副委員長（宗 裕君） 秘密会の関連なら何で、総務課長ならまだ分かる。

○委員長（武道 修司君） 西田課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 私は別件で、（「たまたまいただけ」と呼ぶ者あり）別件で町長室に行ったんです。そしたらそこに。

○委員長（武道 修司君） たまたま、内山君もたまたま偶然に。（発言する者あり）

○住民生活課長（西田 哲幸君） 偶然に、違う業務と思ったんで、ちょっとそこで、町長に相談することがあって、そこで立ち会ったんです。

○委員（13番 吉元 健人君） ハードディスクも壊れるしね。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 経緯はよく分かったんですけど、今、総務課長がまさにおっしゃつ

たとおり、これは議会のことだから、議会の権限のことだからということで、言葉は悪いですが、門前払いして議会事務局から議長のところに行けっていうべき案件で、町長室に招き入れて、対策を協議するような場所ではないと思うんです。なぜ私がこう思うか。

それを受け、先日の夕方、町長名で上がってきた文書が上がってきたんでしょう。また古市さんの申入れ書も、あれ、実質、総務課が作成して、総務課でプリントアウトされているんじゃないかと思ってるんですけど、あれは全く関係ないんですか。（発言する者あり）

だって、町長からの申入れ書の2枚目には、秘密会のことが書いてあるじゃないですか。

○委員長（武道 修司君） ちょっと論点がずれてきているんで、すみません。

取りあえず守秘義務のとこなんで、我々百条委員会で、証人喚問を呼ぶときに、今みたいなことをされると、証人が出てきにくくなる。ある意味、行政側が百条委員会の、そういう証人を出させないような動きをしているというふうに、取らざるを得ない、今の状況を考えると。

我々も調査の限度があります。今回の情報漏えい、どのような形で、その情報が役場の中で、蔓延という言い方したらあれかもしかんけど、内山さんに話が行ったのか、西田君に来たのは、下田君ということやけど、下田君がどっから情報を仕入れたのか、鍛治課長、申し訳ないけど、それは調べてください。

これは役場の組織としての情報漏えいなんで、まして、これ百条委員会の証人喚問の情報漏えいなんで、ちょっと簡単なことではないかなということで、緊急に、本来なら出席要請をお願いして、来てもらわないといけない部分ですけど、内容が内容なんで、緊急にちょっと来ていただきました。

なぜ、内山君が尾崎君に出席するんやろうとかいう声をかけるかとかいうこと自体も、全然不思議な話で、理解できないことがちょっと多いんで、そこら辺も含めて、鍛治課長、申し訳ないけど調査をしていただいて、報告をお願いをしたいというふうに思います。

それと、町長からの申出の内容について、町長のほうにしっかりと説明をしたいと思っています。我々も陰でこそそやるつもりもないし、職員を痛めつけようとかいうこともありません。

ただ、正直に話を聞いていただいてない部分が多いのと、はつきり言うて、ちょっとこういうふうな言い訳をすれば、まかり通るだろうというふうな形で、言い訳をされてることが多々見える。場合によっては虚偽発言をして、下手したら偽証罪となり得るようなこともあり得てきているんで、そういうところも踏まえて、ちゃんと町長には御理解をしていただいたほうがいいかなというふうに思っています。

それと、職員に無理などうこうっていうんであれば、可能な範囲で協力を願いたい。当初、この百条委員会ができたときに副町長に、我々も一日も早くこの内容について調査を終了したいんで、職員の皆さんには協力を願いたい、積極的に協力をということでお願いをしました。「分か

った。そので課長に言おう」ということで言われていましたけど、実際そのような話が通達が出ていないような感じもしています。

そういうどこも踏まえて、今回の一連の流れも踏まえて、町長に説明もしたいし、秘密会にした理由、特に個人情報で、内部告発、公益通報の関係の部分もあったんで、秘密会にしないとできない部分もちょっとあったんで、秘密会にした。

基本的に個人情報の問題とかがあるんで、証人喚問については、秘密会にしようというのはこの会の申出です。ただ、秘密会が終わった後は、秘密会の解除をしますんで、議事録とか作ったり、場合によっては、今ビデオを撮っていますんで、このビデオについてはユーチューブで配信をするかということも踏まえて、各証人にも承諾を得た上で、その検討を今からするところです。

そういうところも踏まえて、町長に説明したいと思いますんで、来週、もし町長の都合がいいことがあれば、この委員の皆さん、招集かけますんで、日程調整をさせていただきたいなと思いますんで、よろしくお願ひいたします。

それまでに、なぜこの証人喚問の人間が、情報が漏れたのかを調べていただければなと思いますんで、よろしくお願ひいたします。

鍛治課長。

○総務課長（鍛治 孝広君） 今、守秘義務の関係を調査してくれということ、それは文書で回答してくれということですか。

○委員長（武道 修司君） できれば文書で回答できれば一番、文書でお願いしましょうか。局長、いいかね。

○委員（4番 田原 宗憲君） 西田課長の発言と、鍛治課長のは残る。

○副委員長（宗 裕君） これ議事録残ってるんで。

○委員（4番 田原 宗憲君） それを本当に、今回3回目、書類はこちちらで調べたらでたらめやし、どれを信用していいのかわからん。でも、きっちり誰が言ったかというのは追求してもらいたい。町長、それをもし許さなければ、町長に、（聴取不能）について手加減せんせんとよくならんと思っています。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、私からも、鍛治課長にお願いがございます。

○委員長（武道 修司君） はい、宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 正式な調査依頼の文書、ここまで書けないでしょうから、一委員、あるいは副委員長として、鍛治課長にお願いを申し上げます。

証人の名前が外部に漏れた件に関しては、繁永さん御夫妻、元職員である、自分たちから町長室に申出があったと、致し方ないのもあろうかと思うんですが、下田さんは現職の職員ですから、上司で不思議はない。

純粹な民間人である尾崎さんの名前が漏れたというのは、一番重大だと思っているし、なおかつ、今日、証人で呼んだ尾崎さんから冒頭から、「ちょっと特別な発言許可ください、なぜか知らないけど、内山さんから証人で呼ばれると言われたんですけど、なんで漏れるんですかね」という発言があって、私びっくり仰天したんです。

そしたら、尾崎さんが、証人で呼ばれていることを誰にも話していないみたいなことをおっしゃっていましたから、情報流出経路はもう3つしかないんです。物理的に。我々委員の誰かが漏らした。議会事務局の誰かが漏らした。議会事務局から、証人要請の封筒を誰かが途中で見てて、報告していると、この3つの経路しかないと思っているんです。

議会事務局が封筒に封入して、中身分かりませんよ、だけど発送は、役場の事務ルールとして総務課を通して発送しますから、総務課の誰かがそこでチェックしようと思ったらチェックできると私は思っているんで、ほかのウルトラCがあつたら別ですけど、この3つの情報、漏えいルートしかないんです。それを念頭に置いて、丁寧な調査を要望いたします。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 宗さんが3点言ったけど、ウルトラCが多分あると思います。その中で、もし、これが、町長が総務課の郵便物とかそういうのを随時報告せよって、もし鍛治課長が言わっていたら、報告はしますか、しないですか。町長から報告せよと言われたらするかもしれない。西田課長も答えて。

○委員長（武道 修司君） 単純に答えてください。時間も西田課長5時から用事があると言われたんで、すぐに終わりたいと思いますんで。

○総務課長（鍛治 孝広君） ケース・バイ・ケースで対応します。それで。

○委員長（武道 修司君） 西田課長、報告せと言わいたら報告しますか。

○住民生活課長（西田 哲幸君） その説明がここでせんといけないならあれなんんですけど、その辺はちょっとケース・バイ・ケースで。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。

鍛治課長。

○総務課長（鍛治 孝広君） 先ほど、委員長が副町長に、協力するようにお願いしたということでお、言わっていたと思うんですが、それについては、百条委員会設置された後の序議で、町長から誠心誠意をもって対応するようにと、協力するようにということで。

○委員長（武道 修司君） 通達はありましたか。

○総務課長（鍛治 孝広君） 口頭ではございますが、してますので。

○委員長（武道 修司君） 協力するようにという話があったということですね。

○総務課長（鍛治 孝広君） ありました。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございました。

○副委員長（宗 裕君） 鍛治さん、副町長、入院中と聞いているんですけど、職務に復帰する見込みはありましたか。（発言する者あり） 来週あたり、いつぐらいに。

○委員長（武道 修司君） 今月いっぱいやっぱ厳しいやろ。（発言する者あり）（「盆明けくらいには大丈夫だと」と呼ぶ者あり）

○副委員長（宗 裕君） 今月中に復帰、よかったです。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 例えば、町長室で、先ほど、繁永さんと古市元職員が来て同席をしていたと、今まで百条委員会で、中心的というか、というところの方が来ているんであれば、それはやっぱ席を外すべきだと思う。そうでしょう。何の用事で来たのかを、課長が知つたらいけないと思うし、知るべきだはないと思うんです。

いろんなこれに限らず、総務を通じて、いろんな要望とかいろいろあるかもしれないけども、やっぱり、同席していいパターンと、というのは、しっかりと今後判断をしていただきたいと思います。

以上。

○副委員長（宗 裕君） だってあらぬ疑いかけられるよ。

○委員長（武道 修司君） すみません。もう、2人には、これで退席をお願いいたします。すみません。取りあえず、これ、場合によっては、人の命に関わる問題にもなってくるんで、本当に慎重にやらないといけないというふうに、我々も思ってますし、簡単な問題ではないというふうに思ってます。

もし、ここで発言したことが偽証罪となれば、職員であれば懲戒免職になるだろうし、禁錮刑になるから、禁錮刑になったと同時に懲戒免職になるだろうし、一般の人が、もし偽証罪になつたら、大変なことになるわけです。その覚悟で皆さん来られる人たちなんで、しっかりとそこら辺のところの状況を理解していただきたいなと思いますので、今日はこういうことが起きたんで、追及するような感じで話になりましたけど、それぐらい大変な問題ということだけ御理解をしとつてください。よろしくお願ひいたします。

以上です。（「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり）

お疲れさまでした。

○委員（4番 田原 宗憲君） 町長室に行って報告する。

○委員（5番 工藤 久司君） たまたま行ったらおっちょっとたっち。

○副委員長（宗 裕君） ごめんね。それじゃ仕方ないね。町長室で尾崎さんの名前が漏れたってことですね。

○委員（4番 田原 宗憲君） 守秘義務がないんよね。

○委員長（武道 修司君） すみません。時間もかなり押してます。次の流れだけ確認をしたいと思いますが、18は証人喚問か。駄目やった。そこの打合せは、一回会議を閉じてから打合せをしたいと思います。

ここで、それでは……。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、会議を閉じる前に、本日の秘密会について……。

○委員長（武道 修司君） すみません。失礼しました。

本日の証人喚問の秘密会については、本日で解除したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって本日の秘密会は解除といたします。後日、議事録の公開をいたしたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

以上で、第11回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後5時22分閉会